

第3部 検査

<通則>

- 1 検査の費用には、検査を行う医師、看護師及び技術者等の人件費、試薬、デッキグラス、試験管等の材料費、機器の減価償却費、管理費及び患者の衣類等の費用は含まれる。なお、患者に施用する薬剤及び特定保険医療材料の費用は検査料とは別に算定する。
- 2 検査に当たって施用した薬剤の費用は別に算定できるが、第2章第5部投薬の部に掲げる処方料、調剤料、処方せん料及び調剤技術基本料並びに同第6部注射の部に掲げる注射料は、別に算定できない。なお、検査に当たって施用される薬剤（検査用試薬を含む。）は、原則として医薬品として承認されたものであることを要する。
- 3 撮影した画像を電子媒体に保存した場合、保存に要した電子媒体の費用は検査にかかる所定点数に含まれる。
- 4 第1節及び第3節に掲げられていない検査で簡単な検査は、基本診療料に含まれるので、別に算定することはできない。なお、基本診療料に含まれる検査の主なものは、次のとおりである。
 - (1) 血圧測定
 - (2) 視野眼底検査のうち簡単なもの
 - (3) 眼科検査のうち斜照法、徹照法、細隙燈検査（ルーペ式）、機器を使用しない眼圧測定検査
 - (4) 区分番号「D244」自覚的聴力検査の「3」の簡易聴力検査に該当しない簡単な聴力検査
 - (5) 精液pH測定
 - (6) デビス癌反応検査
 - (7) 鼓膜運動検査
 - (8) イクテロメーター黄疸反応検査
 - (9) 簡易循環機能検査
 - ア スラッジテスト
 - イ 指尖部皮膚毛細血管像検査
 - ウ 皮膚粘膜撮影検査
 - エ 寒冷血圧検査
 - オ ビッケンバッハ起立試験
 - カ ヒスタミンテスト
 - キ レジチンテスト
 - ク 末梢の静脈圧測定
 - ケ ビュルゲル病及び脱疽等の場合における電氣的皮膚温度測定
 - a 単純な場合
 - b 負荷を行った場合
 - コ ギボンーランディステスト
 - サ 基礎代謝率簡易測定法

注 簡易循環機能検査とは、生体に対して物理的又は化学的負荷をかけ、血圧、脈拍等の

理学所見の観察を行うことにより循環機能を検査することを目的とする簡易な検査であり、負荷の種類としては起立、寒冷、運動及び薬物等がある。

- (10) 自律神経機能検査
- (11) アルコール中毒に対する飲酒試験における症状監視
- (12) 皮膚のインピーダンス検査（皮電図記録作成）
- (13) 6誘導未満の心電図検査
- (14) 尿中ブロムワレリル尿素検出検査
- (15) 尿脚気反応（沢田氏反応）
- (16) シュミット氏昇汞試験
- (17) 糞便のストール氏虫卵数計算法
- (18) 髄膜透過性検査
- (19) 横田氏反応
- (20) ユーグロブリン全プラスミン測定法（ユーグロブリン分層SK活性化プラスミン値測定）
- (21) 緒方法等の補体結合反応による梅毒脂質抗原使用検査
- (22) 卵白アルブミン感作血球凝集反応検査
- (23) ラクトアルブミン感作血球凝集反応検査
- (24) Miller Kurzrok検査
- (25) Schick反応
- (26) Dick反応
- (27) Frei反応
- (28) 光田反応
- (29) 松原反応
- (30) 伊藤反応
- (31) トキソプラズマ症、ジストマ症及び猩紅熱の皮内テスト
- (32) 膨疹吸収時間測定
- (33) ジアゾ反応
- (34) インジカン
- (35) 血液比重測定
- (36) 末梢血液像及び骨髓像における特殊染色のBRACHE T試験
- (37) 赤血球抵抗試験のリビエール法
- (38) ナイアシンテスト
- (39) RPHA法による α -フェトプロテイン(AFP)
- (40) リウマチ因子スクリーニング
- (41) α_1 -酸性糖蛋白測定
- (42) β -リポ蛋白
- (43) モノアミノキシダーゼ(MAO)
- (44) ヴィダール反応
- (45) ヒト絨毛性ゴナドトロピン β (HCG β)分画定性
- (46) 凝集法及び免疫染色法による抗DNA抗体

(47) 全血凝固溶解時間測定

(48) 血清全プラスミン測定

- 5 第1節及び第3節に掲げる検査料の項に掲げられていない検査のうち簡単な検査の検査料は算定できないが、特殊な検査については、その都度当局に内議し、最も近似する検査として通知されたものの算定方法及び注（特に定めるものを除く。）を準用して、準用された検査に係る判断料と併せて算定する。
- 6 点数表において2つの項目を「及び」で結んで規定している検査については、特に定めるものを除き、当該両項目の検査を併せて行った場合にのみ算定する。
- 7 検査に当たって、麻酔を行った場合は、第2章第11部麻酔に規定する所定点数を別に算定する。ただし、麻酔手技料を別に算定できない麻酔を行った場合の薬剤料は、第5節薬剤料の規定に基づき算定できる。
- 8 同一検体について、定性検査、半定量検査及び定量検査のうち2項目以上を併せて行った場合又はスクリーニング検査とその他の検査とを一連として行った場合は、それぞれ主たる検査の所定点数のみ算定する。ただし、併せて行う検査の区分が異なる場合は、それぞれについて算定する。
- 9 「分画」と記されている検査について、同一検体の各分画に対して定量検査を行った場合は、所定点数を1回のみ算定する。
- 10 定性、半定量又は定量の明示がない検査については、定量検査を行った場合にのみ当該検査の所定点数を算定する。
- 11 測定方法又は検査方法が明示されていない検査については、測定又は検査の方法の如何にかかわらず、その検査料の項に掲げる所定点数を算定する。
- 12 同時又は一連として行った2以上の検査の結果から計算して求めた内容が、検査料に掲げられた項目に該当する場合であっても、当該内容についての点数は算定できない。
- 13 2回目以降について所定点数の100分の90に相当する点数により算定することとされている場合において「所定点数」とは、当該項目に掲げられている点数及び当該注に掲げられている加算点数を合算した点数である。
- 14 同一項目について検査方法を変えて測定した場合には、測定回数にかかわらず、主たる測定方法の所定点数のみを算定する。
- 15 算定回数が複数月に1回又は年1回のみとされている検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に前回の実施日（初回の場合は初回である旨）を記載する。
- 16 第3部検査の部において用いられる検査法の略号については下記のとおりである。

PHA : Passive hemagglutination 受身赤血球凝集反応

RPHA : Reversed passive hemagglutination 逆受身赤血球凝集反応

LA : Latex agglutination ラテックス凝集法

(LP IA : Latex photometric immuno assay)

PC IA : Particle counting immuno assay 微粒子計数免疫凝集測定法

PAM IA : Particle mediated immuno assay 粒度分布解析ラテックス免疫測定法

IAHA : Immuno adherence hemagglutination 免疫粘着赤血球凝集反応

RIA : Radio immuno assay 放射性免疫測定法

RIST : Radio immuno sorbent test

RAST : Radio allerge sorbent test
RA : Radioassay ラジオアッセイ
RRA : Radioreceptorassay ラジオレセプターアッセイ
CPBA : Competitive protein binding analysis 競合性蛋白結合分析法
EIA : Enzyme immuno assay 酵素免疫測定法
(ELISA : Enzyme linked immuno sorbent assay)
FA : Fluorescent antibody method 蛍光抗体法
FPA : Fluorescence polarization assay 蛍光偏光法
FPIA : Fluorescence polarization immuno assay 蛍光偏光免疫測定法
TR-FIA : Time resolved fluoro immuno assay 時間分解蛍光免疫測定法
IRMA : Immuno radiometric assay 免疫放射定量法
SRID : Single radial immuno diffusion method 一元拡散法
ES : Electrosyneresis method 向流電気泳動法
TIA : Turbidimetric immuno assay 免疫比濁法
HPLC : High performance liquid chromatography 高性能液体クロマトグラフィー
GLC : Gas-liquid chromatography 気液クロマトグラフィー
GC : Gas chromatography ガスクロマトグラフィー
CLIA : Chemiluminescent immuno assay 化学発光免疫測定法
ECLA : Electrochemiluminescence immuno assay 電気化学発光免疫測定法
SIA : Split immuno assay
PCR : Polymerase chain reaction
EV-FIA : Evanescent wave fluoro immuno assay エバネセント波蛍光免疫測定法
FIA : Fluoro immuno assay 蛍光免疫測定法
LBA : Liquid-phase binding assay 液相結合法
FISH : Fluorescence in situ hybridization
SISH : silver in situ hybridization
LAMP : Loop-mediated isothermal amplification
TMA : Transcription-mediated amplification
SDA : Strand displacement amplification
SSCP : Single strand conformation polymorphism
RFLP : Restriction fragment length polymorphism
LCR : Ligase chain reaction
HDRA : Histoculture drug response assay
CD-DST : Collagen gel droplet embedded culture drug sensitivity test

注 LA (測定機器を用いるもの) とは、抗原抗体反応によりラテックス粒子が形成する凝集塊を光学的な分析機器を用いて定量的に測定する方法をいう。

- 17 「定性」とは分析物の有無を判定するもの、「半定量」とは段階希釈などを用いて得られる最高希釈倍率や一定濃度の標準品との対比によって得られる濃度段階区分など、相対的な多寡を判定・分類するもの、「定量」とは分析物の量を標準品との対比によって精密に測定するものをいう。 —

18 初診、再診又は在宅医療において、患者の診療を担う保険医の指示に基づき、当該保険医の診療日以外の日に訪問看護ステーション等の看護師等が、当該患者に対し検査のための検体採取等を実施した場合は、当該保険医療機関において、第1節第1款検体検査実施料を算定するとともに、検体採取に当たって必要な試験管等の材料を患者に対して支給すること。なお、この場合にあつては、当該検体採取が実施された日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

第1節 検体検査料

第1款 検体検査実施料

時間外緊急院内検査加算

(1) 時間外緊急院内検査加算については、保険医療機関において、当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜に入院中の患者以外の患者に対して診療を行った際、医師が緊急に検体検査の必要性を認め、当該保険医療機関において、当該保険医療機関の従事者が当該保険医療機関内に具備されている検査機器等を用いて当該検体検査を実施した場合に限り算定できる。

なお、当該加算の算定に当たっては、当該加算の対象たる検査の開始時間をもって算定する。

(2) 検査の開始時間が診療時間以外の時間、休日又は深夜に該当する場合に当該加算を算定する。なお時間外等の定義については、区分番号「A000」初診料の注7に規定する時間外加算等における定義と同様であること。

(3) 同一患者に対して、同一日に2回以上、時間外、休日又は深夜の診療を行い、その都度緊急の検体検査を行った場合（複数の区分にまたがる場合を含む。）も、1日につき1回のみ算定する。

(4) 現に入院中の患者については算定できない。ただし、時間外、休日又は深夜に外来を受診した患者に対し、検体検査の結果、入院の必要性を認めて、引き続き入院となった場合は、この限りではない。

(5) 時間外緊急院内検査加算を算定する場合においては、区分番号「A000」初診料の注9並びに区分番号「A001」再診料の注7に規定する夜間・早朝等加算は算定できない。

(6) 緊急の場合とは、直ちに何らかの処置・手術等が必要である重篤な患者について、通常の診察のみでは的確な診断が困難であり、かつ、通常の検査体制が整うまで検査の実施を見合わせるできないような場合をいう。

外来迅速検体検査加算

(1) 外来迅速検体検査加算については、当日当該保険医療機関で行われた検体検査について、当日中に結果を説明した上で文書により情報を提供し、結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として、検体検査実施料の各項目の所定点数にそれぞれ10点を加算する。

(2) 以下の多項目包括規定に掲げる点数を算定する場合には、その規定にかかわらず、実施した検査項目数に相当する点数を加算する。

区分番号「D006」出血・凝固検査の注の場合

区分番号「D007」血液化学検査の注の場合

区分番号「D008」内分泌学的検査の注の場合

区分番号「D009」腫瘍マーカーの注2の場合

例 患者から1回に採取した血液等を用いて区分番号「D009」腫瘍マーカーの「2」の癌胎児性抗原（CEA）と「6」のCA19-9を行った場合、検体検査実施料の請求は区分番号「D009」腫瘍マーカーの「注2」の「イ」2項目となるが、外来迅速検体検査加算は、行った検査項目数が2項目であることから、20点を加算する。

- (3) 同一患者に対して、同一日に2回以上、その都度迅速に検体検査を行った場合も、1日につき5項目を限度に算定する。
- (4) 区分番号「A002」外来診療料に含まれる検体検査とそれ以外の検体検査の双方について加算する場合も、併せて5項目を限度とする。
- (5) 現に入院中の患者については算定できない。ただし、外来を受診した患者に対し、迅速に実施した検体検査の結果、入院の必要性を認めて、引き続き入院となった場合は、この限りではない。

D000 尿中一般物質定性半定量検査

- (1) 検体検査を行った場合は所定の判断料を算定できるものであるが、尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合は、当該検査に係る判断料は算定できない。

(2) 尿中一般物質定性半定量検査

ア 尿中一般物質定性半定量検査とは、試験紙、アンプル若しくは錠剤を用いて検査する場合又は試験紙等を比色計等の機器を用いて判定する場合をいい、検査項目、方法にかかわらず、1回につき所定点数により算定する。

イ 尿中一般物質定性半定量検査に含まれる定性半定量の検査項目は、次のとおりである。

- (イ) 比重
- (ロ) pH
- (ハ) 蛋白定性
- (ニ) グルコース
- (ホ) ウロビリノゲン
- (ヘ) ウロビリニン定性
- (ト) ビリルビン
- (チ) ケトン体
- (リ) 潜血反応
- (ヌ) 試験紙法による尿細菌検査（亜硝酸塩）
- (ル) 食塩
- (ワ) 試験紙法による白血球検査（白血球エステラーゼ）
- (ワ) アルブミン

- (3) 尿中一般物質定性半定量検査は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に対して速やかに報告されるような場合は、所定点数を算定できる。

D001 尿中特殊物質定性定量検査

- (1) 「3」の先天性代謝異常症スクリーニングテスト（尿）とは、次に掲げる物質の定性半定量検査及び反応検査をいう。

- ア 塩化鉄（Ⅲ）反応（フェニールケトン体及びアルカプトン体の検出を含む。）
 - イ 酸性ムコ多糖類
 - ウ システイン、シスチン等のSH化合物
 - エ ヒスチジン定性
 - オ メチルマロン酸
 - カ Millon反応
 - キ イサチン反応
 - ク Benedict反応
- (2) 「4」のポルフィリン症スクリーニングテスト（尿）として、Watson-Schwartz反応、Rimington反応又はDeanand Barnes反応を行った場合は、それぞれ所定点数を算定する。
- (3) 「9」のトランスフェリン（尿）、「8」のアルブミン定量（尿）及び「~~14~~15」のIV型コラーゲン（尿）は、糖尿病又は糖尿病性早期腎症患者であって微量アルブミン尿を疑うもの（糖尿病性腎症第1期又は第2期のものに限る。）に対して行った場合に、3月に1回に限り算定できる。なお、これらを同時に行った場合は、主たるもののみ算定する。
- (4) 「~~11~~12」のミオイノシトール（尿）は、空腹時血糖が110mg/dL以上126mg/dL未満の患者に対し、耐糖能診断の補助として、尿中のミオイノシトールを測定した場合に1年に1回に限り算定できる。ただし、既に糖尿病と診断されている場合は、算定できない。
- (5) 「~~15~~16」のL型脂肪酸結合蛋白（L-FABP）（尿）は、原則として3月に1回に限り算定する。ただし、医学的な必要性からそれ以上算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
- (6) 同一日に尿、穿刺液・採取液及び血液を検体として生化学的検査（Ⅰ）又は生化学的検査（Ⅱ）に掲げる検査項目につきそれぞれを実施した場合の、多項目包括規定の適用については、尿、穿刺液・採取液及び血液のそれぞれについて算出した項目数により所定点数を算定するのではなく、血液、尿、穿刺液・採取液それぞれに係る項目数を合算した項目数により、所定点数を算定する。ただし、同一日に行う2回目以降の血液採取による検体を用いた検査項目については、当該項目数に合算せず、所定点数を別途算定する。
- (7) 蛋白質とクレアチニンの比を測定する目的で試験紙により実施した場合は、「17」のその他によるクレアチニン（尿）として算定し、その判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「1」尿・糞便等検査判断料を算定する。

D002 尿沈渣（鏡検法）

- (1) 尿沈渣（鏡検法）の所定点数は、赤血球、白血球、上皮細胞、各種円柱、類円柱、粘液系、リポイド、寄生虫等の無染色標本検査の全ての費用を含む。
- (2) 尿沈渣（鏡検法）は、区分番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査若しくは区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査において何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められて実施した場合に算定すること。
- (3) 尿沈渣（鏡検法）は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。

- (4) 尿路系疾患が強く疑われる患者について、診療所が尿沈渣（鏡検法）を衛生検査所等に委託する場合であって、当該衛生検査所等が採尿後4時間以内に検査を行い、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合は、所定点数を算定できる。
- (5) 当該検査と区分番号「D002-2」尿沈渣（フローサイトメトリー法）を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

D002-2 尿沈渣（フローサイトメトリー法）

- (1) 本測定は区分番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査若しくは区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査において何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められ、赤血球、白血球、上皮細胞、円柱及び細菌を同時に測定した場合に算定する。
- (2) 本検査と区分番号「D002」尿沈渣（鏡検法）を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

D003 糞便検査

- (1) 糞便中の細菌、原虫検査は、区分番号「D017」排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査により算定する。
- (2) ヘモグロビン検査を免疫クロマト法にて行った場合は、「5」の糞便中ヘモグロビン定性により算定する。
- (3) ヘモグロビン検査を金コロイド凝集法による定量法にて行った場合は、「7」の糞便中ヘモグロビンにより算定する。
- (4) 「9」のキモトリプシン（糞便）を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

D004 穿刺液・採取液検査

- (1) 「1」の酸度測定（胃液）を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- ~~(2)~~ 「3」の胃液又は十二指腸液一般検査の所定点数には、量、色調、混濁、粘液量、臭気、酸度測定、ペプシン及び乳酸定量、ラブ酵素の証明、蛋白質の呈色反応（ニンヒドリン反応、ビウレット反応等）、毒物、潜血、虫卵、ウロビリソンの定性定量、コレステリン体の定量、液に含まれる物質の定性半定量の検査等の費用が含まれる。
- ~~(3)~~ 「4」の髄液一般検査の所定点数には、外見、比重、ノンネアペルト、パンディ、ワイヒブロット等のグロブリン反応、トリプトファン反応、細胞数、細胞の種類判定及び蛋白、グルコース、ビリルビン、ケトン体等の定性半定量の検査等が含まれる。
- ~~(4)~~ 「5」の精液一般検査の所定点数には、精液の量、顕微鏡による精子の数、奇形の有無、運動能等の検査の全ての費用が含まれる。
- ~~(5)~~ 「6」の頸管粘液一般検査の所定点数には、量、粘稠度、色調、塗抹乾燥標本による顕微鏡検査（結晶、細菌、血球、腔上皮細胞等）等の費用が含まれる。
- ~~(6)~~ 「7」の顆粒球エラストラーゼ定性（子宮頸管粘液）は、フロースルー免疫測定法（赤色ラテックス着色法）により、絨毛羊膜炎の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の妊婦で切迫早産の疑いがある者に対して測定した場合に算定する。
- ~~(7)~~ 「7」のIgE定性（涙液）は、アレルギー性結膜炎の診断の補助を目的として判定した場合に月1回に限り算定できる。

(~~7~~8) 「8」の顆粒球エラストラーゼ（子宮頸管粘液）は、絨毛羊膜炎の診断のために妊娠満2週以上満37週未満の妊婦で切迫早産の疑いがある者に対して行った場合に算定する。

(~~8~~9) 「9」の乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）半定量（膈分泌液）のためのタンポンによる検体採取に係る費用は、所定点数に含まれる。また、当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(~~9~~10) 「10」のマイクロバブルテストは妊娠中の患者又は新生児の患者に対して週に1回に限り算定できる。

(~~10~~11) 「11」のⅡ型プロコラーゲン-C-プロペプチド（コンドロカルシン）（関節液）は、E I A法によるが、エックス線所見で明らかに変形性関節症又は慢性関節リウマチが診断できる場合は算定できない。また、当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

~~(11) 「12」の肺サーファクタント蛋白-A（SP-A）（羊水）を妊娠中に実施する場合には、糖尿病を合併しない場合は妊娠満33週より前の時期において1回に限り算定でき、糖尿病を合併する場合は満32週より前の時期において1回に限り算定でき、満32週以降においては週1回に限り算定できる。また、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。~~

(12) 「~~13~~12」のIgGインデックス、「~~14~~13」のオリゴクローナルバンド及び「~~15~~14」のミエリン塩基性蛋白（MBP）（髄液）は、多発性硬化症の診断の目的で行った場合に算定する。

(13) 「~~16~~15」のリン酸化タウ蛋白（髄液）は、認知症の診断を目的に、1患者につき1回に限り算定する。

(14) 「~~16~~15」のタウ蛋白（髄液）は、クロイツフェルト・ヤコブ病の診断を目的に、1患者につき1回に限り算定する。

(15) 同一日に尿、穿刺液・採取液及び血液を検体として生化学的検査(I)又は生化学的検査(II)に掲げる検査項目につきそれぞれを実施した場合の、多項目包括規定の適用については、尿、穿刺液・採取液及び血液のそれぞれについて算出した項目数により所定点数を算定するのではなく、血液、尿、穿刺液・採取液それぞれに係る項目数を合算した項目数により、所定点数を算定する。ただし、同一日に行う2回目以降の血液採取による検体を用いた検査項目については、当該項目数に合算せず、所定点数を別途算定する。

D004-2 悪性腫瘍組織検査

(1) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、~~肺癌及び大腸癌におけるEGFR遺伝子検査又はK-ras遺伝子検査、大腸癌におけるRAS遺伝子検査、膵癌におけるK-ras遺伝子検査、悪性骨軟部組織腫瘍におけるEWS-F111遺伝子検査、TLS-CHOP遺伝子検査又はSYT-SSX遺伝子検査、消化管間葉系腫瘍におけるc-kit遺伝子検査、家族性非ポリポージス大腸癌におけるマイクロサテライト不安定性検査又は悪性黒色腫センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査について、以下の遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、肺癌におけるEGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。~~

ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査又はK-ras遺伝子検査

イ 膵癌におけるK-ras遺伝子検査

ウ 悪性骨軟部組織腫瘍におけるEWS-Fli1遺伝子検査、TLS-CHOP遺伝子検査又はSYT-SSX遺伝子検査

エ 消化管間葉系腫瘍におけるc-kit遺伝子検査

オ 家族性非ポリポージス大腸癌におけるマイクロサテライト不安定性検査

カ 悪性黒色腫におけるセンチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査又はBRAF遺伝子検査

キ 大腸癌におけるEGFR遺伝子検査、K-ras遺伝子検査又はRAS遺伝子検査

- (2) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査を算定するに当たっては、その目的、結果及び選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (3) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査又は区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

~~(4) RAS遺伝子検査~~

~~ア RAS遺伝子検査は、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」の悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR遺伝子検査（リアルタイムPCR法）の所定点数に準じて算定する。~~

~~イ 本検査には、上記（1）から（3）の規定を適用する。~~

- ~~(4)~~ 「2」の抗悪性腫瘍剤感受性検査は、手術等によって採取された消化器癌、頭頸部癌、乳癌、肺癌、癌性胸膜・腹膜炎、子宮頸癌、子宮体癌又は卵巣癌の組織を検体とし、HDR法又はCD-DST法を用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として行った場合に限り、患者1人につき1回に限り算定する。
- ~~(5)~~ 当該検査の対象となる抗悪性腫瘍剤は、細胞毒性を有する薬剤に限る。また、当該検査に係る薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

D005 血液形態・機能検査

- (1) 「1」の赤血球沈降速度（ESR）は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。
- (2) 同一検体について、「4」の好酸球数及び「3」の末梢血液像（自動機械法）又は「6」の末梢血液像（鏡検法）を行った場合は、主たる検査の所定点数のみを算定する。
- (3) 「3」の末梢血液像（自動機械法）、「6」の末梢血液像（鏡検法）及び「14」の骨髄像の検査については、少なくともリンパ球、単球、好中球、好酸球、好塩基球の5分類以上の同定・比率計算を行った場合に算定する。
- (4) 「6」の末梢血液像（鏡検法）及び「14」の骨髄像の検査に当たって、位相差顕微鏡又は蛍光顕微鏡を用いた場合であっても所定点数により算定する。また、末梢血液像（鏡検法）の検査の際に赤血球直径の測定を併せて行った場合であっても、所定点数により算定する。

- (5) 「6」の「注」及び「14」の「注」にいう特殊染色は、次のとおりである。
- ア オキシダーゼ染色
 - イ ペルオキシダーゼ染色
 - ウ アルカリホスファターゼ染色
 - エ パス染色
 - オ 鉄染色（ジデロブラスト検索を含む。）
 - カ 超生体染色
 - キ 脂肪染色
 - ク エステラーゼ染色
- (6) 「5」の末梢血液一般検査は、赤血球数、白血球数、血色素測定(Hb)、ヘマトクリット値(Ht)、血小板数の全部又は一部を行った場合に算定する。
- (7) 「8」の赤血球抵抗試験は、次のとおりである。
- ア シュガーウォーターテスト
 - イ ハムテスト
 - ウ クロスビーテスト
 - エ パルパート法
 - オ サンフォード法
- (8) 「9」のヘモグロビンA1c (HbA1c)、区分番号「D007」血液化学検査の「~~19~~18」グリコアルブミン又は同区分「~~24~~22」の1, 5-アンヒドロ-D-グルシトール(1, 5 AG)のうちいずれかを同一月中に併せて2回以上実施した場合は、月1回に限り主たるもののみ算定する。ただし、妊娠中の患者、1型糖尿病患者、経口血糖降下薬の投与を開始して6月以内の患者、インスリン治療を開始して6月以内の患者等については、いずれか1項目を月1回に限り別に算定できる。
- (9) 「12」のデオキシチミジンキナーゼ(TK)活性は、造血器腫瘍の診断又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- (10) 「13」のターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ(TdT)は、白血病又は悪性リンパ腫の診断又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- (11) 造血器腫瘍細胞抗原検査
- ア 「15」の造血器腫瘍細胞抗原検査はモノクローナル抗体を用いて蛍光抗体法、酵素抗体法、免疫ロゼット法等により白血病細胞又は悪性リンパ腫細胞の表面抗原又は細胞内抗原の検索を実施して病型分類を行った場合に算定できる。
 - イ 対象疾病は白血病、悪性リンパ腫等である。
 - ウ 検査に用いられるモノクローナル抗体は、医薬品として承認されたものであり、検査に当たって用いたモノクローナル抗体の種類、回数にかかわらず、一連として所定点数を算定する。

D006 出血・凝固検査

- (1) 出血時間測定時の耳朶採血料は、「1」の出血時間の所定点数に含まれる。
- (2) 「2」の全血凝固時間、「7」のヘパプラスチンテスト及び「35」のフィブリノペプチドを実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- (~~3~~) 「2」のトロンボテストとプロトロンビン時間（PT）を同時に施行した場合は、主たるもののみ算定する。
- (~~4~~) 「8」の血小板凝集能を測定するに際しては、その過程で血小板数を測定することから、区分番号「D005」血液形態・機能検査の「5」末梢血液一般検査の所定点数を別に算定することはできない。
- (~~5~~) 「13」の凝固因子インヒビター定性（クロスミキシング試験）は、原因不明のプロトロンビン時間延長又は活性化部分トロンボプラスチン時間延長がみられる患者に対して行った場合に限り算定できる。
- (~~6~~) 「14」のフィブリノゲン分解産物（FgDP）は、「11」のフィブリン・フィブリノゲン分解産物（FDP）（定性、半定量又は定量）が異常値を示した場合に実施したときに算定できる。また、当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (~~7~~) 「~~19~~21」のPIVKA-IIは、出血・凝固検査として行った場合に算定する。
- (~~8~~) 「~~20~~22」の凝固因子インヒビターは、第Ⅷ因子又は第Ⅸ因子の定量測定を行った場合に、それぞれの測定1回につきこの項で算定する。
- (~~9~~) 「~~20~~22」のvon Willebrand因子（VWF）抗原は、SRID法、ロケット免疫電気泳動法等によるものである。
- (~~10~~) 「~~27~~30」のトロンボモジュリンは、膠原病の診断若しくは経過観察又はDIC若しくはそれに引き続いて起こるMOF観察のために測定した場合のみ算定できる。
- (~~11~~) フィブリンモノマー複合体
 ア 「~~28~~32」のフィブリンモノマー複合体は、DIC、静脈血栓症又は肺動脈血栓塞栓症の診断及び治療経過の観察のために実施した場合に算定する。
 イ フィブリンモノマー複合体、「~~26~~28」のトロンビン・アンチトロンビン複合体（TAT）及び「~~25~~29」のプロトロンビンフラグメントF1+2のうちいずれか複数を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。

D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査

- (1) 造血器腫瘍遺伝子検査は、PCR法、LCR法又はサザンブロット法により行い、月1回を限度として算定できる。
- (2) 区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査又は区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

D006-3 Major BCR-ABL1 ~~mRNA~~

- (1) 「1」のmRNA定量（国際標準値）については、リアルタイムRT-PCR法により測定した場合に限り算定できる。
- (2) ~~Major BCR-ABL1~~ 「2」のmRNA定量（1以外のもの）は、TMA法により測定した場合に限り算定できる。

D006-4 遺伝学的検査

- (1) 遺伝学的検査は以下の遺伝子疾患が疑われる場合に行うものとし、原則として患者1人につき1回算定できる。ただし、2回以上実施する場合は、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

~~ア~~ デュシェンヌ型筋ジストロフィー=
~~イ~~、~~ベッカー型筋ジストロフィー~~=
~~ウ~~、~~福山型先天性筋ジストロフィー~~=
~~エ~~、~~栄養障害型表皮水疱症~~=
~~オ~~、~~家族性アミロイドーシス~~=
~~カ~~、~~先天性QT延長症候群~~=
~~キ~~ 及び ~~脊髄性筋萎縮症~~
~~ク~~ ~~中枢神経白質形成異常症~~=
~~ケ~~ ~~ムコ多糖症Ⅰ型~~=
~~コ~~ ~~ムコ多糖症Ⅱ型~~=
~~サ~~ ~~ゴーシェ病~~=
~~シ~~ ~~ファブリ病~~=
~~ス~~ ~~ポンペ病~~=
~~セ~~ イ ~~ハンチントン~~ ~~舞踏病~~=
~~ソ~~、~~球脊髄性筋萎縮症~~、網膜芽細胞腫及び甲状腺髄様癌
~~タ~~ ウ ~~フェニルケトン尿症~~=
~~チ~~、~~メープルシロップ尿症~~=
~~ツ~~、~~ホモシスチン尿症~~、=
~~テ~~ ~~シトルリン血症（Ⅰ型）~~=
~~ト~~、~~アルギノコハク酸血症~~=
~~ナ~~、~~メチルマロン酸血症~~=
~~ニ~~、~~プロピオン酸血症~~=
~~ヌ~~、~~イソ吉草酸血症~~=
~~ネ~~、~~メチルクロトニルグリシン尿症~~=
~~ノ~~、~~HMG血症~~=
~~ハ~~、~~複合カルボキシラーゼ欠損症~~=
~~ヘ~~、~~グルタル酸血症Ⅰ型~~=
~~マ~~、~~MCAD欠損症~~=
~~メ~~、~~VLCAD欠損症~~=
~~モ~~、~~MTP（LCHAD）欠損症~~=
~~マ~~、~~CPTⅠ欠損症~~=
~~ミ~~、~~筋強直性ジストロフィー~~=
~~ム~~、~~隆起性皮膚線維肉腫~~=
~~メ~~、~~先天性銅代謝異常症~~=
~~モ~~、~~色素性乾皮症~~=
~~キ~~、~~先天性難聴~~=

、ロイスディーツ症候群及び家族性大動脈瘤・解離

エ 神経有棘赤血球症、先天性筋無力症候群、ライソゾーム病（ムコ多糖症Ⅰ型、ムコ多糖症Ⅱ型、ゴーシェ病、ファブリ病及びポンペ病を含む。）、プリオン病、原発性免疫不全症候群、クリオピリン関連周期熱症候群、神経フェリチン症、ペリー症候群、先天

性大脳白質形成不全症（中枢神経白質形成異常症を含む。）、環状20番染色体症候群、PCDH19関連症候群、低ホスファターゼ症、ウィリアムズ症候群、クルーズン症候群、アペール症候群、ファイファー症候群、アントレー・ピクスラー症候群、ロスマンド・トムソン症候群、プラダー・ウィリ症候群、1 p36欠失症候群、4 p欠失症候群、5 p欠失症候群、第14番染色体父親性ダイソミー症候群、アンジェルマン症候群、スミス・マギニス症候群、22 q11.2欠失症候群、エマヌエル症候群、脆弱X症候群関連疾患、脆弱X症候群、ウォルフラム症候群、タンジール病、高IgD症候群、化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群、先天性赤血球形成異常性貧血、若年発症型両側性感音難聴、尿素サイクル異常症、マルファン症候群及びエーラスダンロス症候群（血管型）

- (2) (1)の~~アからクまでに掲げる~~遺伝子疾患の検査は、PCR法、DNAシーケンス法、FISH法又はサザンブロット法による。~~(1)のケからスまでに掲げる遺伝子疾患の検査は、酵素活性測定法、DNAシーケンス法又は培養法による。~~(1)のセ及びソイに掲げる遺伝子疾患の検査は、PCR法による。
- (3) 検査の実施に当たっては、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月）及び関係学会による「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」（平成23年2月）を遵守すること。――
- (4) (1)のエに掲げる遺伝子疾患に対する検査については、(3)に掲げるガイドラインに加え、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D006-5 染色体検査

- (1) 染色体検査の所定点数には、フィルム代、現像代、引伸印画作製代を含む。
- (2) 染色体検査の「注」の分染法加算については、その種類、方法にかかわらず、1回の算定とする。

D006-6 免疫関連遺伝子再構成

- (1) 免疫関連遺伝子再構成は、PCR法、LCR法又はサザンブロット法により、悪性リンパ腫、急性リンパ性白血病又は慢性リンパ性白血病の診断の目的で検査を行った場合に、6月に1回を限度として算定できる。
- (2) 区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査又は区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

D006-7 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型

UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、インベダー法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

D006-8 サイトケラチン19（KRT19）mRNA検出

サイトケラチン19（KRT19）mRNA検出は、視触診等による診断又は術前の画像診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌、胃癌又は大腸癌患者に対して、摘出された乳癌、胃癌又は大腸癌所属リンパ節中のサイトケラチン19（KRT19）mRNAの検出によるリンパ節転移診断及び術式の選択等の治療方針の決定の補助を目的として、OSNA（One-Step Nucleic A

cid Amplification)法により測定を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。

D006-9 WT1 mRNA

~~(1) WT1 mRNAは、リアルタイムRT-PCR法により、急性骨髄性白血病又は骨髄異形成症候群の診断の補助又は経過観察時に行った場合に月1回を限度として算定できる。~~

~~(2) Major BCR-ABL mRNA IS~~

~~ア Major BCR-ABL mRNA ISは、区分番号「D006-9」WT1 mRNAの所定点数に準じて算定する。~~

~~イ 本検査は、リアルタイムRT-PCR法により測定した場合に限り算定できる。~~

D006-10 CCR4タンパク (フローサイトメトリー法)

CCR4タンパク (フローサイトメトリー法) 及び区分番号「N002」免疫染色 (免疫抗体法) 病理組織標本作製の「5」CCR4タンパクを同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、医学的な必要性がある場合には、併せて実施した場合であっても、いずれの点数も算定できる。なお、この場合においては、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な必要性を記載すること。

D007 血液化学検査

(1) 「1」のナトリウム及びクロールについては、両方を測定した場合も、いずれか一方のみを測定した場合も、同一の所定点数により算定する。

(2) 「1」のカルシウム及び「~~8~~7」のイオン化カルシウムを同時に測定した場合には、いずれか一方についてのみ所定点数を算定する。

(3) 「1」の膠質反応については、反応の種類ごとに所定点数を算定する。

なお、次に掲げる検査については、膠質反応又は膠質反応に類似した検査としてこの項により所定点数を算定できる。

ア 硫酸亜鉛試験 (ZTT)

イ チモール混濁反応 (TTT)

~~また、当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。~~

(4) 「1」の総鉄結合能 (TIBC) (比色法) ~~≡と~~ 不飽和鉄結合能 (UIBC) (比色法) ~~、~~ 「12」の総鉄結合能 (TIBC) (RIA法) と不飽和鉄結合能 (UIBC) (RIA法) ~~を同時に実施した場合は、~~ 「1」の不飽和鉄結合能 (UIBC) (比色法) 又は総鉄結合能 (TIBC) (比色法) の所定点数を算定する。~~なお、総鉄結合能 (TIBC) (RIA法)、不飽和鉄結合能 (UIBC) (RIA法) を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。~~

(5) 「1」のクレアチニンについて、ヤッフェ法を用いて実施した場合は ~~平成28年3月31日までに限り算定できる~~ ~~ない~~。

~~(6) 「1」のエステル型コレステロール、「3」の遊離脂肪酸及び「4」の前立腺酸ホスファターゼを実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。~~

~~(7) 「43」のHDL-コレステロール、「43」の総コレステロール及び「54」のLDL-コレステロールを併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する。~~

~~(87) 「43」の無機リン及びリン酸については、両方を測定した場合も、いずれか一方の~~

みを測定した場合も、同一の所定点数により算定する。

- (~~9~~8) 「~~5~~4」の蛋白分画、「1」の総蛋白及びアルブミンを併せて測定した場合は、主たるもの2つの所定点数を算定する。
- (~~10~~9) 「~~9~~8」のマンガン(Mn)は、1月以上(胆汁排泄能の低下している患者については2週間以上)高カロリー静脈栄養法が行われている患者に対して、3月に1回に限り算定することができる。
- (~~11~~10) 「~~11~~10」のケトン体及び「~~21~~20」のケトン体分画の検査を併せて実施した場合は、ケトン体分画の所定点数のみ算定する。__
- (11) 「11」のアポリポ蛋白は、A I、A II、B、C II、C III及びEのうち、測定した項目数に応じて、所定点数を算定する。
- (12) 「~~15~~14」の有機モノカルボン酸については、グルタチオン、乳酸、ピルビン酸及び α -ケトグルタル酸の各物質の測定を行った場合に、それぞれの測定ごとに所定点数を算定する。
- (13) 同一検体について「~~16~~15」の重炭酸塩及び「~~38~~36」の血液ガス分析の検査を併せて行った場合は、血液ガス分析の所定点数のみ算定する。
- (14) 「~~19~~18」のグリコアルブミンは、HPLC(2カラム)、HPLC(1カラム)-発色法、アフィニティークロマトグラフィー・免疫比濁法によるグリコアルブミン測定装置を用いて測定した場合、EIA法又は酵素法により測定した場合に所定点数を算定する。
- (15) 区分番号「D005」血液形態・機能検査の「9」のヘモグロビンA1。(HbA1)、本区分「~~19~~18」のグリコアルブミン又は「~~24~~22」の1,5-アンヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)のうちいずれかを同一月中に合わせて2回以上実施した場合は、月1回に限り主たるもののみ算定する。ただし、妊娠中の患者、1型糖尿病患者、経口血糖降下薬の投与を開始して6月以内の患者、インスリン治療を開始して6月以内の患者等については、いずれか1項目を月1回に限り別に算定できる。
- (16) 肝胆道疾患の診断の目的で尿中硫酸抱合型胆汁酸測定を酵素法により実施した場合は、「~~20~~19」のコレステロール分画に準じて算定する。ただし、「~~15~~14」の胆汁酸を同時に測定した場合には、いずれか一方の所定点数のみを算定する。
- ~~(17) 「22」のカタラーゼを実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。~~
- ~~(18) 「26」のアポリポ蛋白は、A I、A II、B、C II、C III及びEのうち3項目以上測定した場合に、所定点数を算定する。~~
- (~~19~~17) 「~~27~~24」の膵分泌性トリプシンインヒビター(PSTI)と「~~45~~44」のトリプシンを同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。
- (~~20~~18) 「~~27~~24」のLDアイソザイム1型は酵素学的阻害法による。
- (~~21~~19) 「~~28~~25」のALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ(BAP)は、アガロース電気泳動法によって、一連の検査によって同時に行った場合に算定する。また、区分番号「D008」内分泌学的検査の「~~22~~24」の骨型アルカリホスファターゼ(BAP)と併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ算定する。
- ~~(22) 「29」のシスチンアミノペプチダーゼ(CAP)を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。~~

- (~~20~~20) 「~~26~~26」のリポ蛋白(a)は、3月に1回を限度として算定できる。
- (~~21~~21) 「~~27~~27」のヘパリンの血中濃度測定においては、同一の患者につき1月以内に当該検査を2回以上行った場合においては、算定は1回とし、1回目の測定を行ったときに算定する。
- (~~22~~22) 「~~30~~30」のKL-6、「~~34~~34」の肺サーファクタント蛋白-A (SP-A) 及び「~~35~~35」の肺サーファクタント蛋白-D (SP-D) のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。KL-6は、EIA法、ECLA法又はラテックス凝集比濁法により、肺サーファクタント蛋白-A (SP-A) 及び肺サーファクタント蛋白-D (SP-D) は、EIA法による。
- (~~23~~23) 「~~30~~30」の心筋トロポニンIと「~~30~~30」の心筋トロポニンT (TnT) 定性・定量を同一月に併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (~~24~~24) 「~~29~~29」のペントシジンは、「1」の尿素窒素又は「1」のクレアチニンにより腎機能低下(糖尿病性腎症によるものを除く。)が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、「~~32~~32」のシスタチンCを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (~~25~~25) 「~~30~~30」のイヌリンは、「1」の尿素窒素又は「1」のクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、6月に1回に限り算定できる。ただし、「1」のクレアチニン(腎クリアランス測定の目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る。)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (~~26~~26) シスタチンC
- ア 「~~32~~32」のシスタチンCは、EIA法、ラテックス凝集比濁法、金コロイド凝集法又はネフェロメトリー法により実施した場合のみ算定できる。
- イ シスタチンCは、「1」の尿素窒素又は「1」のクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、「~~29~~29」のペントシジンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (~~27~~27) 「~~36~~36」の血液ガス分析の所定点数には、ナトリウム、カリウム、クロール、pH、 PO_2 、 PCO_2 及び HCO_3^- の各測定を含むものであり、測定項目数にかかわらず、所定点数により算定する。なお、同時に行ったヘモグロビンについては算定しない。
- (~~28~~28) 「~~36~~36」の血液ガス分析は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。
- なお、在宅酸素療法を実施している入院施設を有しない診療所が、緊急時に必要、かつ、密接な連携を取り得る入院施設を有する他の保険医療機関において血液ガス分析を行う場合であって、採血後、速やかに検査を実施し、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合にあつては算定できるものとする。
- (~~29~~29) 「~~36~~36」のIV型コラーゲン又は「~~39~~39」のIV型コラーゲン・7Sは、「~~50~~50」のプロリルヒドロキシラーゼ(PH)又は、「~~36~~36」のプロコラーゲン-III-ペプチド(P-III-P)又は「45」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体と併せて行った場合には、一方の

所定点数主たるもののみ算定する。 —

(30) 「36」のセレンは、長期静脈栄養管理若しくは長期成分栄養剤を用いた経腸栄養管理を受けている患者、人工乳若しくは特殊治療用ミルクを使用している小児患者又は重症心身障害児（者）に対して、診察及び他の検査の結果からセレン欠乏症が疑われる場合の診断及び診断後の経過観察を目的として実施した場合に限り算定する。

(~~33~~31) 「~~33~~37」の心臓由来脂肪酸結合蛋白（H-FABP）定性及び定量はELISA法、免疫クロマト法、ラテックス免疫比濁法又はラテックス凝集法により、急性心筋梗塞の診断を目的に用いた場合のみ算定する。

ただし、心臓由来脂肪酸結合蛋白（H-FABP）定性又は定量と「~~33~~37」のミオグロビン定性又は定量を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(~~34~~32) 「~~33~~37」のアルブミン非結合型ビリルビンは、診察及び他の検査の結果から、核黄疸に進展するおそれがある新生児である患者に対して、生後2週間以内に経過観察を行う場合に算定する。

(~~35~~33) 「~~42~~41」のALPアイソザイム（PAG電気泳動法）、「~~28~~25」のALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ（BAP）及び区分番号「D008」内分泌学的検査の「~~22~~24」の骨型アルカリホスファターゼ（BAP）を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(~~36~~34) 「~~43~~42」の心室筋ミオシン軽鎖Iは、同一の患者につき同一日に当該検査を2回以上行った場合は、1回のみ算定する。

(~~37~~35) 「~~43~~42」のヒアルロン酸は、サンドイッチ バインディング プロテイン アッセイ法、¹²⁵Iによる競合法を用いたバインディング プロテイン アッセイ法、LA法（測定機器を用いるもの）又はLBA法による。ただし、本検査は慢性肝炎の患者に対して、慢性肝炎の経過観察及び肝生検の適応の確認を行う場合に算定できる。

(~~38~~36) 「~~44~~43」のアセトアミノフェンは、同一の患者につき1月以内に2回以上行った場合は、第1回目の測定を行ったときに1回に限り算定する。

(~~39~~37) 膈分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型（IGFBP-1）定性

ア 「~~44~~43」の膈分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型（IGFBP-1）定性は、免疫クロマト法により、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。

イ 「~~44~~43」の膈分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型（IGFBP-1）定性及び区分番号「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「19」癌胎児性フィブロネクチン定性（頸管膈分泌液）を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(~~40~~38) 「~~45~~44」のレムナント様リポ蛋白コレステロール（RLP-C）は免疫吸着法-酵素法又は酵素法により実施し、3月に1回を限度として算定できる。

(~~41~~39) 「~~46~~45」のマロンジアルデヒド修飾LDL（MDA-LDL）は、冠動脈疾患既往歴のある糖尿病患者で、冠動脈疾患発症に関する予後予測の補助の目的で測定する場合に3月に1回に限り算定できる。ただし、糖尿病患者の経皮的冠動脈形成術治療時に、治療後の再狭窄に関する予後予測の目的で測定する場合、上記と別に術前1回に限り算定できる。

(40) Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体

ア 「45」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体は、2ステップサンドイッチ法を用いた

化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む。）
に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。

イ 本検査と「36」のプロコラーゲンⅢ-ペプチド（P-Ⅲ-P）若しくはⅣ型コラー
ゲン、「39」のⅣ型コラーゲン・7S、「42」のヒアルロン酸又は「50」のプロリルヒ
ドロキシラーゼ（PH）を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(~~41~~) 「~~48~~」のリポ蛋白リパーゼ（LPL）は、高トリグリセライド血症及びLPL欠損
症が疑われる場合の鑑別のために測定した場合のみ算定できる。また、ヘパリン負荷が行
われた場合、投与したヘパリンは区分番号「D500」の薬剤として算定できるが、注射
料は算定できない。

(~~42~~) 「~~49~~」の肝細胞増殖因子（HGF）はELISA法により、肝炎にて劇症化が疑わ
れる場合又は劇症肝炎の経過観察に用いた場合のみ算定する。

(43) 「~~51~~」のCKアイソフォームは、免疫阻害法により実施し、同時に測定される「1」
のクレアチンキナーゼ（CK）の費用は別に算定できない。また、当該検査を実施した場
合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(44) 「50」のプロリルヒドロキシラーゼ（PH）及び「51」のα-フェトプロテイン（AFP）
定性（膺分泌液）を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書
の摘要欄に記載すること。

(45) 「~~52~~」の2,5-オリゴアデニル酸合成酵素活性は、ウイルス血症を伴う慢性活動性肝炎
患者のインターフェロン製剤の投与量及び治療効果の判定に用いた場合に算定する。

(46) 「~~52~~」のα-フェトプロテイン（AFP）定性（膺分泌液）は色素免疫測定法により、
破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として実施した場合に算定する。

(47) 「~~55~~」のプロカルシトニン（PCT）定量又は「~~57~~」のプロカルシトニン（PCT）
半定量は、敗血症（細菌性）を疑う患者を対象として測定した場合に算定できる。た
だし、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「~~44~~」のエンドトキシンを併せて実施
した場合は、主たるもののみ算定する。

(48) プレセプシン定量

ア 「~~57~~」のプレセプシン定量は、敗血症（細菌性）を疑う患者を対象として測定した
場合に算定できる。

イ 「~~57~~」のプレセプシン定量と区分番号「D007」血液化学検査の「~~55~~」プロカ
ルシトニン（PCT）定量、「~~57~~」プロカルシトニン（PCT）半定量又は区分番号
「D012」感染症免疫学的検査の「~~44~~」エンドトキシンを併せて実施した場合は、
主たるもののみ算定する。

(49) 「~~58~~」の1,25-ジヒドロキシビタミンD₃は、ラジオレセプターアッセイ法、RIA法
又はELISA法により、慢性腎不全、特発性副甲状腺機能低下症、偽性副甲状腺機能低
下症、ビタミンD依存症Ⅰ型若しくは低リン血症性ビタミンD抵抗性くる病の診断時又は
それらの疾患に対する活性型ビタミンD₃剤による治療中に測定した場合にのみ算定できる。
なお、活性型ビタミンD₃剤による治療開始後1月以内においては2回を限度とし、その後
は3月に1回を限度として算定する。

(50) 血液化学検査の注に掲げる検査と併せて、血液化学検査の注に掲げる検査を準用するこ
とが認められている検査を行った場合は、当該検査も注に掲げる項目数の算定に含める。

- (51) 血液化学検査の注のハの注に規定する10項目以上の包括点数を算定する場合の入院時初回加算は、入院時に初めて行われる検査は項目数が多くなることに鑑かんがみ、血液化学検査の注に掲げる検査を10項目以上行った場合に、入院時初回検査に限り20点を加算するものであり、入院後初回の検査以外の検査において10項目以上となった場合にあっては、当該加算は算定できない。また、基本的検体検査実施料を算定している場合にあっては、当該加算は算定できない。

D008 内分泌学的検査

- (1) 各種ホルモンの日内変動検査は、内分泌学的検査の該当する項目の測定回数により算定するが、その回数については妥当適切な範囲であること。
- (2) 「1」のヒト絨毛性ゴナドトロピン（HCG）定性及び「~~18~~19」のヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット（HCG-β）は、免疫学的妊娠試験に該当するものである。
- (3) 「7」のレニン活性と「10」のレニン定量を併せて行った場合は、一方の所定点数のみ算定する。
- (4) 「~~12~~13」のC-ペプチド（CPR）を同時に血液及び尿の両方の検体について測定した場合は、血液の場合の所定点数のみを算定する。
- (5) 「~~12~~13」の黄体形成ホルモン（LH）はLA法等による。
- (6) 「~~14~~15」の抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体（抗GAD抗体）は、すでに糖尿病の診断が確定した患者に対し~~て~~1型糖尿病の診断に用いた場合又は自己免疫介在性脳炎・脳症の診断に用いた場合に算定できる。
- (7) 脳性Na利尿ペプチド（BNP）
- ア 「~~16~~17」の脳性Na利尿ペプチド（BNP）は、心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月1回に限り算定する。
- イ 「~~16~~17」の脳性Na利尿ペプチド（BNP）、「~~16~~17」の脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT-proBNP）及び「~~36~~43」の心房性Na利尿ペプチド（ANP）のうち2項目以上をいずれかの検査を行った日から起算して1週間以内に併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
- ウ 本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日（「~~16~~17」の脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT-proBNP）又は「~~36~~43」の心房性Na利尿ペプチド（ANP）を併せて実施した場合は、併せて当該検査の実施日）を記載する。
- (8) 脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT-proBNP）
- ア 「~~16~~17」の脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT-proBNP）は、心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月1回に限り算定する。
- イ 「~~16~~17」の脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT-proBNP）、「~~16~~17」の脳性Na利尿ペプチド（BNP）及び「~~36~~43」の心房性Na利尿ペプチド（ANP）のうち2項目以上をいずれかの検査を行った日から起算して1週間以内に併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
- ウ 本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日（「~~16~~17」の脳性Na利尿ペプチド（BNP）又は「~~36~~43」の心房性Na利尿ペプチド（ANP）を併せて実施した場合は、併せて当該検査の実施日）を記載する。

- (9) ヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット (HCG-β)
- ア 「~~18~~19」のヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット (HCG-β) は、HCG産生腫瘍患者に対して測定した場合のみ算定できる。
- イ 「~~18~~19」のヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット (HCG-β)、「1」のヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定性、「~~18~~20」のヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量又は「~~19~~20」のヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 半定量を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
- (10) 「~~18~~20」のヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量及び「~~19~~20」ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 半定量は、HCG・LH検査 (試験管法) を含むものである。
- (11) 「~~20~~23」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTX) 及び「~~32~~35」のデオキシピリジノリン (DPD) (尿) は、原発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定、副甲状腺機能亢進症手術後の治療効果判定又は骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択に際して実施された場合に算定する。
- なお、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回、その後6月以内の薬剤効果判定時に1回に限り、また薬剤治療方針を変更したときは変更後6月以内に1回に限り算定できる。
- (12) 「~~20~~23」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTX)、「~~26~~29」のオステオカルシン (OC) 又は「~~32~~35」のデオキシピリジノリン (DPD) (尿) を併せて実施した場合は、いずれか1つのみ算定する。
- (13) 「~~20~~23」の酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP-5b) は、代謝性骨疾患及び骨転移 (代謝性骨疾患や骨折の併発がない肺癌、乳癌、前立腺癌に限る) の診断補助として実施した場合に1回、その後6月以内の治療経過観察時の補助的指標として実施した場合に1回に限り算定できる。また治療方針を変更した際には変更後6月以内に1回に限り算定できる。
- 本検査と「~~20~~23」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTX)、「~~26~~29」のオステオカルシン (OC) 又は「~~32~~35」のデオキシピリジノリン (DPD) (尿) を併せて実施した場合は、いずれか一つのみ算定する。
- なお、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査に基づいて計画的な治療管理を行った場合は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。
- (14) 「~~22~~24」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP)、「~~25~~27」のインタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (IntactPINP)、「~~26~~29」のI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PINP) 及び区分番号「D007」血液化学検査の「~~42~~41」ALPアイソザイム (PAG電気泳動法) のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (15) 「~~24~~26」の低カルボキシル化オステオカルシン (ucOC) は、骨粗鬆症におけるビタミンK₂剤の治療選択目的で行った場合又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。
- (16) 「~~26~~29」のオステオカルシン (OC) は、続発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定及び原発性又は続発性の副甲状腺機能亢進症による副甲状腺 (上皮小体) 腺腫過形成手術

後の治療効果判定に際して実施した場合のみ算定できる。

(17) 「~~26~~28」の I 型コラーゲン架橋 C-テロペプチド-β 異性体 (β-CTX) (尿) は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては 1 回、その後は 6 月以内に 1 回に限り算定できる。

(18) 「~~26~~29」の I 型コラーゲン架橋 C-テロペプチド-β 異性体 (β-CTX) は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては 1 回、その後は 6 月以内に 1 回に限り算定できる。

また、「~~26~~28」の I 型コラーゲン架橋 C-テロペプチド-β 異性体 (β-CTX) (尿) と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(19) 「~~28~~31」のエストロゲン半定量又は定量については、「~~28~~31」のエストリオール (E₃) 又は「~~30~~33」のエストラジオール (E₂) と同時に実施した場合は算定できない。

(20) 「~~28~~31」の副甲状腺ホルモン関連蛋白 C 端フラグメント (C-PThrP) 又は「~~31~~34」の副甲状腺ホルモン関連蛋白 (PThrP) は、高カルシウム血症の鑑別並びに悪性腫瘍に伴う高カルシウム血症に対する治療効果の判定のために測定した場合のみ算定する。

(21) 「~~34~~39」の抗 I A-2 抗体は、すでに糖尿病の診断が確定し、かつ、「~~11~~15」の抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体 (抗 GAD 抗体) の結果、陰性が確認された 30 歳未満の患者に対し、1 型糖尿病の診断に用いた場合に算定する。

なお、当該検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(22) 「~~34~~38」のエリスロポエチンは、以下のいずれかの目的で行った場合に算定する。

ア 赤血球増加症の鑑別診断

イ 重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン若しくはダルベポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断

ウ 骨髄異形成症候群に伴う貧血の治療方針の決定

(23) 「~~34~~39」の 17α-ヒドロキシプロゲステロン (17α-OHP) は、先天性副腎皮質過形成症の診断又は治療効果判定のために行った場合に算定する。

(24) 「~~36~~43」の心房性 Na 利尿ペプチド (ANP)、「~~16~~17」の脳性 Na 利尿ペプチド前駆体 N 端フラグメント (NT-proBNP) 及び脳性 Na 利尿ペプチド (BNP) のうち 2 項目以上をいずれかの検査を行った日から起算して 1 週間以内に併せて実施した場合は、主たるもの 1 つに限り算定する。

(25) 「~~40~~46」のノルメタネフリンは、褐色細胞腫の診断又は術後の効果判定のために行った場合に算定し、「~~36~~41」のメタネフリンを併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

(26) インスリン様成長因子結合蛋白 3 型 (IGFBP-3)

ア 「~~11~~17」のインスリン様成長因子結合蛋白 3 型 (IGFBP-3) は、成長ホルモン分泌不全症の診断と治療開始時の適応判定のために実施した場合に算定できる。なお、成長ホルモン分泌不全症の診断については、厚生労働省間脳下垂体機能障害に関する調査研究班「成長ホルモン分泌不全性低身長症診断の手引き」を、治療開始時の適応判定については (財) 成長科学協会「ヒト成長ホルモン治療開始時の適応基準」を参照する

こと。

イ 「~~44~~47」のインスリン様成長因子結合蛋白3型（IGFBP-3）を「~~37~~42」のソマトメジンCと併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

D009 腫瘍マーカー

(1) 腫瘍マーカーは、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を限度として算定する。

悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行った腫瘍マーカーの検査の費用は区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ、腫瘍マーカーは、原則として、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料と同一月に併せて算定できない。ただし、悪性腫瘍の診断が確定した場合であっても、次に掲げる場合においては、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料とは別に腫瘍マーカーの検査料を算定できる。

ア 急性及び慢性膵炎の診断及び経過観察のために「5」のエラスターゼ1を行った場合
イ 肝硬変、HBs抗原陽性の慢性肝炎又はHCV抗体陽性の慢性肝炎の患者について、「3」のα-フェトプロテイン（AFP）、「8」のPIVKA-II半定量又は定量を行った場合（月1回に限る。）

ウ 子宮内膜症の診断又は治療効果判定を目的として「~~9~~10」のCA125、「~~18~~22」のCA130又は「~~16~~20」のCA602を行った場合（診断又は治療前及び治療後の各1回に限る。）

エ 家族性大腸腺腫症の患者に対して「2」の癌胎児性抗原（CEA）を行った場合

(2) 「1」の尿中BTAは、膀胱癌であると既に確定診断がされた患者に対して、膀胱癌再発の診断のために行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「イ」を算定する。

(3) 「6」の前立腺特異抗原（PSA）は、診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行った場合に、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に原則として、1回を限度として算定する。ただし、前立腺特異抗原（PSA）の検査結果が4.0ng/mL以上であって前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を上限として算定できる。

なお、当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(4) 「9」のCA50を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(~~4~~5) 核マトリックスポロテイン22（NMP22）定性（尿）又は定量（尿）

ア 「~~9~~11」の核マトリックスポロテイン22（NMP22）定量（尿）及び「~~10~~11」の核マトリックスポロテイン22（NMP22）定性（尿）は、区分番号「D002」尿沈渣（鏡検法）により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。

イ 「~~9~~11」の核マトリックスポロテイン22（NMP22）定量（尿）及び「~~10~~11」の核マ

トリックスプロテイン22（NMP22）定性（尿）については、尿路上皮癌の診断が確定した後に行った場合であっても、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。

~~(56)~~ 「~~511~~」の核マトリックスプロテイン22（NMP22）定量（尿）又は「~~1011~~」の核マトリックスプロテイン22（NMP22）定性（尿）及び「12」のサイトケラチン8・18（尿）を同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。

~~(67)~~ 「~~510~~」のCA125、~~＝~~「~~1020~~」のCA602、「~~1022~~」のCA130のうち2項目又は3項目を併せて測定した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

~~(78)~~ 上記(1)にかかわらず、(7)に掲げる項目について、1つを区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の項目とし、他の1又は2つの検査を腫瘍マーカーの項目として算定することはできず、いずれか一方のみ算定する。

~~(89)~~ サイトケラチン8・18（尿）

ア 「~~1012~~」のサイトケラチン8・18（尿）は、区分番号「D002」尿沈渣（鏡検法）により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。

イ 「~~1012~~」のサイトケラチン8・18（尿）は、尿路上皮癌の診断が確定した後に行った場合であっても、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。

~~(910)~~ 「~~1013~~」の遊離型PSA比（PSA F/T比）は、診療及び他の検査（前立腺特異抗原（PSA）等）の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。

~~(1011)~~ 「~~1014~~」の抗p53抗体は、食道癌、大腸癌又は乳癌が強く疑われる患者に対して行った場合に月1回に限り算定できる。

~~(1012)~~ 「~~1016~~」のI型コラーゲン-C-テロペプチド（ICTP）、区分番号「D008」内分泌学的検査の「~~2023~~」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド（NTX）又は同区分「~~235~~」のデオキシピリジノリン（DPD）（尿）は、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。

~~(1013)~~ 「~~1016~~」のI型プロコラーゲン-C-プロペプチド（PICP）は、前立腺癌であると既に確定診断された患者に対して、骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。また、当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

~~(1014)~~ シアリルLe^x抗原（CSLEX）

ア 「~~1016~~」のシアリルLe^x抗原（CSLEX）は、診療及び他の検査の結果から乳癌の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に算定する。

イ シアリルLe^x抗原（CSLEX）と「4」のCA15-3を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(15) 「16」のSP1を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘

要欄に記載すること

- (~~14~~16) 「~~14~~17」のサイトケラチン19フラグメント（シフラ）は、悪性腫瘍であることが既に確定診断された患者については、小細胞癌を除く肺癌の場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定できる。
- (~~15~~17) 「~~14~~18」のガストリン放出ペプチド前駆体（PrGRP）を「7」の神経特異エノラーゼ（NSE）と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。
- (~~16~~18) 「~~15~~19」の癌関連ガラクトース転移酵素（GAT）は、内膜症性嚢胞を有する患者又は内膜症性嚢胞が疑われる患者について、卵巣癌が疑われる場合のみ算定できる。
- (~~17~~19) 遊離型フコース（尿）
- ア 「~~16~~20」の遊離型フコース（尿）は酵素化学的測定法による。
- イ 「~~16~~20」の遊離型フコース（尿）、「2」の癌胎児性抗原（CEA）、「4」のDUPAN-2のうち2項目又は3項目を併せて測定した場合は、主たるもの1つに限り算定する。――
- ウ 「20」の遊離型フコース（尿）を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (~~18~~20) 「~~16~~20」の α -フェトプロテインレクチン分画（AFP-L3%）は、電気泳動法及び抗体親和性転写法又はLBA法による。――
- (21) 「22」のCA130及び「23」の腓癌胎児性抗原（POA）を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (~~19~~22) 「~~18~~22」のヒト絨毛性ゴナドトロピン β 分画コアフラグメント（HCG β -CF）（尿）は、診療及び他の検査の結果から、子宮頸癌、子宮体癌又は卵巣癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に算定する。また、当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること
- (~~20~~23) 可溶性メソテリン関連ペプチド
- ~~ア 可溶性メソテリン関連ペプチドは、区分番号「D000」腫瘍マーカーの「19」腓癌胎児性抗原（POA）の所定点数に準じて算定する。~~
- ~~イ 本検査「23」の可溶性メソテリン関連ペプチドは、悪性中皮腫の診断の補助又は悪性中皮腫であると既に確定診断された患者に対して治療効果の判定若しくは経過観察を目的として実施した場合に算定する。~~
- ~~ウ 本検査を悪性中皮腫の診断の補助を目的として実施する場合は、以下のいずれかに該当する患者に対して使用した場合に限り算定する。この場合、本検査が必要である理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。~~
- (イ) 石綿曝露歴があり、胸水、腹水等の貯留が認められる患者
- (ロ) 体腔液細胞診で悪性中皮腫が疑われる患者
- (ハ) 画像診断で胸膜腫瘍、腹膜腫瘍等の漿膜腫瘍が認められる患者
- ~~エ 本検査を悪性中皮腫の治療効果の判定又は経過観察を目的として実施する場合は、悪性中皮腫であると既に確定診断された患者に対して、本検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。~~
- (~~21~~24) 「~~20~~24」の癌胎児性抗原（CEA）定性（乳頭分泌液）又は同半定量（乳頭分泌液）

は、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘍性乳癌を強く疑って、乳頭分泌液中の癌胎児性抗原（C E A）を測定した場合に算定する。

~~(23)~~25) H E R 2 蛋白（乳頭分泌液）

ア 「~~20~~25」のH E R 2 蛋白（乳頭分泌液）は、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘍性乳癌を強く疑って、E I A法により、乳頭分泌液中のH E R 2 蛋白を測定した場合に限り算定する。

イ 「~~20~~25」のH E R 2 蛋白（乳頭分泌液）に併せて「~~20~~24」の癌胎児性抗原（C E A）定性（乳頭分泌液）又は半定量（乳頭分泌液）を測定した場合は、主たるもののみ算定する。__

ウ 「25」のH E R 2 蛋白（乳頭分泌液）を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること

~~(23)~~26) 「~~20~~25」のH E R 2 蛋白は、悪性腫瘍が既に確定診断され、かつ、H E R 2 蛋白過剰発現が認められている患者又は他の測定法により、H E R 2 蛋白過剰発現の有無が確認されていない再発癌患者に対して、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B 0 0 1」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。

~~(24)~~27) 「~~21~~26」の可溶性インターロイキン-2レセプター（s I L - 2 R）は、非ホジキンリンパ腫、A T Lの診断の目的で測定した場合に算定できる。

また、非ホジキンリンパ腫又はA T Lであることが既に確定診断された患者に対して、経過観察のために測定した場合は、区分番号「B 0 0 1」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」により算定する。

~~(25)~~28) 「注2」に係る規定は、本区分に掲げる血液を検体とする検査と「~~16~~20」の遊離型フコース（尿）、「~~16~~22」のヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コアフラグメント（H C G β - C F）（尿）、「~~20~~24」の癌胎児性抗原（C E A）定性（乳頭分泌液）、同半定量（乳頭分泌液）又は「~~20~~25」のH E R 2 蛋白（乳頭分泌液）を同一日に行った場合にも、適用する。

D 0 1 0 特殊分析

(1) フェニール・アラニン又はヒスチジンを服用させ血清又は尿中のフェニール・アラニン又はヒスチジンの定量検査を行った場合は、それぞれ1回の測定につき「5」により算定し、使用した薬剤は、区分番号「D 5 0 0」薬剤により算定する。

(2) 「3」のチロシンは、酵素法による。

(3) 「4」の総分岐鎖アミノ酸／チロシンモル比（B T R）は、酵素法による。

(4) 「8」の先天性代謝異常症検査は、臨床症状・検査所見・家族歴等から先天性有機酸代謝異常症等が強く疑われた患者に対し、ガスクロマトグラフィー・マススペクトロメトリー等を用いた有機酸及び脂肪酸等の分析、タンデムマスを用いた血中カルニチン分析又はムコ多糖体分画の定量検査等により、疾患の診断又は経過観察を行った場合に算定する。

D 0 1 1 免疫血液学的検査

(1) 「~~4~~4」のRh（その他の因子）血液型については、同一検体による検査の場合は因子の種類及び数にかかわらず、所定点数を算定する。

(2) 「~~4~~3」の不規則抗体は、輸血歴又は妊娠歴のある患者に対し、第2章第10部手術第7

款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は区分番号「K877」子宮全摘術、「K879」子宮悪性腫瘍手術、「K889」子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）、「K898」帝王切開術又は「K912」子宮外妊娠手術が行われた場合に、手術の当日に算定する。

また、手術に際して輸血が行われた場合は、本検査又は区分番号「K920」輸血の「注6」に定める不規則抗体検査加算のいずれかを算定する。

この場合、診療報酬明細書の摘要欄に輸血歴又は妊娠歴がある旨を記載する。

(3) 「6」の血小板関連IgG (PA-IgG) は、特発性血小板減少性紫斑病の診断又は経過判定の目的で行った場合に算定する。

(4) 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG、IgM及びIgA抗体)、血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG抗体)

ア 「9」の血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG、IgM及びIgA抗体) 及び血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG抗体) はヘパリン起因性血小板減少症の診断を目的として行った場合に算定する。

イ 一連の検査で、「9」の血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG、IgM及びIgA抗体) 及び血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG抗体) を測定した場合は、主たるもののみ算定する。

D012 感染症免疫学的検査

(1) 「1」及び「5」における梅毒血清反応 (STS) 定性、梅毒血清反応 (STS) 半定量及び梅毒血清反応 (STS) 定量は、従来の梅毒沈降反応 (ガラス板法、VDRL法、RPR法、凝集法等) をいい、梅毒血清反応 (STS) 定性、梅毒血清反応 (STS) 半定量及び梅毒血清反応 (STS) 定量ごとに梅毒沈降反応を併せて2種類以上ずつ行った場合でも、それぞれ主たるもののみ算定する。

(2) 「4」のマイコプラズマ抗体定性、マイコプラズマ抗体半定量、「~~27~~26」のマイコプラズマ抗原定性 (免疫クロマト法) 又は「30」のマイコプラズマ抗原定性 (FA法) を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(3) 「5」の連鎖球菌多糖体抗体 (ASP) 半定量、「16」の抗デオキシリボヌクレアーゼ B (ADNase B) 半定量及び「46」のボレリア・ブルグドルフェリ抗体を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

~~(4)~~ 「7」の迅速ウレアーゼ試験定性を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」 (平成12年10月31日保険発第180号) に即して行うこと。

~~(5)~~ 「7」のアデノウイルス抗原定性 (糞便) と「8」のロタウイルス抗原定性 (糞便) 又は定量 (糞便) を同時に行った場合は、主たる検査のみ算定する。

~~(6)~~ ヘリコバクター・ピロリ抗体定性・半定量

ア 「9」のヘリコバクター・ピロリ抗体定性・半定量は、LA法、免疫クロマト法、金コロイド免疫測定法又はEIA法 (簡易法) により実施した場合に算定する。

イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」 (平成12年10月31日保険発第180号) に即して行うこと。

(~~6~~7) ウイルス抗体価（定性・半定量・定量）

ア 「11」のウイルス抗体価（定性・半定量・定量）は、治療上必要な場合に行うものと
し、次に掲げるものを当該検査の対象とする。

- (イ) アデノウイルス
- (ロ) コクサッキーウイルス
- (ハ) サイトメガロウイルス
- (ニ) EBウイルス
- (ホ) エコーウイルス
- (ヘ) ヘルペスウイルス
- (ト) インフルエンザウイルスA型
- (チ) インフルエンザウイルスB型
- (リ) ムンプスウイルス
- (ヌ) パラインフルエンザウイルスⅠ型
- (ル) パラインフルエンザウイルスⅡ型
- (ヲ) パラインフルエンザウイルスⅢ型
- (ワ) ポリオウイルスⅠ型
- (カ) ポリオウイルスⅡ型
- (ヨ) ポリオウイルスⅢ型
- (タ) RSウイルス
- (レ) 風疹ウイルス
- (ソ) 麻疹ウイルス
- (ツ) 日本脳炎ウイルス
- (ネ) オーム病クラミジア
- (ナ) 水痘・帯状疱疹ウイルス

イ ウイルス抗体価（定性・半定量・定量）に当たって、同一検体について同一ウイルス
に対する複数の測定方法を行った場合であっても、所定点数のみを算定する。

(~~7~~8) 「12」のヘリコバクター・ピロリ抗体を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険
診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱い
について」（平成12年10月31日保険発第180号）に即して行うこと。

(~~8~~9) 「13」のHTLV-I抗体定性又は半定量は、粒子凝集法により実施した場合に算定
する。

~~(9) 「16」の溶連菌エステラーゼ抗体(ASE)を実施した場合は、他の検査で代替できな
い理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。~~

(10) 「17」の抗酸菌抗体定量又は「~~19~~17」の抗酸菌抗体定性は、金コロイド免疫測定法又は
EIA法により実施した場合に算定する。

(11) 診療録等から非加熱血液凝固因子製剤の投与歴が明らかな者及び診療録等が確認できな
いため血液凝固因子製剤の投与歴は不明であるが、昭和53年から昭和63年の間に入院し、
かつ、次のいずれかに該当する者に対して、「~~18~~17」のHIV-1抗体、「~~20~~18」のHIV-
1, 2抗体定性、同半定量、「~~21~~19」のHIV-1, 2抗体定量、又は「~~20~~18」のHIV-
1, 2抗原・抗体同時測定定性若しくは同定量を実施した場合は、HIV感染症を疑

わせる自他覚症状の有無に関わらず所定点数を算定する。

ただし、保険医療機関において採血した検体の検査を保健所に委託した場合は、算定しない。

ア 新生児出血症（新生児メレナ、ビタミンK欠乏症等）等の病気で「血が止まりにくい」との指摘を受けた者

イ 肝硬変や劇症肝炎で入院し、出血の著しかった者

ウ 食道静脈瘤の破裂、消化器系疾患により大量の吐下血があった者

エ 大量に出血するような手術を受けた者（出産時の大量出血も含む。）

なお、間質性肺炎等後天性免疫不全症候群の疾病と鑑別が難しい疾病が認められる場合やH I Vの感染に関連しやすい性感染症が認められる場合、既往がある場合又は疑われる場合でH I V感染症を疑う場合は、本検査を算定できる。

- (12) H I V-1 抗体及びH I V-1, 2 抗体定性、同半定量又は同定量、H I V-1, 2 抗原・抗体同時測定定性又は同定量

ア 区分番号「K 9 2 0」輸血料（「4」の自己血輸血を除く。以下この項において同じ。）を算定した患者又は血漿成分製剤（新鮮液状血漿、新鮮凍結人血漿等）の輸注を行った患者に対して、一連として行われた当該輸血又は輸注の最終日から起算して、概ね2か月後に「~~17~~」のH I V-1 抗体、「~~18~~」のH I V-1, 2 抗体定性、同半定量、「~~19~~」のH I V-1, 2 抗体定量、又は「~~18~~」のH I V-1, 2 抗原・抗体同時測定定性若しくは同定量の測定が行われた場合は、H I V感染症を疑わせる自他覚症状の有無に関わらず、当該輸血又は輸注につき1回に限り、所定点数を算定できる。

イ 他の保険医療機関において輸血料の算定又は血漿成分製剤の輸注を行った場合であってもアと同様とする。

ウ ア又はイの場合においては、診療報酬明細書の摘要欄に当該輸血又は輸注が行われた最終日を記載する。

- (13) 「~~18~~」のH I V-1, 2 抗体定性、同半定量、及び「~~19~~」のH I V-1, 2 抗体定量は、L A法、E I A法、P A法又は免疫クロマト法による。

- (14) 「~~20~~」のA群β溶連菌迅速試験定性と区分番号「D 0 1 8」細菌培養同定検査を同時に実施した場合は、A群β溶連菌迅速試験定性の所定点数のみを算定する。この場合において、A群β溶連菌迅速試験定性の結果が陰性のため、引き続いて細菌培養同定検査を実施した場合であっても、A群β溶連菌迅速試験定性の所定点数のみ算定する。

- (15) ノイラミニダーゼ定性

ア 「~~21~~」のノイラミニダーゼ定性は酵素反応法により、インフルエンザウイルス感染の診断を目的として発症後48時間以内に実施した場合に限り算定する。

イ 本検査と「11」のウイルス抗体価（定性・半定量・定量）のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型又は「~~25~~」のインフルエンザウイルス抗原定性を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。――

ウ 当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- (16) 「~~22~~」のカンジダ抗原定性、半定量又は定量は、カンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断の目的で行った場合に算定する。

- (17) ヘリコバクター・ピロリ抗原定性
- ア 「~~25~~24」のヘリコバクター・ピロリ抗原定性は、E I A法又は免疫クロマト法により測定した場合に限り算定できる。
 - イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成12年10月31日保険発第180号）に即して行うこと。
- (18) 「~~25~~24」のRSウイルス抗原定性は、以下のいずれかに該当する患者について、当該ウイルス感染症が疑われる場合に適用する。
- ア 入院中の患者
 - イ 1歳未満の乳児
 - ウ パリビズマブ製剤の適応となる患者
- (19) インフルエンザウイルス抗原定性
- ア 「~~26~~25」のインフルエンザウイルス抗原定性は、発症後48時間以内に実施した場合に限り算定することができる。
 - イ 本検査と「11」のウイルス抗体価（定性・半定量・定量）のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型又は「~~23~~21」のノイラミニダーゼ定性を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
 - ウ 本検査は光学的抗原抗体反応（O I A法）により実施した場合にも算定できる。
- (20) 「~~27~~26」のインフルエンザ菌（無莢膜型）抗原定性は、E L I S A法により、インフルエンザ菌感染が疑われる中耳炎又は副鼻腔炎患者に対して、インフルエンザ菌（無莢膜型）感染の診断の目的で実施した場合に算定する。
- (21) 「~~27~~26」のマイクプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）、「4」のマイクプラズマ抗体定性、若しくはマイクプラズマ抗体半定量又は「30」のマイクプラズマ抗原定性（F A法）を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (22) ヒトメタニューモウイルス抗原定性
- ア 「~~27~~26」のヒトメタニューモウイルス抗原定性と「11」のウイルス抗体価（定性・半定量・定量）のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型、若しくは「~~23~~21」のノイラミニダーゼ定性、若しくは「~~26~~25」のインフルエンザウイルス抗原定性又は「~~25~~24」のRSウイルス抗原定性のうち3項目を併せて実施した場合には、主たるもの2つに限り算定する。ただし、本区分「11」のウイルス抗体価（定性・半定量・定量）のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型、「~~23~~21」のノイラミニダーゼ定性又は「~~26~~25」のインフルエンザウイルス抗原定性を併せて実施した場合は1項目として数える。
 - イ 本検査は、当該ウイルス感染症が疑われる6歳未満の患者であって、画像診断により肺炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合に算定する。
- (23) 「~~27~~26」のノロウイルス抗原定性は、以下のいずれかに該当する患者について、当該ウイルス感染症が疑われる場合に算定する。
- ア 3歳未満の患者
 - イ 65歳以上の患者
 - ウ 悪性腫瘍の診断が確定している患者

- エ 臓器移植後の患者
- オ 抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤、又は免疫抑制効果のある薬剤を投与中の患者
- (24) 「~~28~~27」のD-アラビニトールは、カンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断の目的で行った場合に算定する。
- (25) 「~~28~~27」のクラミドフィラ・ニューモニエ I g M抗体を、「9」のクラミドフィラ・ニューモニエ I g G抗体又は「10」のクラミドフィラ・ニューモニエ I g A抗体と併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
- (26) 「~~29~~28」のクラミジア・トラコマチス抗原定性は、泌尿器、生殖器、結膜又は鼻咽腔内からの検体によるものであり、本検査に係る検体採取料は所定点数に含まれる。
- (27) 「~~29~~28」のクラミジア・トラコマチス抗原定性について、結膜又は鼻咽腔内からの検体による場合は、封入体結膜炎若しくはトラコーマ又は乳児クラミジア・トラコマチス肺炎の診断のために実施した場合に算定できる。
- (28) 「29」のアスペルギルス抗原はL A法又はE L I S A法により、侵襲性肺アスペルギルス症の診断のために実施した場合にのみ算定できる。
- (29) 「30」の大腸菌O157抗原定性、「31」の大腸菌O157抗体定性及び区分番号「D 0 1 8」細菌培養同定検査の「2」消化管からの検体によるもののうちいずれかを複数測定した場合は、主たるもののみ算定する。なお、「31」の大腸菌O157抗体定性はL A法による。
- (30) 「30」のマイコプラズマ抗原定性（F A法）、「4」のマイコプラズマ抗体定性、マイコプラズマ抗体半定量又は「~~27~~26」のマイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (31) 「~~32~~33」の淋菌抗原定性は、区分番号「D 0 1 8」細菌培養同定検査を同時に実施した場合は、別に算定できない。
- (32) 「~~32~~33」の単純ヘルペスウイルス抗原定性は、ヘルペスウイルスの型別確認を行った場合に算定できる。
- (33) 「~~32~~33」の大腸菌血清型別は、区分番号「D 0 1 8」細菌培養同定検査により大腸菌が確認された後、血清抗体法により大腸菌のO抗原又はH抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合において区分番号「D 0 1 8」細菌培養同定検査の費用は別に算定できない。
- (34) 肺炎球菌細胞壁抗原定性
- ア 「35」の肺炎球菌細胞壁抗原定性は、次のいずれかの場合に算定する。
- (イ) 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合
- (ロ) イムノクロマト法により、中耳炎及び副鼻腔炎の診断に用いた場合
- イ 当該検査と「~~36~~37」の肺炎球菌莢膜抗原定性（尿・髄液）を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。
- (35) 「~~36~~37」の肺炎球菌莢膜抗原定性（尿・髄液）は、免疫クロマト法により実施した場合に限り算定できる。
- (36) 「~~36~~37」のアニサキス I g G・I g A抗体は、腸アニサキス症、肉芽腫を伴う慢性胃アニサキス症又はアニサキス異所迷入例（肺アニサキス症等）における診断のために実施した場合のみ算定できる。

- (37) 「~~36~~37」のレプトスピラ抗体は、秋疫A、秋疫B、秋疫C、ワイル病、カニコーラのそれぞれについて算定する。また、当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (38) 「~~36~~37」の単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）は、角膜ヘルペスが疑われる角膜上皮病変を認めた患者に対し、イムノクロマト法により行った場合に算定する。
- (39) グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体
- ア 「36」のグロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体は、クラミジア・トラコマチス抗原検出不能又は検体採取の困難な疾患（骨盤内感染症、卵管炎、副睾丸炎、新生児・乳児肺炎等）の診断に際し、I g G抗体価又はI g A抗体価を測定した場合又は新生児・乳幼児肺炎の診断に際し、I g M抗体価を測定した場合に算定する。
- イ I g G抗体価、I g A抗体価及びI g M抗体価のうち2項目以上を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- (40) 「~~37~~38」のツツガムシ抗体半定量又は「38」のツツガムシ抗体定性は、各株ごとに算定する。
- (41) 「~~37~~38」の(1→3)- β -D-グルカン~~は~~、発色合成基質法又は比濁時間分析法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。
- なお、本検査を「~~24~~22」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「~~28~~27」のD-アラビニトール、「29」のアスペルギルス抗原、「~~33~~34」のクリプトコックス抗原半定量又は「34」のクリプトコックス抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (42) 「~~38~~40」のサイトメガロウイルス抗体を「39」のグロブリンクラス別ウイルス抗体価と併せて行った場合は、主たるもののみを算定する。
- (43) グロブリンクラス別ウイルス抗体価
- ア 「39」のグロブリンクラス別ウイルス抗体価は、下記の項目のウイルスのI g G型ウイルス抗体価又はI g M型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。ただし、「(ト)」のヒトパルボウイルスB19は、紅斑が出現している妊婦について、このウイルスによる感染症が強く疑われ、I g M型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。
- (イ) ヘルペスウイルス
- (ロ) 風疹ウイルス
- (ハ) サイトメガロウイルス
- (ニ) EBウイルス
- (ホ) 麻疹ウイルス
- (ヘ) ムンプスウイルス
- (ト) ヒトパルボウイルスB19
- (チ) 水痘・帯状疱疹ウイルス
- イ 同一ウイルスについてI g G型ウイルス抗体価及びI g M型ウイルス抗体価を測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。
- ウ 「11」のウイルス抗体価（定性・半定量・定量）と併せて測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。
- (44) 「~~40~~42」のレジオネラ抗原定性（尿）は、症状や所見からレジオネラ症が疑われる患者

に対して、E L I S A法又は免疫クロマト法により実施した場合に限り1回を限度として算定する。

(45) デングウイルス抗原定性

~~ア デングウイルス抗原定性は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「40」~~
~~レジオネラ抗原定性(尿)の所定点数に準じて算定する。~~

~~イ 本検査「43」のデングウイルス抗原定性は、国立感染症研究所が作成した「デング熱・チクングニア熱の診療ガイドライン」に基づきデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。~~

(イ) 区分番号「A300」救命救急入院料「1」から「4」までのいずれか

(ロ) 区分番号「A301」特定集中治療室管理料「1」から「4」までのいずれか

(ハ) 区分番号「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料「1」又は「2」のいずれか

(二) 区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料

~~ウイ 本検査は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。~~

(46) 「~~44~~47」のH I V-1抗体(ウエスタンブロット法)又は「~~48~~50」のH I V-2抗体(ウエスタンブロット法)は、スクリーニング検査としての「~~18~~17」のH I V-1抗体、「~~20~~18」のH I V-1, 2抗体定性若しくは同半定量、「~~21~~19」のH I V-1, 2抗体定量又は「~~20~~18」のH I V-1, 2抗原・抗体同時測定定性若しくは同定量が陽性の場合の確認診断用の検査である。

(47) 「~~47~~49」のダニ特異I g G抗体は、減感作療法実施中の患者の場合に、必要な限度において算定できる。また、当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(48) 「~~47~~49」のWeil-Felix反応は、菌株ごとにそれぞれ所定点数を算定する。また、当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(49) 「~~49~~51」のサイトメガロウイルスpp65抗原定性は免疫染色法により、臓器移植後若しくは造血幹細胞移植後の患者又はH I V感染者又は高度細胞性免疫不全の患者に対して行った場合のみ算定できる。ただし、高度細胞性免疫不全の患者については、当該検査が必要であった理由について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(50) 「~~50~~52」のH T L V-I抗体(ウエスタンブロット法)は、「13」のH T L V-I抗体定性、半定量又は「32」のH T L V-I抗体によって陽性が確認された症例について、確定診断の目的で行われた場合にのみ算定する。

(51) 「~~51~~53」のH I V抗原は、H I V感染者の経過観察又はH I V感染ハイリスク群が急性感染症状を呈した場合の確定診断に際して測定した場合に算定する。

(52) 「~~52~~54」の抗トリコスポロン・アサヒ抗体は、E L I S A法により、夏型過敏性肺炎の鑑別診断を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患びまん性肺疾患調査研究班による「過敏性肺炎の診断の手引と診断基準」により、夏型過敏性肺炎が疑われる患者とする。

D013 肝炎ウイルス関連検査

- (1) 「1」のHBs抗原定性・半定量は、免疫クロマト法、赤血球凝集法、粒子凝集法、EIA法（簡易法）、金コロイド凝集法による。
- (2) 「2」のHBs抗体半定量は、赤血球凝集法、粒子凝集法、EIA法（簡易法）、金コロイド凝集法による。
- (3) 「5」のHCVコア蛋白は、EIA法又はIRMA法による。
- (4) 「~~6~~7」のHBc抗体半定量・定量と「8」のHBc-IgM抗体を同時に測定した場合は、一方の所定点数を算定する。
- (5) 「~~6~~8」のHA抗体とHA-IgM抗体を同時に測定した場合は、一方の所定点数のみを算定する。
- (6) 「~~9~~11」のHCV血清群別判定は、EIA法により、C型肝炎の診断が確定した患者に対して、C型肝炎の治療法の選択の目的で実施した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。
- (7) 「~~10~~12」のHBVコア関連抗原（HBcrAg）は、HBV感染の診断の補助及び治療効果の判定の目的で、血清又は血漿中のHBVコア関連抗原（HBcrAg）を測定した場合に1月に1回に限り算定する。なお、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「~~9~~4」のHBV核酸定量を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- (8) 「~~12~~14」のHBVジェノタイプ判定は、B型肝炎の診断が確定した患者に対して、B型肝炎の治療法の選択の目的で実施した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。

D014 自己抗体検査

- (1) 「2」のリウマトイド因子（RF）~~半定量、同定量~~、「7」のマトリックスメタロプロテイナーゼ-3（MMP-3）、「8」の抗ガラクトース欠損IgG抗体定性、同定量、「~~11~~13」のC₁q結合免疫複合体、「~~17~~18」のモノクローナルRF結合免疫複合体、「~~19~~20」のIgG型リウマトイド因子及び「~~21~~22」のC₃d結合免疫複合体のうち3項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの2つに限り算定する。
- ~~(2) 「2」のリウマトイド因子（RF）半定量及び「5」のLEテスト定性を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。~~
- (~~9~~2) 「8」の抗ガラクトース欠損IgG抗体定性、同定量は、ECLA法又はレクチン酵素免疫測定法による。なお、「2」のリウマトイド因子（RF）~~半定量又は同定量~~を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (~~4~~3) 「~~9~~10」の抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体を、「3」の抗甲状腺マイクロゾーム抗体半定量と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (~~5~~4) 「~~12~~14」の抗RNAポリメラーゼIII抗体は、びまん性強皮症の確定診断を目的として行った場合に、1回を限度として算定できる。また、その際陽性と認められた患者に関し、腎クリーゼのリスクが高い者については治療方針の決定を目的として行った場合に、また、腎クリーゼ発症後の者については病勢の指標として測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。
- (~~6~~5) 「~~15~~16」の抗セントロメア抗体定量又は「16」の抗セントロメア抗体定性は、原発性胆汁性肝硬変又は強皮症の診断又は治療方針の決定を目的に用いた場合のみ算定できる。
- (~~7~~6) 抗ARS抗体

ア 「~~16~~17」の抗ARS抗体と「~~9~~10」の抗J_o-1抗体定性、同半定量又は同定量を併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。

イ 本検査と「9」から「~~12~~14」までに掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。ただし、本検査と本区分「~~9~~10」抗J_o-1抗体定性、同半定量又は同定量を併せて実施した場合は1項目として数える。

(7) 「22」のC3d結合免疫複合体を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(8) 抗シトルリン化ペプチド抗体定性又は同定量

ア 「~~21~~22」の抗シトルリン化ペプチド抗体定性又は同定量は、以下のいずれかの場合に算定できる。

(イ) 関節リウマチと確定診断できない者に対して診断の補助として検査を行った場合に、原則として1回を限度として算定できる。ただし、当該検査結果が陰性の場合においては、3月に1回に限り算定できる。なお、当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

(ロ) (イ)とは別に、関節リウマチに対する治療薬の選択のために行う場合においては、患者1人につき1回に限り算定する。

イ 「~~21~~22」の抗シトルリン化ペプチド抗体定性、同定量、「7」のマトリックスメタロプロテイナーゼー3(MMP-3)、「8」の抗ガラクトース欠損IgG抗体定性、同定量、「~~11~~13」のC₁q結合免疫複合体、「~~17~~18」のモノクローナルRF結合免疫複合体、「~~19~~20」のIgG型リウマトイド因子及び「~~21~~22」のC₃d結合免疫複合体のうち2項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの1つに限り算定する。

(9) 抗LKM-1抗体

ア 「~~22~~23」の抗LKM-1抗体は、ウイルス肝炎、アルコール性肝障害及び薬剤性肝障害のいずれでもないことが確認され、かつ、抗核抗体陰性の自己免疫性肝炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

イ 本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に抗核抗体陰性である旨を記載すること。

(10) 「~~22~~23」の抗カルジオリピンβ₂グリコプロテインI複合体抗体と「~~23~~24」の抗カルジオリピン抗体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(11) 「~~23~~24」の抗TSHレセプター抗体(TRA_b)及び「~~28~~31」の甲状腺刺激抗体(TSAb)を同時に行った場合は、いずれか一方のみ算定する。

(12) 「25」のIgG2(TIA法によるもの)及び「33」のIgG2(ネフェロメトリー法によるもの)は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。これらを併せて実施した場合は、「25」のIgG2(TIA法によるもの)により算定する。なお、算定に当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

~~(12)~~13) 抗デスマグレイン3抗体

ア 「~~24~~26」の抗デスマグレイン3抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する

る調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。

イ 尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「~~27~~30」の抗デスマグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(~~15~~14) 「~~24~~26」の抗BP180-NC16a抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、水疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。

(~~14~~15) 「~~25~~28」のループスアンチコアグラント定量及び「~~26~~28」のループスアンチコアグラント定性は、希釈ラッセル蛇毒試験法又はリン脂質中和法により、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として行った場合に限り算定する。

(~~15~~16) 「~~25~~27」の抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)は、ELISA法又はCLEIA法により、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定する。

(~~16~~17) 「~~25~~28」の抗糸球体基底膜抗体(抗GBM抗体)は、抗糸球体基底膜抗体腎炎及びグッドパスチャー症候群の診断又は治療方針の決定を目的として行った場合に限り算定する。

(~~17~~18) 抗デスマグレイン1抗体

ア 「~~27~~30」の抗デスマグレイン1抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。

なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。

イ 落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「~~24~~26」の抗デスマグレイン3抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(~~18~~19) 「~~29~~32」のIgG₄は、ネフェロメトリー法又はTIA法による。

~~(19) IgG₂~~

~~ア IgG₂をネフェロメトリー法により測定した場合は、区分番号「D014」自己抗体検査「29」IgG₄、TIA法により算定した場合は、「23」抗カルジオリピン抗体、抗TSHレセプター抗体(TRAb)の所定点数に準じて算定する。~~

~~イ 本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。~~

(20) 「~~30~~34」の抗GM1IgG抗体は、ELISA法により、進行性筋力低下又は深部腱反射低下等のギラン・バレー症候群が疑われる所見が見られる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。

(21) 「~~30~~34」の抗GQ1bIgG抗体は、ELISA法により、眼筋麻痺又は小脳性運動失調等のフィッシャー症候群が疑われる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。

(22) 抗アセチルコリンレセプター抗体(抗AChR抗体)

ア 「~~31~~35」の抗アセチルコリンレセプター抗体(抗AChR抗体)は、重症筋無力症の診断又は診断後の経過観察の目的で行った場合に算定できる。

イ 本検査と「~~33~~37」の抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(23) 「~~32~~36」の抗グルタミン酸レセプター抗体は、ラスマッセン脳炎、小児の慢性進行性持

続性部分でんかん又はオプソクロヌス・ミオクロヌス症候群の診断の補助として行った場合に、月1回を限度として算定できる。

- (24) 「~~93~~37」の抗アクアポリン4抗体は、ELISA法により視神経脊髄炎の診断（治療効果判定を除く。）を目的として測定した場合に算定できる。なお、当該検査の結果は陰性であったが、臨床症状・検査所見等の変化を踏まえ、視神経脊髄炎が強く疑われる患者に対して、疾患の診断を行う必要があり、当該検査を再度実施した場合においても算定できる。ただし、この場合、前回の検査実施日及びその結果並びに検査を再度実施する医学的な必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- (25) 抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体

ア 「~~93~~37」の抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体は、RIA法により重症筋無力症の診断（治療効果判定を除く。）を目的として測定した場合に算定できる。

イ 本検査と区分番号「D014」自己抗体検査の「~~94~~35」抗アセチルコリンレセプター抗体（抗AChR抗体）を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

D015 血漿蛋白免疫学的検査

- (1) 「4」の免疫グロブリンは、IgG、IgA、IgM及びIgDを測定した場合に、それぞれ所定点数を算定する。
- (2) 「6」の血清アミロイドA蛋白（SAA）を「1」のC反応性蛋白（CRP）定性又は「1」のC反応性蛋白（CRP）と併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- (3) 「7」のトランスフェリン（Tf）、「8」のC₃及び「8」のC₄は、SRID法等による。
- (4) 「~~16~~15」のアレルゲン刺激性遊離ヒスタミン（HRT）は細胞反応測定法により実施され、「11」の特異的IgE半定量・定量と同時に行った場合であっても、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定し、特異的IgE半定量・定量と併せて1,430点を限度として算定する。
- (5) 「~~18~~17」のAPRスコア定性は、 α_1 -酸性糖蛋白、ハプトグロビン及びC反応性蛋白（CRP）定性の3つを測定した場合に算定する。
- (6) 「18」のアトピー鑑別試験定性は、12種類の吸入性アレルゲン（ヤケヒョウヒダニ、コナヒョウヒダニ、ネコ皮膚、イヌ皮膚、ギョウギシバ、カモガヤ、ブタクサ、ヨモギ、シラカンバ（属）、スギ、カンジダ、アルテルナリア）に対する特異的IgEを測定した場合に算定する。
- (7) 「18」のTARCは、血清中のTARC量を測定する場合に月1回を限度として算定できる。
- (8) 「19」の癌胎児性フィブロネクチン定性（頸管腔分泌液）は、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合又は切迫早産の診断のために妊娠満22週以上満33週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。
- (9) 「19」の癌胎児性フィブロネクチン定性（頸管腔分泌液）及び区分番号「D007」血液化学検査の「~~44~~43」腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型（IGFBP-1）定性を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (10) 免疫電気泳動法によってIgA、IgM及びIgGを同時に測定した場合は、1回の検査として「21」の免疫電気泳動法により算定する。

(11) 免疫グロブリンL鎖 κ/λ 比

ア 「23」の免疫グロブリンL鎖 κ/λ 比はネフェロメトリー法により、高免疫グロブリン血症の鑑別のために測定した場合に算定できる。

イ 「23」の免疫グロブリンL鎖 κ/λ 比と「21」の免疫電気泳動法を同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(12) 「25」の結核菌特異的インターフェロン γ 産生能は、診察又は画像診断等により結核感染が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

D 0 1 6 細胞機能検査

(1) 「4」の顆粒球スクリーニング検査は、白血球墨粒貪食試験、NBT還元能検査を、「2」の顆粒球機能検査は、化学遊走物質、細菌、光化学反応を用いた検査を、「~~2~~」のT細胞サブセット検査は、免疫不全の診断目的に行う検査をいい、いずれも検査方法にかかわらず、一連として算定する。

(2) 「5」の赤血球表面抗原検査は、発作性夜間血色素尿症(PNH)の鑑別診断のため、2種類のモノクローナル抗体を用いた場合に算定できる。

(3) 「6」のリンパ球刺激試験(LST)(一連につき)は、Con-A、PHA又は薬疹の被疑医薬品によるものである。

D 0 1 7 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査

(1) 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査は、尿、糞便、喀痰、穿刺液、胃液、十二指腸液、胆汁、膿、眼分泌液、鼻腔液、咽喉液、口腔液、その他の滲出物等について細菌、原虫等の検査を行った場合に該当する。

(2) 染色の有無及び方法の如何にかかわらず、また、これら各種の方法を2以上用いた場合であっても、1回として算定する。 —

(3) 当該検査と区分番号「D 0 0 2」の尿沈渣(鏡検法)又は区分番号「D 0 0 2-2」の尿沈渣(フローサイトメトリー法)を同一日に併せて算定する場合は、当該検査に用いた検体の種類を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

D 0 1 8 細菌培養同定検査

(1) 細菌培養同定検査

ア 細菌培養同定検査は、抗酸菌を除く一般細菌、真菌、原虫等を対象として培養を行い、同定検査を行うことを原則とする。

イ 同定検査を予定して培養したものであれば、菌が陰性の場合であっても「1」から「5」までの項により算定するが、あらかじめ培養により菌の有無のみを検索する場合は、検体の種類にかかわらず、「6」の簡易培養により算定する。

ウ 細菌培養同定検査は、検体ごとに「1」から「5」までの所定点数を算定できるが、同一検体を用いて簡易培養を併せて行った場合は、「6」の簡易培養は算定できない。

エ 症状等から同一起因菌によると判断される場合であって、当該起因菌を検索する目的で異なった部位から、又は同一部位の数か所から検体を採取した場合は、主たる部位又は1か所のみ所定点数を算定する。ただし、血液を2か所以上から採取した場合に限り、「3」の血液又は穿刺液を2回算定できる。この場合、「注」の加算は2回算定できる。

オ 各検体別の所定点数には、定量培養を行った場合を含む。

(2) 「3」における穿刺液とは、胸水、腹水、髄液及び関節液をいい、「5」の「その他の部位からの検体」とは、「1」から「4」までに掲げる部位に含まれない全ての部位からの検体をいい、例えば、皮下からの検体をいう。

(3) 簡易培養

ア 「6」の簡易培養は、Dip-Slide法、簡易培地等を用いて簡単な培養を行うものである。

イ ウロトレース、ウリグロックスペーパー等の尿中細菌検査用試験紙による検査は、区分番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査に含まれるものであり、別に算定できない。

(4) 嫌気性培養のみを行った場合は、「1」から「6」までの所定点数のみ算定し、「注」の加算は算定できない。

D019 細菌薬剤感受性検査

細菌薬剤感受性検査は、結果として菌が検出できず実施できなかった場合においては算定しない。

D019-2 酵母様真菌薬剤感受性検査

酵母様真菌薬剤感受性検査は、深在性真菌症（カンジダ、クリプトコックスに限る。）であり、原因菌が分離できた患者に対して行った場合に限り算定する。

D020 抗酸菌分離培養検査

(1) 抗酸菌分離培養検査は、検体の採取部位が異なる場合であっても、同時に又は一連として検体を採取した場合は、1回のみ所定点数を算定する。

(2) 「1」の抗酸菌分離培養（液体培地法）は、液体培地を用いて培養を行い、酸素感受性蛍光センサー、二酸化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出を行った場合に算定する。

(3) 「2」の抗酸菌分離培養（それ以外のもの）は、(2)に掲げるもの以外について算定する。

(4) 抗酸菌分離培養検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。

D021 ~~抗酸菌同定検査~~

抗酸菌同定は、検査方法、培地数にかかわらず、1回のみ所定点数を算定する。

D022 抗酸菌薬剤感受性検査

(1) 抗酸菌薬剤感受性検査は、直接法、間接法等の方法及び培地数にかかわらず、感受性検査を行った薬剤が4種類以上の場合に限り算定する。

(2) 混合薬剤耐性検査においても、使われた薬剤が4種類以上の場合に限り算定する。

D023 微生物核酸同定・定量検査

(1) クラミジア・トラコマチス核酸検出

ア 「2」のクラミジア・トラコマチス核酸検出と区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「~~28~~」クラミジア・トラコマチス抗原定性を併用した場合は、主なもののみ算定する。

イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR法、LCR法、核酸ハイブリダイゼーション法、ハイブリッドキャプチャー法、SDA法又はTMA法による同時増幅法並び

にH P A法及びD K A法による同時検出法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。

(2) 淋菌核酸検出

ア 「2」の淋菌核酸検出、区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「~~92~~33」淋菌抗原定性又は区分番号「D 0 1 8」細菌培養同定検査 (淋菌感染を疑って実施するもの) を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。

イ 淋菌核酸検出は、DNAプローブ法、L C R法による増幅とE I A法による検出を組み合わせた方法、P C R法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、S D A法又はT M A法による同時増幅法並びにH P A法及びD K A法による同時検出法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、S D A法、P C R法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はT M A法による同時増幅法並びにH P A法及びD K A法による同時検出法においては咽頭からの検体も算定できる。

(3) 「~~9~~4」のH B V核酸定量は、分岐D N Aプローブ法、T M A法又はP C R法による。

(4) 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出

ア 「~~4~~3」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。

ただし、区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「~~92~~33」淋菌抗原定性、同区分「~~92~~28」のクラミジア・トラコマチス抗原定性、区分番号「D 0 1 8」細菌培養同定検査 (淋菌及びクラミジアによる感染を疑って実施するもの)、本区分「2」の淋菌核酸検出又はクラミジア・トラコマチス核酸検出を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

イ 「~~4~~3」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、T M A法による同時増幅法並びにH P A法及びD K A法による同時検出法、P C R法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はS D A法による。淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み、女子尿は含まない。なお、T M A法による同時増幅法並びにH P A法及びD K A法による同時検出法、S D A法又はP C R法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法においては咽頭からの検体も算定できる。

(5) H C V核酸検出

ア 「7」のH C V核酸検出はP C R法又はT M A法により、C型肝炎の治療方法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。

イ 治療方法の選択の場合においては、抗体陽性であり、かつ、「10」のH C V核酸定量で検出限界を下回る者について実施した場合に算定できるものとし、治療経過の観察の場合においては、本検査と「10」のH C V核酸定量を併せて実施した場合には、いずれ

か一方に限り算定する。

(6) HPV核酸検出、HPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）

ア 「7」のHPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）は、予め行われた細胞診の結果、ベセスダ分類上ASC-US（意義不明異型扁平上皮）と判定された患者に対して行った場合に限り算定できる。なお、細胞診と同時に実施した場合は算定できない。

イ 「7」のHPV核酸検出とHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

(7) 「8」のインフルエンザ核酸検出は、インフルエンザの感染が疑われる重症者のみに算定し、その場合には、当該検査が必要な理由について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(8) 抗酸菌核酸同定

ア 「8」の抗酸菌核酸同定は、マイクロプレート・ハイブリダイゼーション法によるものをいう。

イ 当該検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。

(9) 「8」の結核菌群核酸検出は、核酸増幅と液相ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、LCR法による核酸増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法又はLAMP法による。

なお、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。

(10) マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー（MAC）核酸検出

ア 「9」のマイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー（MAC）核酸検出は、他の検査により結核菌が陰性であることが確認された場合のみに算定できる。

イ 区分番号「D021」抗酸菌同定と併せて実施された場合にあっては、主なもののみ算定する。

(11) HCV核酸定量

ア 「10」のHCV核酸定量は、分岐DNAプローブ法又はPCR法により、急性C型肝炎の診断、C型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。

イ 治療経過の観察の場合において、「10」のHCV核酸定量及び「7」のHCV核酸検出を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(12) HBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出

ア 「10」のHBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出は、下記「イ」又は「ウ」に掲げる患者に対し、PCR法により測定した場合に限り算定できる。

イ B型急性肝炎患者に対しては、劇症肝炎が疑われる場合に限り、患者1人につき1回算定できる。

ウ B型慢性肝炎患者に対しては、経過観察中にALT異常値などにより肝炎増悪が疑われ、かつ、抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の投与対象患者の選択のために行われた場合に限り算定できる。なお、本検査実施以降は、区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査のうちB型肝炎に関する検査（ただし、抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の治療

効果判定に用いる検査を除く。)は、算定できない。

(13) 「10」のブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出は、E D - P C R法又はP C R法により、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MR S A感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

(14) S A R S コロナウイルス核酸検出

ア 「10」のS A R S コロナウイルス核酸検出は、L A M P法により測定した場合に限り算定できる。

イ 本検査は、糞便又は鼻腔咽頭拭い液からの検体により行うものである。

ウ 本検査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号）による臨床的特徴、届出基準によりS A R S 感染症の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に、診断の確定までの間に1回を限度として算定する。ただし、発症後10日以内に他疾患であるとの診断がつかない場合は、さらに1回に限り算定できる。

(15) H T L V - 1 核酸検出

「10」のH T L V - 1 核酸検出は、区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「52」のH T L V - 1 抗体（ウエスタンブロット法）によって判定保留となった妊婦を対象として測定した場合にのみ算定する。本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄にウエスタンブロット法による検査実施日及び判定保留である旨を記載すること。

~~(16)~~ H I V - 1 核酸定量

ア 「11」のH I V - 1 核酸定量はP C R法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、H I V感染者の経過観察に用いた場合又は区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「~~18~~17」H I V - 1 抗体、「~~20~~18」のH I V - 1, 2 抗体定性、同半定量、H I V - 1, 2 抗原・抗体同時測定定性、同定量、又は「~~21~~19」のH I V - 1, 2 抗体定量が陽性の場合の確認診断に用いた場合のみ算定する。

イ 当該検査と区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「~~44~~47」H I V - 1 抗体（ウエスタンブロット法）を併せて実施した場合は、それぞれを算定することができる。

~~(17)~~ 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出、結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出、結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出

ア 「12」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出、結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出及び結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出は、同時に結核菌を検出した場合に限り算定する。

イ 「12」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出、結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出及び結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出と「8」の結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

ウ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

~~(18)~~ H P V ジェノタイプ判定

ア 「13」のH P V ジェノタイプ判定は、あらかじめ行われた組織診断の結果、C I N 1

又はC I N 2と判定された患者に対し、治療方針の決定を目的として、ハイリスク型H P Vのそれぞれの有無を確認した場合に算定する。

イ 当該検査は、「7」のH P V核酸検出の施設基準を届け出ている保険医療機関のみ算定できる。

ウ 当該検査を算定するに当たっては、あらかじめ行われた組織診断の結果及び組織診断の実施日、及び当該検査によって選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

エ 同一の患者について、当該検査を2回目以降行う場合は、当該検査の前回実施日、及び前回選択した治療（その後通常の検診となった場合はその旨）を上記に併せて記載する。

~~(18)~~(19) 「14」のH I V＝ジェノタイプ薬剤耐性は、抗H I V治療の選択及び再選択の目的で行った場合に、3月に1回を限度として算定できる。 __

(20) 「4」の単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量は、免疫不全状態であって、単純疱疹ウイルス感染症又は水痘帯状疱疹ウイルス感染症が強く疑われる患者を対象としてリアルタイムP C R法により測定した場合に、一連として1回のみ算定できる。

D 0 2 3 - 2 その他の微生物学的検査

(1) 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (P B P 2')定性

ア 「1」の黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (P B P 2')定性は、L A法により実施した場合に算定する。

イ 当該検査は、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、M R S A感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

ウ 当該検査と区分番号「D 0 2 3」微生物核酸同定・定量検査の「10」ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(2) 「2」の尿素呼吸試験 (U B T) を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に即して行うこと。

(3) 「3」の腸炎ビブリオ耐熱性溶血毒 (T D H) 定性は、E L I S A法によるものであり、区分番号「D 0 1 8」細菌培養同定検査によって、腸炎ビブリオ菌が確認された場合のみ算定できる。また、当該検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(4) 大腸菌ベロトキシン定性

ア 「4」の大腸菌ベロトキシン定性は、大腸菌の抗原定性の結果より病原性大腸菌が疑われる患者に対して行った場合に算定する。

イ 「4」の大腸菌ベロトキシン定性のうち、細菌培養を行うことなく糞便から直接検出する方法であってE L I S A法によるものについては、臨床症状や流行状況から腸管出血性大腸菌感染症が強く疑われる場合に限り、大腸菌の抗原定性を踏まえることなく行った場合にも算定できる。

D 0 2 4 動物使用検査

従前、細菌動物検査、妊娠動物検査、トキソプラズマ症におけるマウス使用検査等動物を用いて行う検査として認められていたものについては、本区分により算定する。

D 0 2 5 基本的検体検査実施料

- (1) 基本的検体検査実施料は、特定機能病院である保険医療機関の入院医療において通常行われる基本的な検査について、請求の簡素化の観点から包括化して入院日数に応じた請求方法を導入したものである。
- (2) 基本的検体検査実施料に含まれない検査を行った場合は、別途当該検査に係る所定点数を算定でき、当該検査が基本的検体検査判断料の対象に含まれないものであるときは、当該検査に係る検体検査判断料も併せて別途算定できる。
- (3) 入院日数については、入院の都度当該入院の初日から起算し、また、退院日も算定対象とする。
- (4) 外泊期間中は、入院日数に含まれない。
- (5) 療養病棟、結核病棟若しくは精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するH I V感染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算又は同部第3節に規定する特定入院料を算定している患者については、基本的検体検査実施料は別に算定しないが、入院日数は入院の初日から数える。
- (6) 1月を通じて、基本的検体検査実施料に包括されている検査項目のいずれも行われなかった場合は、当該月は本実施料は算定できない。

第2款 検体検査判断料

D 0 2 6 検体検査判断料

- (1) 検体検査については、実施した検査に係る検体検査実施料及び当該検査が属する区分（尿・糞便等検査判断料から微生物学的検査判断料までの6区分）に係る検体検査判断料を合算した点数を算定する。
- (2) 各区分の検体検査判断料については、その区分に属する検体検査の種類及び回数にかかわらず、月1回に限り、初回検査の実施日に算定する。
- (3) 実施した検査が属する区分が2以上にわたる場合は、該当する区分の判断料を合算した点数を算定できる。
- (4) 同一月内において、同一患者に対して、入院及び外来の両方又は入院中に複数の診療科において検体検査を実施した場合においても、同一区分の判断料は、入院・外来又は診療科の別にかかわらず、月1回に限る。
- (5) 上記の規定にかかわらず、区分番号「D 0 0 0」尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合は、当該検査に係る検体検査判断料は算定しない。

区分番号「B 0 0 1」特定疾患治療管理料の「15」の慢性維持透析患者外来医学管理料又は区分番号「D 0 2 5」基本的検体検査実施料を算定した月と同一月に検体検査を行った場合は、それぞれの区分に包括されている検体検査に係る判断料は別に算定できない。

- (6) 注3に規定する検体検査管理加算(I)は入院中の患者及び入院中の患者以外の患者に対し、検体検査管理加算(II)、検体検査管理加算(III)及び検体検査管理加算(IV)は入院中の患者に対して、検体検査を実施し検体検査判断料のいずれかを算定した場合に、患者1人につき月1回に限り加算するものであり、検体検査判断料を算定しない場合に本加算は算定できない。

また、区分番号「D 0 2 7」基本的検体検査判断料の注2に掲げる加算を算定した場合には、本加算は算定できない。

- (7) 入院中の患者について注3に規定する検体検査管理加算(Ⅱ)、検体検査管理加算(Ⅲ)又は検体検査管理加算(Ⅳ)を算定している保険医療機関であっても、入院中の患者以外の患者について検体検査管理加算(Ⅰ)を算定することができる。
- (8) 注45に規定する遺伝カウンセリング加算は、臨床遺伝学に関する十分な知識を有する医師が、区分番号「D006-4」遺伝学的検査を実施し、患者又はその家族に対し当該検査の結果に基づいて療養上の指導を行った場合に算定する。
- なお、遺伝カウンセリングの実施に当たっては、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」(平成16年12月)及び関係学会による「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」(平成23年2月)を遵守すること。
- (9) 注56に規定する骨髄像診断加算は、血液疾患に関する専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する医師が、当該保険医療機関内で採取された骨髄液に係る検査結果の報告書を作成した場合に、月1回に限り算定する。__
- (10) 注7に規定する免疫電気泳動法診断加算は、免疫電気泳動法の判定について少なくとも5年以上の経験を有する医師が、当該保険医療機関内で作製された免疫電気泳動像を判定し、M蛋白血症等の診断に係る検査結果の報告書を作成した場合に算定する。

D027 基本的検体検査判断料

- (1) 基本的検体検査判断料は、特定機能病院である保険医療機関の入院医療において通常行われる基本的な検査について、請求の簡素化の観点から、月1回の包括的な判断料を設定したものである。
- (2) 基本的検体検査実施料に含まれない検査を行った場合は、当該検査が基本的検体検査判断料の対象に含まれないものであるときは、当該検査に係る検体検査判断料も併せて別途算定できる。
- (3) 療養病棟、結核病棟若しくは精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するHIV感染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算を算定している患者については、基本的検体検査判断料は、別に算定しない。
- (4) 1月を通じて、基本的検体検査実施料に包括されている検査項目のいずれも行われなかった場合は、当該月は本判断料は算定できない。
- (5) 特定機能病院において、(3)に掲げる場合以外で基本的検体検査判断料を算定すべき場合は、尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(Ⅰ)判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料を算定することはできず、本判断料を算定するものとする。

第2節 削除

第3節 生体検査料

- 1 同一月内において、同一患者に対して、入院及び外来の両方又は入院中に複数の診療科において生体検査が実施された場合であっても、同一の生体検査判断料は、月1回を限度として算定する。

- 2 2回目以降について所定点数の100分の90に相当する点数により算定することとされている場合において「所定点数」とは、当該項目に掲げられている点数及び当該注に掲げられている加算点数を合算した点数である。
- 3 同一月内に2回以上実施した場合、所定点数の100分の90に相当する点数により算定することとされている生体検査は、外来及び入院にまたがって行われた場合においても、これらを通算して2回目以降は100分の90で算定する。
- 4 2回目以降100分の90に相当する点数により算定することとされている場合に、新生児加算、乳幼児加算若しくは幼児加算を行う場合又は内視鏡検査の通則5に掲げる休日加算、時間外加算若しくは深夜加算を行う場合は、所定点数にそれぞれの割合を乗じた上で、端数が生じた場合には、これを四捨五入した点数により算定する。

[呼吸循環機能検査等に係る共通事項（区分番号「D200」から区分番号「D214」まで）]

(1) 2回目以降100分の90で算定する場合の「同一の検査」

区分番号「D208」心電図検査の「1」から「5」まで、区分番号「D209」負荷心電図検査の「1」及び「2」、区分番号「D210」ホルター型心電図検査の「1」及び「2」については、それぞれ同一の検査として扱う。また、準用が通知されている検査については、当該検査が準ずることとされている検査と同一の検査として扱う。

(2) 呼吸循環機能検査等に係る一般事項

ア 通則の「特に規定する場合」とは、区分番号「D208」心電図検査の「注」又は区分番号「D209」負荷心電図検査の「注1」に掲げる場合をさす。

イ 区分番号「D200」スパイログラフィー等検査から区分番号「D203」肺胞機能検査までの各検査については、特に定めのない限り、次に掲げるところによる。

- a 実測値から算出される検査値については算定できない。
- b 測定方法及び測定機器は限定しない。
- c 負荷を行った場合は、負荷の種類及び回数にかかわらず、その前後の検査について、それぞれ1回のみ所定点数を算定する。
- d 使用したガス（CO、CO₂、He等）は、購入価格を10円で除して得た点数を別に算定できる。
- e 喘息に対する吸入誘発試験は、負荷試験に準ずる。

(3) 肺活量計による肺活量の測定は、別に算定できない。

D200 スパイログラフィー等検査

- (1) 「1」の肺気量分画測定には、予備吸気量、1回換気量及び予備呼気量の全ての実測及び実測値から算出される最大呼吸量の測定のほか、安静換気量及び最大換気量の測定が含まれる。
- (2) 「1」の肺気量分画測定及び区分番号「D202」肺内ガス分布の「1」の指標ガス洗い出し検査とを同時に実施した場合には、機能的残気量測定は算定できない。
- (3) 「2」のフローボリュームカーブは、曲線を描写し記録した場合にのみ算定し、強制呼出曲線の描出に係る費用を含む。また、フローボリュームカーブから計算によって求められる努力肺活量、1秒量、1秒率、MMF、PFR等は、別に算定できない。

(4) 「5」の左右別肺機能検査の所定点数には、カテーテル挿入並びに他の「1」から「4」までのスパイログラフィー等検査及び換気力学的検査の費用を含む。

(5) 体プレストモグラフを用いる諸検査は、別に定めのない限り、「3」により算定する。

D201 換気力学的検査

「2」中のコンプライアンス測定の所定点数には、動肺コンプライアンス測定及び静肺コンプライアンス測定の双方を含む。

D204 基礎代謝測定

基礎代謝測定の所定点数には、患者に施用する窒素ガス又は酸素ガスの費用を含む。

D206 心臓カテーテル法による諸検査

(1) 心臓カテーテル検査により大動脈造影、肺動脈造影及び肺動脈閉塞試験を行った場合においても、心臓カテーテル法による諸検査により算定するものとし、血管造影等のエックス線診断の費用は、別に算定しない。

(2) 心臓カテーテル法による諸検査のようなカテーテルを用いた検査を実施した後の縫合に要する費用は、所定点数に含まれる。

(3) 「1」の右心カテーテル及び「2」の左心カテーテルを同時に行った場合であっても、「注1」、「注2」、「注3」及び「注4」の加算は1回のみに限られる。

(4) 「注3」、「注4」及び「注5」に掲げる加算は主たる加算を患者1人につき月1回に限り算定する。

(5) 心筋生検を行った場合は、区分番号「D417」組織試験採取、切採法の所定点数を併せて算定する。

D207 体液量等測定

(1) 体液量等測定の所定点数には、注射又は採血を伴うものについては第6部第1節第1款の注射実施料及び区分番号「D400」血液採取を含む。

(2) 「2」の皮弁血流検査は、1有茎弁につき2回までを限度として算定するものとし、使用薬剤及び注入手技料は、所定点数に含まれ、別に算定しない。

(3) 「2」の血流量測定は、電磁式によるものを含む。

(4) 「2」の電子授受式発消色性インジケータ使用皮膚表面温度測定は、皮弁形成術及び四肢の血行再建術後に、術後の血行状態を調べるために行った場合に算定する。

ただし、術後1回を限度とする。

なお、使用した電子授受式発消色性インジケータの費用は、所定点数に含まれ、別に算定できない。

(5) 「4」の血管内皮機能検査を行った場合は、局所ボディプレティスモグラフ又は超音波検査等、血管内皮反応の検査方法及び部位数にかかわらず、1月に1回に限り、一連として当該区分において算定する。この際、超音波検査を用いて行った場合であっても、超音波検査の費用は算定しない。

D208 心電図検査

(1) 「1」の四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導は、普通、標準肢誘導（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）、単極肢誘導（ aV_R 、 aV_L 、 aV_F ）、胸部誘導（ V_1 、 V_2 、 V_3 、 V_4 、 V_5 、 V_6 ）の12誘導で、その他特別の場合に V_7 、 V_8 、食道誘導等を行う場合もこれに含まれる。

(2) 当該保険医療機関以外の医療機関で描写したものについて診断のみを行った場合は、診

断料として1回につき所定点数を算定できるが、患者が当該傷病につき当該医療機関で受診していない場合は算定できない。

(3) 当該保険医療機関以外の医療機関で描写した検査について診断を行った場合の算定については、2回目以降においても100分の90の算定としない。

(4) 「3」の携帯型発作時心電図記憶伝達装置使用心電図検査は、入院中の患者以外の患者に対して、携帯型発作時心電図記憶伝達装置を用いて発作時等の心電図を記録させた場合に、一連につき1回算定する。

(5) 「4」加算平均心電図による心室遅延電位測定

ア 心筋梗塞、心筋症、Brugada症候群等により、致死性の心室性不整脈が誘発される可能性がある患者に対し行われた場合に算定する。

イ 当該検査の実施に~~当~~あたり行った他の心電図検査は、別に算定できない。

D 2 0 9 負荷心電図検査

(1) 負荷心電図検査の「負荷」は、運動負荷、薬剤負荷をいい、負荷の種類及び回数によらない。

(2) 当該保険医療機関以外の医療機関で描写したものについて診断のみを行った場合は、診断料として1回につき所定点数を算定できるが、患者が当該傷病につき当該医療機関で受診していない場合は算定できない。

(3) 当該保険医療機関以外の医療機関で描写した検査について診断を行った場合の算定については、2回目以降においても100分の90の算定としない。

(4) 負荷心電図検査には、この検査を行うために一連として実施された心電図検査を含むものであり、同一日に行われた心電図検査は、別に算定できない。

D 2 1 0 ホルター型心電図検査

(1) ホルター型心電図検査は、患者携帯用の記録装置を使って長時間連続して心電図記録を行った場合に算定するものであり、所定点数には、単に記録を行うだけではなく、再生及びコンピューターによる解析を行った場合の費用を含む。

(2) やむを得ず不連続に記録した場合においては、記録した時間を合算した時間により算定する。また、24時間を超えて連続して記録した場合であっても、「2」により算定する。

D 2 1 0 - 3 植込型心電図検査

(1) 短期間に失神発作を繰り返し、その原因として不整脈が強く疑われる患者であって、心臓超音波検査及び心臓電気生理学的検査（心電図検査及びホルター心電図検査を含む。）等によりその原因が特定できない者に対して、原因究明を目的として使用した場合に限り算定できる。

(2) 植込型心電図検査は、患者の皮下に植込まれた記録装置を使って長時間連続して心電図記録を行った場合に算定するものであり、所定点数には、単に記録を行うだけではなく、再生及びコンピューターによる解析を行った場合の費用を含む。

(3) 植込型心電図記録計を使用し診断を行った場合は、当該機器が植込まれた時間ではなく、心電図が記録された時間に応じて算定する。

D 2 1 0 - 4 T波オルタナンス検査

(1) 心筋梗塞、心筋症、Brugada症候群等により、致死性の心室性不整脈が誘発される可能性がある患者に対し行われた場合に算定する。

- (2) 当該検査の実施に~~当~~たり行った区分番号「D208」心電図検査、区分番号「D209」負荷心電図検査、区分番号「D210」ホルター型心電図検査及び区分番号「D211」トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査は別に算定できない。

D211 トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査

- (1) トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査には、この検査を行うために一連として実施された区分番号「D208」心電図検査、区分番号「D200」スパイログラフィー等検査を含むものであり、負荷の種類及び回数にかかわらず、所定点数により算定する。

- (2) 呼吸器疾患に対して施行された場合にも、所定点数を算定できる。

D211-2 喘息運動負荷試験

- (1) 喘息運動負荷試験は、運動負荷前後での換気機能の変化を観察した場合に算定できる。
- (2) 喘息運動負荷試験には、この検査を行うために一連として実施された区分番号「D208」心電図検査、区分番号「D200」スパイログラフィー等検査を含むものであり、負荷の種類及び回数にかかわらず、所定点数により算定する。

D211-3 時間内歩行試験

- (1) 時間内歩行試験は、在宅酸素療法を施行している患者又は区分番号「C103」在宅酸素療法指導管理料の算定要件を満たす患者若しくは本試験により算定要件を満たすことが可能となる患者で在宅酸素療法の導入を検討している患者に対し、医師又は医師の指導管理の下に看護職員若しくは臨床検査技師がパルスオキシメーター等を用いて動脈血酸素飽和度を測定しながら6分間の歩行を行わせ、到達した距離、動脈血酸素飽和度及び呼吸・循環機能検査等の結果を記録し、医師が患者の運動耐容能等の評価及び治療方針の決定を行った場合に、年に4回を限度として算定する。

- (2) 医師の指導管理の下に看護職員又は臨床検査技師が6分間の歩行を行わせる場合は、医師が同一建物内において当該看護職員又は臨床検査技師と常時連絡が取れる状態かつ緊急事態に即時的に対応できる体制であること。

- (3) 以下の事項を診療録に記載すること

ア 当該検査結果の評価

イ 到達した距離、施行前後の動脈血酸素飽和度、呼吸・循環機能検査等の結果

- (4) 当該検査を算定する場合にあっては、以下の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ア 過去の実施日

イ 在宅酸素療法の実施の有無又は流量の変更を含む患者の治療方針

D211-4 シャトルウォーキングテスト

- (1) シャトルウォーキングテストは、在宅酸素療法を施行している患者又は区分番号「C103」在宅酸素療法指導管理料の算定要件を満たす患者若しくは本試験により算定要件を満たすことが可能となる患者であって在宅酸素療法の導入を検討しているものに対し、医師又は医師の指導管理の下に看護職員若しくは臨床検査技師がパルスオキシメーター等を用いて動脈血酸素飽和度を測定しながら一定の距離を往復で歩行させ、歩行可能距離又は歩行持続時間、動脈血酸素飽和度及び呼吸・循環機能検査等の結果を記録し、医師が患者

の運動耐容能等の評価及び治療方針の決定を行った場合に、年に4回を限度として算定する。なお、区分番号「D211-3」時間内歩行試験を併せて実施した場合には、時間内歩行試験又はシャトルウォーキングテストを合わせて年に4回を限度として算定する。

(2) 医師の指導管理の下に看護職員又は臨床検査技師がシャトルウォーキングテストを行う場合は、医師が同一建物内において当該看護職員又は臨床検査技師と常時連絡が取れる状態かつ緊急事態に即時的に対応できる体制であること。

(3) 以下の事項を診療録に記載すること。

ア 当該検査結果の評価

イ 歩行可能距離又は歩行持続時間、施行前後の動脈血酸素飽和度、呼吸・循環機能検査等の結果

(4) 当該検査を算定する場合にあっては、以下の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ア 過去の実施日

イ 在宅酸素療法の実施の有無又は流量の変更を含む患者の治療方針

D212 リアルタイム解析型心電図

- (1) リアルタイム解析型心電図とは、入院中の患者以外の患者に対して8時間以上心電図をモニターしながら同時に波形を解析し、異常波形発現時にのみ記録を行い得るものをいう。
- (2) リアルタイム解析型心電図記録計を用いて8時間以上心電図をモニターした場合は、解析の費用を含め、一連の使用について1回として算定する。

D212-2 携帯型発作時心電図記録計使用心電図検査

心電図を2日間以上連続して記録することができる携帯型発作時心電図記録計を用いて、記録スイッチ入力前を含む心電図を記録した場合に、解析の費用を含め、一連の使用について1回として算定する。

D213 心音図検査

亜硝酸アミル吸入心音図検査の点数算定は、薬剤負荷の前後の検査をそれぞれ1回として心音図検査により算定し、亜硝酸アミルについては、区分番号「D500」薬剤により算定する。

D214 脈波図、心機図、ポリグラフ検査

(1) 脈波図については、次に掲げる検査を2以上行った場合であり、脈波曲線を描写し記録した場合に算定する。

ア 心及び肝拍動図

イ 動脈波

ウ 静脈波

エ 容積脈波

オ 指尖脈波

カ 心尖（窩）拍動図

また、心機図とは各種脈波図と心電図、心音図検査等の2以上を同時に記録し、循環機能の解析を行う検査である。

(2) 「1」から「5」までの検査数については、種目又は部位を順次変えて検査した場合であっても、一連の検査のうちの最高検査数による。

(3) 運動又は薬剤の負荷による検査を行った場合には、負荷前後の検査をそれぞれ1回の検

査として算定し、複数の負荷を行った場合であっても、負荷の種類及び回数にかかわらず、所定点数の100分の200を限度として算定する。

- (4) 「6」の血管伸展性検査は、描写し記録した脈波図により脈波伝達速度を求めて行うものであり、このために行った脈波図検査と併せて算定できない。

D 2 1 5 超音波検査

- (1) 「1」から「5」までに掲げる検査のうち2以上のものを同一月内に同一の部位について行った場合、同一月内に2回以上行った場合の算定方法の適用においては、同一の検査として扱う。
- (2) 超音波検査を同一の部位に同時に2以上の方法を併用する場合は、主たる検査方法により1回として算定する。また、同一の方法による場合は、部位数にかかわらず、1回のみの算定とする。
- (3) 超音波検査の記録に要した費用（フィルム代、印画紙代、記録紙代、テープ代等）は、所定点数に含まれる。
- (4) 体表には肛門、甲状腺、乳腺、表在リンパ節等を含む。
- (5) 「2」の断層撮影法（心臓超音波検査を除く。）において血管の血流診断を目的としてパルスドプラ法を併せて行った場合には、「注2」に掲げる加算を算定できる。
- (6) 「3」の心臓超音波検査の所定点数には、同時に記録した心音図、脈波図、心電図及び心機図の検査の費用を含む。
- (7) 「3」の心臓超音波検査の所定点数にはパルスドプラ法の費用が含まれており、別に算定できない。
- (8) 「3」の心臓超音波検査以外で、断層撮影法とMモード法を併用した場合の点数算定は、「2」の「イ」により算定する。
- (9) 「3」の「ロ」Mモード法はMモード法のみで検査を行った場合に算定する。「3」の心臓超音波検査以外で、Mモード法のみで検査を行った場合は、「3」の「ロ」により算定する。
- (10) 非侵襲的血行動態モニタリングを実施した場合は、本区分「3」の「ロ」により算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者のうち、腹腔鏡下手術（腹腔鏡下胆嚢摘出術及び腹腔鏡下虫垂切除術を除く。）が行われるものに対し、術中に非侵襲的血行動態モニタリングを実施した場合にのみ所定の点数を算定できる。なお、麻酔が困難な患者とは区分番号「L008」＝マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔の(4)に掲げる者をいう。
- (11) 非侵襲的血行動態モニタリングは、その実施に当たり、動脈圧測定用カテーテル、サーモダイリユーション用カテーテル、体外式連続心拍出量測定用センサー等を用いた侵襲的モニタリングが実施されている場合は、算定できない。
- (12) 「3」の「ニ」胎児心エコー法は、胎児の心疾患が強く疑われた症例に対して、循環器内科、小児科又は産婦人科の経験を5年以上有する医師（胎児心エコー法を20症例以上経験している者に限る。）が診断を行う場合に算定する。その際、当該検査で得られた主な所見を診療録に記載すること。また、「4」の「イ」の胎児心音観察に係る費用は所定点数に含まれており、別に算定できない。
- (13) 「3」の「ホ」負荷心エコー法には、負荷に係る費用が含まれており、また併せて行っ

た区分番号「D211」トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査は別に算定できない。

- (14) 「4」の「イ」の末梢血管血行動態検査は、慢性動脈閉塞症の診断及び病態把握のために行った場合に算定する。
- (15) 「4」の「ロ」の脳動脈血流速度連続測定とは、経頭蓋骨的に連続波又はパルスドプラを用いて、ソノグラムを記録して血流の分析を行う場合をいう。
- (16) 「4」の「ハ」の脳動脈血流速度マッピング法とは、パルスドプラにより脳内動脈の描出を行う場合をいう。
- (17) 「5」の血管内超音波法の算定は次の方法による。
- ア 検査を実施した後の縫合に要する費用は所定点数に含まれる。
- イ 本検査を、左心カテーテル検査及び右心カテーテル検査と併せて行った場合は、左心カテーテル検査及び右心カテーテル検査の所定点数に含まれる。
- ウ エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号「E400」フィルムの所定点数により算定する。
- エ 区分番号「D220」呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープの費用は、所定点数に含まれる。
- (18) 「注1」における「造影剤を使用した場合」とは、静脈内注射、動脈注射又は点滴注射により造影剤を使用し検査を行った場合をいう。また、「3」の心臓超音波検査においては、心筋虚血の診断を目的とした場合に算定できる。この場合、心筋シンチグラフィを同一月に実施した場合には主たるもののみ算定する。

D215-2 肝硬度測定

~~(1) 肝硬度測定は、汎用超音波画像診断装置のうち、使用目的、効能又は効果として、肝臓の硬さについて、非侵襲的に計測するものとして薬事法上の承認又は認証を得ているものを使用し、肝硬変の患者（肝硬変が疑われる患者を含む。）に対し、肝臓の硬さを非侵襲的に測定した場合に、原則として3月に1回に限り算定する。ただし、医学的な必要性から3月に2回以上算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的根拠を詳細に記載すること。＝~~

~~(2) Mae-2結合蛋白(M2B-P)糖鎖修飾異性体＝~~

~~ア Mae-2結合蛋白(M2B-P)糖鎖修飾異性体は、区分番号「D215-2」肝硬度測定~~
~~の所定点数に準じて算定する。なお、判断料については、区分番号「D026」検~~
~~体検査判断料「3」の生化学的検査（I）判断料を算定する。＝~~

~~イ 本検査は、2ステップリンドイツ法を用いた化学発光酵素免疫測定法により、慢性~~
~~肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の線維化進展の診断補~~
~~助を目的に実施した場合に算定する。＝~~

~~ウ 本検査と区分番号「D007」血液化学検査「38」のプロコラーゲン＝III＝ペプチド~~
~~（P＝III＝P）若しくはIV型コラーゲン、同区分「40」のIV型コラーゲン・7S、同区~~
~~分「43」のヒアルロン酸又は同区分「51」のプロリルヒドロキシラ＝ゼ（PH）を併せ~~
~~て実施した場合は、主たるもののみ算定する。＝~~

D215-3 超音波エラストグラフィ

(1) 超音波エラストグラフィは、汎用超音波画像診断装置のうち、使用目的、効能又は効

果として、肝臓の硬さについて、非侵襲的に計測するものとして薬事承認又は認証を得ているものを使用し、肝硬変の患者（肝硬変が疑われる患者を含む。）に対し、肝臓の線維化の程度を非侵襲的に測定した場合に、原則として3月に1回に限り算定する。ただし、医学的な必要性から3月に2回以上算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的根拠を詳細に記載すること。

(2) 区分番号「D215-2」に掲げる肝硬度測定について、同一の患者につき、当該検査実施日より3月以内に行われたものの費用は、原則として所定点数に含まれるものとする。ただし、医学的な必要性から別途肝硬度測定を算定する必要がある場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的根拠を詳細に記載すること。

D216-2 残尿測定検査

- (1) 残尿測定検査は、前立腺肥大症、神経因性膀胱又は過活動膀胱の患者に対し、超音波若しくはカテーテルを用いて残尿を測定した場合に算定する。
- (2) 「1」の超音波検査によるものと「2」の導尿によるものを同一日に行った場合は、主たるもののみ算定する。

D217 骨塩定量検査

- (1) 骨塩定量検査は、骨粗鬆症の診断及びその経過観察の際のみ算定できる。ただし、4月に1回を限度とする。
- (2) 「1」の注はDEXA法による腰椎撮影及び大腿骨撮影を同一日に行った場合にのみ算定できる。
- (3) 「2」の「MD法、SEXA法等」の方法には、DEXA法(dual Energy x-Ray Absorptiometry)、単一光子吸収法(SPA:Single Photon Absorptiometry)、二重光子吸収法(DPA: Dual Photon Absorptiometry)、MD法(Microdensitometryによる骨塩定量法)、DIP法(Digital Image Processing)、SEXA法(single Energy x-Ray Absorptiometry)、単色X線光子を利用した骨塩定量装置による測定及びpQCT(peripheral Quantitative Computed Tomography)による測定がある。
- (4) MD法による骨塩定量検査を行うことを目的として撮影したフィルムを用いて画像診断を併施する場合は、「2」の「MD法、SEXA法等」の所定点数又は画像診断の手技料(区分番号「E001」写真診断及び区分番号「E002」撮影)の所定点数のいずれか一方により算定する。ただし、区分番号「E400」フィルムの費用は、いずれの場合でも、手技料とは別に算定できる。

D218 分娩監視装置による諸検査

分娩監視装置による諸検査は、胎児仮死、潜在胎児仮死及び異常分娩の経過改善の目的で陣痛促進を行う場合にのみ算定できるものであり、陣痛曲線、胎児心電図及び胎児心音図を記録した場合も、所定点数に含まれる。

D219 ノンストレステスト

- (1) ノンストレステストは、以下に掲げる患者に対し行われた場合に算定する。
 - ア 40歳以上の初産婦である患者
 - イ BMIが35以上の初産婦である患者
 - ウ 多胎妊娠の患者
 - エ 子宮内胎児発育不全の認められる患者

- オ 子宮収縮抑制剤を使用中の患者
 - カ 妊娠高血圧症候群重症の患者
 - キ 常位胎盤早期剥離の患者
 - ク 前置胎盤（妊娠22週以降で出血等の症状を伴う場合に限る。）の患者
 - ケ 胎盤機能不全の患者
 - コ 羊水異常症の患者
 - サ 妊娠30週未満の切迫早産の患者で、子宮収縮、子宮出血、頸管の開大、短縮又は軟化のいずれかの切迫早産の兆候を示し、かつ、以下のいずれかを満たすもの
 - (イ) 前期破水を合併したもの
 - (ロ) 経膈超音波検査で子宮頸管長が20mm未満のもの
 - (ハ) 切迫早産の診断で他の医療機関から搬送されたもの
 - (ニ) 早産指数 (tocolysis index) が3点以上のもの
 - シ 心疾患（治療中のものに限る。）の患者
 - ス 糖尿病（治療中のものに限る。）又は妊娠糖尿病（治療中のものに限る。）の患者
 - セ 甲状腺疾患（治療中のものに限る。）の患者
 - ソ 腎疾患（治療中のものに限る。）の患者
 - タ 膠原病（治療中のものに限る。）の患者
 - チ 特発性血小板減少性紫斑病（治療中のものに限る。）の患者
 - ツ 白血病（治療中のものに限る。）の患者
 - テ 血友病（治療中のものに限る。）の患者
 - ト 出血傾向（治療中のものに限る。）のある患者
 - ナ HIV陽性の患者
 - ニ Rh不適合の患者
 - ヌ 当該妊娠中に帝王切開術以外の開腹手術を行った患者又は行う予定のある患者
ただし、治療中のものとは、対象疾患について専門的治療が行われているものを指し、単なる経過観察のために年に数回程度通院しているのみでは算定できない。
- (2) ノンストレステストは入院中の患者に対して行った場合には1週間につき3回、入院中の患者以外の患者に対して行った場合には1週間につき1回に限り算定できる。なお、1週間の計算は暦週による。
- D 2 2 0 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ
- (1) 呼吸心拍監視は、重篤な心機能障害若しくは呼吸機能障害を有する患者又はそのおそれのある患者に対して、常時監視を行っている場合に算定されるものである。この際、呼吸曲線の観察の有無に関わらず、心電曲線、心拍数の観察を行った場合は、所定点数を算定する。
 - (2) 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）又はカルジオタコスコープは、観察した呼吸曲線、心電曲線、心拍数のそれぞれの観察結果の要点を診療録に記載した場合に算定できる。
 - (3) 新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）又はカルジオタコスコープは、重篤な心機能障害若しくは呼吸機能障害を有する患者又はそのおそれのある患者に

対し、心電曲線及び心拍数の観察を行っている場合に算定する。この際、呼吸曲線を同時に観察した場合の費用は所定点数に含まれる。

- (4) 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）又はカルジオタコスコープを同一日に行った場合は、主たるもののみ算定する。
- (5) 診療報酬明細書の摘要欄に呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）又はカルジオタコスコープの算定開始日を記載する。
- (6) 呼吸心拍監視装置等の装着を中止した後30日以内に再装着が必要となった場合の日数の起算日は、最初に呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）又はカルジオタコスコープを算定した日とする。特定入院料を算定した患者が引き続き呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）又はカルジオタコスコープを行う場合の日数の起算日についても同様とする。なお、当該検査を中止している期間についても実施日数の計算に含める。
- (7) 7日を超えた場合は、検査に要した時間にかかわらず「2」の「ロ」又は「ハ」を上限として算定する。
- (8) 人工呼吸を同一日に行った場合は、呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープに係る費用は区分番号「J045」人工呼吸の所定点数に含まれる。

D 2 2 2 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定

- (1) 経皮的血液ガス分圧測定は、以下のいずれかに該当する場合に算定する。
 - ア 循環不全及び呼吸不全があり、酸素療法を行う必要のある新生児に~~ついてのみ算定する~~ものであり、対して測定を行った場合。その際には、測定するガス分圧の種類にかかわらず、所定点数により算定する。ただし、出生時体重が1,000g未満又は1,000g以上1,500g未満の新生児の場合は、それぞれ90日又は60日を限度として算定する。
 - イ 神経筋疾患又は慢性呼吸器疾患の患者に対し、NPPVの適応判定及び機器の調整を目的として経皮的に血中のPCO₂を測定した場合。その際には、1入院につき2日を限度として算定できる。
- (2) 血液ガス連続測定は、閉鎖循環式全身麻酔において分離肺換気を行う際に血中のPO₂、PCO₂及びpHの観血的連続測定を行った場合に算定できる。

D 2 2 2 - 2 経皮的酸素ガス分圧測定（1日につき）

重症下肢血流障害が疑われる患者に対し、虚血肢の切断若しくは血行再建に係る治療方針の決定又は治療効果の判定のために経皮的に血中のPO₂を測定した場合に、3月に1回に限り算定する。

D 2 2 3 経皮的動脈血酸素飽和度測定

- (1) 経皮的動脈血酸素飽和度測定は、次のいずれかに該当する患者に対して行った場合に算定する。
 - ア 呼吸不全若しくは循環不全又は術後の患者であって、酸素吸入若しくは突発性難聴に対する酸素療法を現に行っているもの又は酸素吸入若しくは突発性難聴に対する酸素療法を行う必要があるもの
 - イ 静脈麻酔、硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を実施中の患者に行った場合
なお、閉鎖式全身麻酔を実施した際に区分番号「L008」マスク又は気管内挿管によ

る閉鎖循環式全身麻酔を算定した日と同一日には算定できない。――

(2) 区分番号「C103」在宅酸素療法指導管理料を算定している患者（これに係る在宅療養指導管理材料加算のみを算定している者を含み、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している短期入所中の者を除く。）については、経皮的動脈血酸素飽和度測定の費用は算定できない。

D 2 2 3 - 2 終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定（一連につき）

(1) 終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定は、睡眠時呼吸障害の疑われる患者に対して行った場合に算定し、数日間連続して測定した場合でも、一連のものとして算定する。

(2) 区分番号「C103」在宅酸素療法指導管理料を算定している患者（これに係る在宅療養指導管理材料加算のみを算定している者を含み、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している短期入所中の者を除く。）については、経皮的動脈血酸素飽和度測定の費用は算定できない。

D 2 2 4 終末呼気炭酸ガス濃度測定

(1) 終末呼気炭酸ガス濃度測定は、気管内挿管又は気管切開している患者であって、次のいずれかに該当する患者に対して行った場合に算定する。

ア 人工呼吸器を装着している患者

イ 自発呼吸が不十分な患者

ウ 脳外傷等換気不全が生じる可能性が非常に高いと判断される患者

(2) 閉鎖式全身麻酔を実施した際に区分番号「L008」マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を算定した日と同一日には算定できない。

D 2 2 5 観血的動脈圧測定

(1) 観血的動脈圧測定は、動脈圧測定用カテーテルを挿入して測定するもの又はエラストー針等を動脈に挿入してトランスデューサーを用いて測定するものをいう。

(2) 穿刺部位のガーゼ交換等の処置料及び材料料は別に算定できない。

D 2 2 5 - 2 非観血的連続血圧測定

非観血的連続血圧測定は、トノメトリー法により麻酔に伴って実施した場合に限り算定できるものとし、また、観血的動脈圧測定と同一日に実施した場合は、主たるもののみ算定する。

D 2 2 5 - 3 24時間自由行動下血圧測定

24時間自由行動下血圧測定は、日本循環器学会、日本心臓病学会及び日本高血圧学会の承認を得た「24時間血圧計の使用（ABPM）基準に関するガイドライン」に沿って行われた場合に、1月に1回に限り算定する。

D 2 2 5 - 4 ヘッドアップティルト試験

(1) ヘッドアップティルト試験は、患者を臥位から傾斜位の状態に起こし、傾斜位の状態に保ちながら、連続的に血圧、脈拍及び症状の推移等を測定及び観察する検査をいう。なお、単に臥位及び立位又は座位時の血圧等を測定するだけのものは当該検査に該当しない。

(2) 失神発作があり、他の原因が特定されずに神経調節性失神が疑われる患者に対して、医師が行った場合に限り算定する。

(3) 使用する薬剤の費用は所定点数に含まれる。

(4) 検査に伴い施行した心電図に係る費用は別に算定できない。

(5) 診療録に、当該検査中に測定された指標等について記載すること。

D 2 2 6 中心静脈圧測定

- (1) 穿刺部位のガーゼ交換等の処置料及び材料料は別に算定できない。
- (2) 中心静脈圧測定を算定中にカテーテルの挿入手技を行った場合（手術に関連して行う場合を除く。）は、区分番号「G 0 0 5 - 2」中心静脈注射用カテーテル挿入により算定する。

この場合において、カテーテルの挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

D 2 2 7 頭蓋内圧持続測定

穿刺部位のガーゼ交換等の処置料及び材料料は別に算定できない。

D 2 2 8 深部体温計による深部体温測定

直腸温又は膀胱温の測定は、深部体温測定と異なるものであり、深部体温計による深部体温の測定には該当しない。

D 2 2 9 前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察

前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察と区分番号「D 2 2 8」深部体温計による深部体温測定を同一日に行った場合は、主たるもののみ算定する。

D 2 3 0 観血的肺動脈圧測定

- (1) 肺動脈楔入圧を持続的に測定する場合に所定点数を算定する。
- (2) 測定のために右心カテーテル法により、バルーン付肺動脈カテーテルを挿入した場合には挿入日にカテーテル挿入加算を算定できる。この場合、使用したカテーテルの本数にかかわらず、一連として算定する。
- (3) 観血的肺動脈圧測定と右心カテーテル法による諸検査又は中心静脈圧測定を同一日に実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (4) 左心カテーテル法による諸検査を同一日に実施した場合は別に算定できる。
- (5) 穿刺部位のガーゼ交換等の処置料及び材料料は別に算定できない。

D 2 3 1 人工膵臓検査

- (1) 人工膵臓検査は、糖尿病患者の治療に際してインスリン抵抗性の評価、至適インスリン用量の決定等を目的として、血管内に留置した二重腔カテーテルから吸引した血中のグルコース値を連続して測定した場合に算定できる。

- (2) 算定の対象となる患者は、次の療養が必要な糖尿病等の患者であって、医師が人工膵臓検査以外による血糖調整が困難であると認めた者ものである。

~~ア 高血糖時（糖尿病性昏睡等）における救急的治療~~

~~イ 手術、外傷及び分娩時の血糖管理~~

~~ウ インスリン産生腫瘍摘出術の術前、術後の血糖管理~~

~~エ 糖尿病性腎症に対する透析時の血糖管理~~

~~オ 難治性低血糖症の治療のための血糖消費量決定~~

~~カ 人工膵臓検査を行うために必要な血液学的検査、生化学的検査とは、次に掲げる検査である。~~

- (3) 2日以上にわたり連続して実施した場合においても、一連として1回の算定とする。

- (4) 人工膵臓検査と同一日に行った血中グルコース測定は別に算定できない。

- (5) ~~人工膵臓を行うために必要な血液学的検査、生化学的検査とは、次に掲げる検査である。~~

~~ア 血液学的検査~~

~~赤血球沈降速度、赤血球数、白血球数、血小板数、ヘマトクリット値、ヘモグロビン~~

~~A1c、血液浸透圧~~

~~イ 生化学的検査~~

~~グルコース、アンモニア、ケトン体、アミラーゼ、総窒素、尿素窒素、遊離脂肪酸、
総コレステロール、インスリン、カルカゴン、ナトリウム、クロール、カリウム、無機
リン、カルシウム~~

~~(6)~~ 穿刺部位のガーゼ交換等の処置料及び材料料は別に算定できない。

D 2 3 1 - 2 皮下連続式グルコース測定（一連につき）

- (1) 糖尿病患者の治療に際してインスリン抵抗性の評価、至適インスリン用量の決定等を目的として、皮下に留置した電極から皮下組織中のグルコース値を連続して測定した場合に算定できる。
- (2) 皮下連続式グルコース測定は以下に掲げる患者に対し行われた場合に算定する。また、算定した場合は、以下のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に明記する。
 - ア 治療方針策定のために血糖プロフィールを必要とする1型糖尿病患者
 - イ 低血糖発作を繰り返す等重篤な有害事象がおきている血糖コントロールが不安定な2型糖尿病患者であって、医師の指示に従い血糖コントロールを行う意志のある者
- (3) 2日以上にわたり連続して実施した場合においても、一連として1回の算定とする。
- (4) 皮下連続式グルコース測定と同日に行った血中グルコース測定に係る費用は所定点数に含まれる。
- (5) 人工臓を同日に行った場合は、主たるもののみ算定する。
- (6) 穿刺部位のガーゼ交換等の処置料及び材料料は別に算定できない。

D 2 3 3 直腸肛門機能検査

- (1) 直腸肛門機能検査とは、次のアからオまでに掲げる検査をいう。
 - ア 直腸肛門内圧測定
 - イ 直腸感覚検査
 - ウ 直腸コンプライアンス検査
 - エ 直腸肛門反射検査
 - オ 排出能力検査
- (2) 直腸肛門機能検査は、ヒルシュスプルング病、鎖肛、肛門括約不全、直腸肛門由来の排便障害等の直腸肛門疾患に対して行う検査をいう。
- (3) 直腸肛門機能検査は、直腸肛門内圧検査用バルーン、マイクロチップ、インフューズドオープンチップ又はマイクロバルーン等を用いて実施されるものである。

D 2 3 4 胃・食道内24時間pH測定

- (1) 胃・食道逆流症の診断及び治療方法の選択のために実施された場合に算定する。
- (2) 胃・食道内24時間pH測定に用いる測定器、基準電極、pHカテーテル、ガラス電極、保護チューブ、電解液、電極用ゼリー、pH緩衝液等の費用は、所定点数に含まれる。
- (3) 胃・食道内24時間pH測定は、概ね24時間以上連続して行われるものであり、これを1回として算定する。

D 2 3 5 脳波検査

- (1) 脳波検査を算定するものは、同時に8誘導以上の記録を行った場合である。
- (2) 8誘導未満の誘導数により脳波を測定した場合は、誘導数を区分番号「D214」脈波図、心機図、ポリグラフ検査の検査数と読み替えて算定するものとし、種々の賦活検査（睡眠、薬物を含む。）を行った場合も、同区分の所定点数のみにより算定する。
- (3) 心臓及び脳手術中における脳波検査は、8誘導以上の場合は脳波検査により、それ以外の場合は誘導数を区分番号「D214」脈波図、心機図、ポリグラフ検査の検査数と読み替えて算定する。

D235-2 長期継続頭蓋内脳波検査

長期継続頭蓋内脳波検査は、難治性てんかんの患者に対し、硬膜下電極若しくは深部電極を用いて脳波測定を行った場合、患者1人につき14日間を限度として算定する。

D235-3 長期脳波ビデオ同時記録検査

長期脳波ビデオ同時記録検査は、難治性てんかんの患者に対し、てんかん発作型診断又は手術前後に行った場合、患者1人につきそれぞれ5日間を限度として算定する。

D236 脳誘発電位検査

- (1) 脳誘発電位検査は、刺激又は負荷を加えながら脳活動電位を記録し、コンピューター等により解析を行うものであり、同時に記録した脳波検査については、別に算定できない。
- (2) 「3」と「4」を両方行った場合は、主たるもののみ算定する。

D236-2 光トポグラフィー

- (1) 「1」脳外科手術の術前検査に使用するもの

ア 近赤外光等により、血液中のヘモグロビンの相対的な濃度、濃度変化等を計測するものとして薬事法上の承認又は認証を得ている医療機器を使用した場合であって、下記の（イ）又は（ロ）の場合に限り、各手術前に1回のみ算定できる。

（イ）言語野関連病変（側頭葉腫瘍等）又は正中病変における脳外科手術に当たり言語優位半球を同定する必要がある場合

（ロ）難治性てんかんの外科的手術に当たりてんかん焦点計測を目的に行われた場合

イ 当該検査を算定するに当たっては、手術実施日又は手術実施予定日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、手術が行われなかった場合はその理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- (2) 「2」抑うつ~~状態~~症状の鑑別診断の補助に使用するもの

ア 抑うつ症状を有している場合であって、下記の（イ）から（ハ）を全て満たす患者に実施し、当該保険医療機関内に配置されている精神保健指定医が鑑別診断の補助に使用した場合に、1回に限り算定できる。また、下記の（イ）から（ハ）を全て満たしており、かつ、症状の変化等により、再度鑑別が必要である場合であって、前回の当該検査から1年以上経過している場合は、1回に限り算定できる。

（イ）当該保険医療機関内に配置されている神経内科医又は脳神経外科医により器質的疾患が除外されていること。

（ロ）うつ病として治療を行っている患者であって、治療抵抗性であること、統合失調症・双極性障害が疑われる症状を呈すること等により、うつ病と統合失調症又は双極性障害との鑑別が必要な患者であること。

（ハ）近赤外光等により、血液中のヘモグロビンの相対的な濃度、濃度変化等を測定す

るものとして薬事法~~士~~の承認又は認証を得ている医療機器であって、10チャンネル以上の多チャンネルにより脳血液量変化を計測可能な機器を使用すること。

イ 当該検査が必要な理由及び前回の実施日（該当する患者に限る。）を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

(3) 「2」抑うつ~~状態~~症状の鑑別診断の補助に使用するものの「イ」地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医による場合

以下のアからウまでのいずれかの要件を満たした場合に算定できる。

ア 精神科救急医療体制整備事業の常時対応型精神科救急医療施設、身体合併症対応施設、地域搬送受入対応施設又は身体合併症後方搬送対応施設であること。

イ 精神科救急医療体制整備事業の輪番対応型精神科救急医療施設又は協力施設であって、次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 時間外、休日又は深夜における入院件数が年4件以上であること。そのうち1件以上は、精神科救急情報センター（精神科救急医療体制整備事業）、救急医療情報センター、救命救急センター、一般医療機関、都道府県（政令市の地域を含むものとする。以下、本区分に同じ。）、市町村、保健所、警察、消防（救急車）等からの依頼であること。

② 時間外、休日又は深夜における外来対応件数が年10件以上であること。なお、精神科救急情報センター（精神科救急医療体制整備事業）、救急医療情報センター、救命救急センター、一般医療機関、都道府県、市町村、保健所、警察、消防（救急車）等からの依頼の場合は、日中の対応であっても件数に含む。

ウ 当該保険医療機関の精神保健指定医が、精神科救急医療体制の確保への協力を行っており、次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 時間外、休日又は深夜における外来対応施設（自治体等の夜間・休日急患センター等や精神科救急医療体制整備事業の常時対応型又は輪番型の外来対応施設等）での外来診療又は救急医療機関への診療協力（外来、当直又は対診）を年6回以上行うこと。（いずれも精神科医療を必要とする患者の診療を行うこと。）

② 精神保健福祉法上の精神保健指定医の公務員としての業務（措置診察等）について、都道府県に積極的に協力し、診察業務等を年1回以上行うこと。具体的には、都道府県に連絡先等を登録し、都道府県の依頼による公務員としての業務等に参画し、次のイからホ~~まで~~のいずれかの診察あるいは業務を年1回以上行うこと。

イ 措置入院及び緊急措置入院時の診察

ロ 医療保護入院及び応急入院のための移送時の診察

ハ 精神医療審査会における業務

ニ 精神科病院への立~~入~~入~~身~~検査での診察

ホ その他都道府県の依頼による公務員としての業務

D 2 3 6 - 3 脳磁図

(1) 脳磁図は、原発性及び続発性てんかん、中枢神経疾患に伴う感覚障害及び運動障害の鑑別診断又はてんかんの患者に対する手術部位の診断や手術方法の選択を含めた治療方針の決定のために行う場合に限り1患者につき1回のみ算定できる。

(2) 当該検査を算定するに当たっては、手術実施日又は手術実施予定日を診療報酬明細書の

摘要欄に記載すること。また、鑑別診断等を目的として行ったため手術が行われなかった場合はその理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

D 2 3 7 終夜睡眠ポリグラフィー

(1) 「1 携帯用装置を使用した場合」

ア 問診、身体所見又は他の検査所見から睡眠時呼吸障害が強く疑われる患者に対し、睡眠時無呼吸症候群の診断を目的として使用した場合に算定する。なお、区分番号「C 1 0 7 - 2」在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料を算定している患者については、治療の効果を判定するため、6月に1回を限度として算定できる。

イ 鼻呼吸センサー又は末梢動脈波センサー、気道音センサーによる呼吸状態及び経皮的センサーによる動脈血酸素飽和状態を終夜連続して測定した場合に算定する。この場合の区分番号「D 2 1 4」脈波図、心機図、ポリグラフ検査、区分番号「D 2 2 3」経皮的動脈血酸素飽和度測定及び区分番号「D 2 2 3 - 2」終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定の費用は所定点数に含まれる。

ウ 数日間連続して測定した場合でも、一連のものとして算定する。

エ 診療録に検査結果の要点を記載する。

(2) 「2 多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合」

ア 多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用する場合は、パルスオキシメーターモジュールを組み合わせて行い、問診、身体所見又は他の検査所見から睡眠時呼吸障害が強く疑われる患者に対し、睡眠時無呼吸症候群の診断を目的として使用し、解析を行った場合に算定する。

イ 区分番号「C 1 0 7 - 2」在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料を算定している患者については、治療の効果を判定するため、6月に1回を限度として算定できる。

ウ 区分番号「D 2 2 3」経皮的動脈血酸素飽和度測定及び区分番号「D 2 2 3 - 2」終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定の費用は所定点数に含まれる。

エ 数日間連続して測定した場合でも、一連のものとして算定する。

オ 診療録に検査結果の要点を記載する。

(3) 「3 1及び2以外の場合」

ア 他の検査により睡眠中無呼吸発作の明らかな患者に対して睡眠時無呼吸症候群の診断を目的として行った場合及び睡眠中多発するてんかん発作の患者又はうつ病若しくはナルコレプシーであって、重篤な睡眠、覚醒リズムの障害を伴うものの患者に対して行った場合に、1月に1回を限度として算定する。なお、区分番号「C 1 0 7 - 2」在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料を算定している患者については、治療の効果を判定するため、初回月に限り2回、翌月以後は1月に1回を限度として算定できる。

当該検査を実施するに当たっては、下記(イ)から(ニ)までに掲げる検査の全て(睡眠時呼吸障害の疑われない患者については(イ)のみ)を当該患者の睡眠中8時間以上連続して測定し、記録する。

(イ) 脳波、眼球運動及びおとがい筋筋電図

(ロ) 鼻又は口における気流の検知

(ハ) 胸壁及び腹壁の換気運動記録

(ニ) パルスオキシメーターによる動脈血酸素飽和度連続測定

イ 脳波等の記録速度は、毎秒1.5センチメートル以上のものを標準とする。

ウ 同時に行った検査のうち、区分番号「D200」スパイログラフイー等検査から本区分「2」までに掲げるもの及び区分番号「D239」筋電図検査については、併せて算定できない。

エ 測定を開始した後、患者の覚醒等やむを得ない事情により、当該検査を途中で中絶した場合には、当該中絶までに施行した検査に類似する検査項目によって算定する。

オ 診療録に検査結果の要点を記載する。

D237-2 反復睡眠潜時試験 (MSLT)

反復睡眠潜時試験 (MSLT) は、ナルコレプシー又は特発性過眠症が強く疑われる患者に対し、診断の補助として、概ね2時間間隔で4回以上の睡眠検査を行った場合に1月に1回を限度として算定する。なお、本検査と区分番号「D237」終夜睡眠ポリグラフイーを併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。__

D238 脳波検査判断料

(1) 脳波検査判断料1は、脳波診断を担当した経験を5年以上有する医師が脳波診断を行い、その結果を文書により当該患者の診療を担当する医師に報告した場合に、月の最初の診断の日に算定する。なお、当該保険医療機関以外の施設に脳波診断を委託した場合は算定できない(「注3」の遠隔脳波診断により算定する場合を除く。)

(2) 遠隔脳波診断を行った場合、脳波検査判断料1は、受信側の保険医療機関において、脳波診断を担当した経験を5年以上有する医師が脳波診断を行い、その結果を文書により送信側の保険医療機関における当該患者の診療を担当する医師に報告した場合に、月の最初の診断の日に算定する。この場合、当該患者の診療を担当する医師は、報告された文書又はその写しを診療録に貼付すること。

(3) 遠隔脳波診断を行った場合は、送信側の保険医療機関において区分番号「D235」脳波検査及び本区分の脳波検査判断料1を算定できる。受信側の保険医療機関における診断等に係る費用については受信側、送信側の医療機関間における相互の合議に委ねるものとする。

D239 筋電図検査

(1) 「1」において、顔面及び躯幹は、左右、腹背を問わずそれぞれ1肢として扱う。

(2) 「2」については、混合神経について、感覚神経及び運動神経をそれぞれ測定した場合には、それぞれを1神経として数える。

(3) 「3」については、多発性硬化症、運動ニューロン疾患等の神経系の運動障害の診断を目的として、単発若しくは二連発磁気刺激法による。検査する筋肉の種類及び部位にかかわらず、一連として所定点数により算定する。

D239-2 電流知覚閾値測定

電流知覚閾値測定は、末梢神経障害の重症度及び治療効果の判定を目的として、神経線維を刺激することによりその電流知覚閾値を測定した場合に、検査する筋肉の種類及び部位にかかわらず、一連につき所定点数により算定する。

D239-3 神経学的検査

(1) 神経学的検査は、意識状態、言語、脳神経、運動系、感覚系、反射、協調運動、髄膜刺激症状、起立歩行等に関する総合的な検査及び診断を、成人においては「別紙様式19」の

神経学的検査チャートを、小児においては「別紙様式19の2」の小児神経学的検査チャートを用いて行った場合に一連につき1回に限り算定する。

(2) 神経学的検査は、専ら神経系疾患（小児を対象とする場合も含む。）の診療を担当する医師（専ら神経系疾患の診療を担当した経験を10年以上有するものに限る。）として、地方厚生（支）局長等に届け出ている医師が当該検査を行った上で、その結果を患者及びその家族等に説明した場合に限り算定する。

(3) 神経学的検査と一連のものとして実施された検査（眼振を検査した場合の「D250」平衡機能検査、眼底を検査した場合の「D255」精密眼底検査等を指す。）については、所定点数に含まれ、別に算定できない。

D239-4 全身温熱発汗試験

(1) 本検査は、多系統萎縮症、パーキンソン病、ポリニューロパチー、特発性無汗症、ホルネル症候群及びロス症候群等の患者に対し、ヨウ素デンプン反応を利用して患者の全身の発汗の有無及び発汗部位を確認した場合に、診断時に1回、治療効果判定時に1回に限り算定できる。

(2) 医師が直接監視を行うか、又は医師が同一建物内において直接監視をしている他の従事者と常時連絡が取れる状態かつ緊急事態に即時的に対応できる体制であること。

D239-5 精密知覚機能検査

精密知覚機能検査は、末梢神経断裂、縫合術後又は絞扼性神経障害の患者に対して、当該検査に関する研修を受講した者が、Semmes-Weinstein monofilament setを用いて知覚機能を定量的に測定した場合に算定できる。なお、検査の実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する評価マニュアルを遵守すること。

D240 神経・筋負荷テスト

(1) 「1」のテンシロンテストについては、Edrophonium Chlorideを負荷して行う検査に伴う全ての検査（前後の観察及び精密眼圧測定を含む。）を含む。

(2) 「2」の瞳孔薬物負荷テストは、ホルネル症候群又はアディー症候群について行った場合に、負荷する薬剤の種類にかかわらず、一連として所定点数により算定する。

なお、使用した薬剤については、区分番号「D500」薬剤により算定する。

(3) 「3」の乏血運動負荷テストについては、血中乳酸、焦性ブドウ酸、カリウム、無機リン等の測定検査の費用及び採血料を含む。

D242 尿水力学的検査

排尿筋圧測定の目的で、膀胱内圧測定と併せて直腸内圧を測定した場合には、「1」の膀胱内圧測定と区分番号「D233」直腸肛門機能検査の「1」1項目行った場合の所定点数を併せて算定する。

また、内圧流量検査の目的で、区分番号「D242」に掲げる検査を複数行った場合には、それぞれの所定点数を算定する。

D244 自覚的聴力検査

(1) 「1」の標準純音聴力検査は、日本工業規格の診断用オーディオメーターを使用し、日本聴覚医学会制定の測定方法により、気導聴力（測定周波数250、500、1,000、2,000、4,000、8,000Hz）及び骨導聴力（測定周波数250、500、1,000、2,000、4,000Hz）を両耳について測定する方法をいう。

- (2) 「2」のこたばのききとり検査は、難聴者の語音了解度を測定し、補聴器及び聴能訓練の効果の評価を行った場合に算定する。
- (3) 「3」の簡易聴力検査とは、室内騒音が30ホーン以下の防音室で行う検査である。
- (4) 「3」の簡易聴力検査のうち「イ」は、日本工業規格の診断用オーディオメーターを使用して標準純音聴力検査時と同じ測定周波数について気導聴力検査のみを行った場合に算定する。
- (5) 「3」の簡易聴力検査のうち「ロ」は、次に掲げるア及びイを一連として行った場合に算定する。
- ア 音叉を用いる検査（ウェーバー法、リンネ法、ジュレ法を含む。）
- イ オーディオメーターを用いる検査（閉鎖骨導試験（耳栓骨導試験）、日本工業規格選別用オーディオメーターによる気導検査を含む。）
- (6) 「4」の後迷路機能検査とは、短音による検査、方向感機能検査、ひずみ語音明瞭度検査及び一過性閾値上昇検査(TTD)のうち、1種又は2種以上のものを組み合わせて行うものをいい、2種以上行った場合においても、所定点数により算定する。
- (7) 「5」の内耳機能検査の所定点数は、レクルートメント検査（A B L B法）、音の強さ及び周波数の弁別域検査、S I S Iテスト等の内耳障害の鑑別に係る全ての検査の費用を含むものであり、検査の数にかかわらず、所定点数により算定する。
- (8) 「5」の耳鳴検査は、診断用オーディオメーター、自記オーディオメーター又は耳鳴検査装置を用いて耳鳴同調音の検索やラウドネスの判定及び耳鳴り遮蔽検査等を行った場合に算定する。
- (9) 「6」の中耳機能検査は、骨導ノイズ法、鼓膜穿孔閉鎖検査（パッチテスト）、気導聴力検査等のうち2種以上を組み合わせて行った場合にのみ算定する。

D 2 4 4 - 2 補聴器適合検査

- (1) 補聴器適合検査は、聴力像に対し電気音響的に適応と思われる補聴器を選択の上、音場での補聴器装着実耳検査を実施した場合に算定する。
- (2) 植込型骨導補聴器の植え込み及び接合子付骨導端子又は骨導端子を交換した後、補聴器適合検査を実施した場合は、「2」2回目以降により算定する。

D 2 4 5 鼻腔通気度検査

鼻腔通気度検査は、当該検査に関連する手術日の前後3月以内に行った場合に算定する。その場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当該検査に関連する手術名及び手術日（手術前に当該検査を実施した場合には手術実施予定日）を記載すること。

なお、手術に関係なく、睡眠時無呼吸症候群又は神経性（心因性）鼻閉症の診断の目的で行った場合にも、所定点数を算定できる。

D 2 4 6 アコースティックオトスコープを用いた鼓膜音響反射率検査

アコースティックオトスコープを用いて鼓膜音響反射率検査と耳鏡検査及び鼓膜可動性検査を併せて行い、リコーダーで記録を診療録に残した場合のみ算定できる。

なお、この場合の耳鏡検査及び鼓膜可動性検査の手技料は、当該所定点数に含まれ、別に算定できない。

D 2 4 7 他覚的聴力検査又は行動観察による聴力検査

「5」の耳音響放射（OAE）検査の「ロ」の「その他の場合」とは、誘発耳音響放射（E

OAE) 及び結合音耳音響放射 (DPOAE) をいう。

なお、「イ」及び「ロ」の両方を同一月中に行った場合は、「イ」の所定点数は算定できない。

D 2 4 8 耳管機能測定装置を用いた耳管機能測定

耳管機能測定装置を用いた耳管機能測定において音響耳管法、耳管鼓室気流動体法又は加圧減圧法のいずれか又は複数により測定した場合に算定する。

D 2 5 0 平衡機能検査

(1) 「1」の標準検査とは、上肢偏倚検査 (遮眼書字検査、指示検査、上肢偏倚反応検査、上肢緊張検査等)、下肢偏倚検査 (歩行検査、足ぶみ検査等)、立ちなおし検査 (ゴニオメーター検査、単脚起立検査、両脚起立検査等)、自発眼振検査 (正面、右、左、上、下の注視眼振検査、異常眼球運動検査、眼球運動の制限の有無及び眼位検査を含む検査) をいい、一連の検査につき、その数にかかわらず、所定点数により算定する。

(2) 「2」の刺激又は負荷を加える特殊検査とは、次に掲げるものをいい、それぞれ検査1回につき所定点数により算定する。

ア 温度眼振検査 (温度による眼振検査)

イ 視運動眼振検査 (電動式装置又はそれに準じた定量的方法により刺激を行う検査)

ウ 回転眼振検査 (電動式装置又はそれに準じた定量的方法により刺激を行う検査)

エ 視標追跡検査

オ 迷路瘻孔症状検査

(3) 「3」の「イ」は、赤外線カメラを用い、暗視野において眼振及び眼球運動等の観察を行った場合に算定する。

(4) 「3」の「ロ」その他の場合とは、フレンツェル眼鏡下における頭位眼振及び変換眼振検査をいい、一連の検査につき、その数にかかわらず、所定点数により算定する。

(5) 頭位及び頭位変換眼振検査と併せて行った浮遊耳石置換法は、当該検査料に含まれる。

(6) 「4」の電気眼振図を区分番号「D 2 7 8」眼球電位図 (EOG) と併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみを算定する。

(7) 重心動揺計

ア 「5」の重心動揺計は、荷重変動を測定する検出器とこの荷重信号を記録・分析するデータ処理装置から成る装置を用いて、めまい・平衡障害の病巣診断のために行うものである。

本検査は、当該装置を用いて、重心動揺軌跡を記録し、その面積 (外周・矩形・実効値面積)、軌跡長 (総軌跡長・単位軌跡長・単位面積軌跡長)、動揺中心変位、ロンベルグ率を全て計測した場合に算定するものである。

なお、本検査は、「1」の標準検査を行った上、実施の必要が認められたものに限り算定するものである。

イ 「注」のパワー・ベクトル分析を行った場合の加算は、記録された重心動揺軌跡のコンピューター分析を行い、パワー・スペクトル、位置ベクトル、速度ベクトル、振幅確率密度分布を全て算出した場合に算定する。

ウ 「注」の刺激又は負荷を加えた場合の加算は、電気刺激、視運動刺激、傾斜刺激、水平運動刺激、振動刺激等姿勢反射誘発を加えて本検査を行った場合に1種目ごとに算定

する。

(8) 「5」に掲げる別の検査を行った場合には、それぞれ算定できる。

D 2 5 1 音声言語医学的検査

(1) 「2」の音響分析は、種々の原因による音声障害及び発音、構音、話しことば等の障害がある患者に対して、音声パターン検査又は音声スペクトル定量検査のうち的一方又は両方を行った場合に算定する。

(2) 「3」の音声機能検査とは、嗄声等の音声障害について、発声状態の総合的分析を行う検査であり、音域検査、声の強さ測定、発声時呼吸流の測定、発声持続時間の測定を組み合わせ、それぞれ又は同時に測定するものをいい、種類及び回数にかかわらず、一連として1回算定する。

D 2 5 2 扁桃マッサージ法

扁桃マッサージ法は、慢性扁桃炎に対する病巣誘発試験として行われた場合に算定する。

D 2 5 3 嗅覚検査

(1) 「1」の基準嗅覚検査は、5種の基準臭（T&Tオルファクトメーター）による嗅力検査である。

(2) 「2」の静脈性嗅覚検査は、有臭医薬品静注後の嗅感発現までの時間と嗅感の持続時間を測定するものであり、第6部第1節第1款の注射実施料は、所定点数に含まれる。

D 2 5 4 電気味覚検査

(1) 電気味覚検査については、検査の対象とする支配神経領域に関係なく所定点数を一連につき1回算定する。

(2) 濾紙ディスク法による味覚定量検査は、電気味覚検査により算定する。

D 2 5 5 精密眼底検査

精密眼底検査は、手持式、額带式、固定式等の電気検眼鏡による眼底検査をいい、眼底カメラ撮影のみでは算定できない。

D 2 5 5 - 2 汎網膜硝子体検査

増殖性網膜症、網膜硝子体界面症候群又は硝子体混濁を伴うぶどう膜炎の患者に対して、散瞳剤を使用し、細隙燈顕微鏡及び特殊レンズを用いて網膜、網膜硝子体界面及び硝子体の検査を行った場合に限り算定する。

D 2 5 6 眼底カメラ撮影

(1) 眼底カメラ撮影は片側、両側の区別なく所定点数により算定する。

(2) 「通常の方法の場合」、「蛍光眼底法の場合」又は「自発蛍光撮影法の場合」のいずれか複数の検査を行った場合においては、主たる検査の所定点数により算定する。

(3) デジタル撮影とは、画像情報をデジタル処理して管理及び保存が可能な撮影方法をいう。

(4) デジタル撮影したものをフィルムへプリントアウトした場合、「ロ」のデジタル撮影を算定できるが、当該フィルムの費用は別に算定できない。

(5) 使用したフィルム及び現像の費用は、10円で除して得た点数を加算する。

(6) インスタントフィルムを使用した場合は、フィルムの費用として10円で除した点数を加算する。なお、1回当たり16点を限度とする。

(7) アナログ撮影を行ったものをデジタルに変換した場合は、「イ」のアナログ撮影を算定する。

- (8) 広角眼底撮影加算は、広角眼底撮影を、未熟児網膜症、網膜芽細胞腫又は網膜変性疾患が疑われる3歳未満の乳幼児に対して行った場合に限り加算する。

D 2 5 7 細隙燈顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）

- (1) 散瞳剤を使用し、前眼部、透光体及び網膜に対して細隙燈顕微鏡検査を行った場合には、検査の回数にかかわらず、1回に限り所定点数を算定する。
- (2) 細隙燈を用いた場合であって写真診断を必要として撮影を行った場合は、使用したフィルム代等については、眼底カメラ撮影の例により算定する。
- (3) 細隙燈顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）を行った後、更に必要があつて生体染色を施して再検査を行った場合は、再検査1回に限り区分番号「D 2 7 3」細隙燈顕微鏡検査（前眼部）により算定する。

D 2 5 8 網膜電位図（ERG）

網膜電位図（ERG）は、前眼部又は中間透光体に混濁があつて、眼底検査が不能の場合又は眼底疾患の場合に限り、誘導数にかかわらず、所定点数により算定する。

D 2 5 8-2 網膜機能精密電気生理検査（多局所網膜電位図）

網膜機能精密電気生理検査（多局所網膜電位図）は区分番号「D 2 5 8」網膜電位図（ERG）では十分な情報が得られないと医師が認めるものであつて、以下に掲げる場合において算定できる。

- (1) 前眼部又は中間透光体に混濁があつて、眼底検査が不能な黄斑疾患が疑われる患者に対して診断を目的として行う場合（初回診断時1回、以降3月に1回に限る。）
- (2) 黄斑ジストロフィーの診断を目的とした場合（初回診断時1回、以降3月に1回に限る。）
- (3) 網膜手術の前後（それぞれ1回ずつに限る。）

D 2 5 9 精密視野検査

- (1) 精密視野検査は、中心視野計又は周辺視野計を用いて視野の測定を行った場合に、それぞれ所定点数により算定する。
- (2) 河本氏暗点計による検査及び機器を使用しない検査は、基本診療料に含まれる。

D 2 6 0 量的視野検査

量的視野検査には、全視野にわたって検査する場合のほか、例えば、中心視野を特に重点的に検査する量的中心視野検査等、視野の一定部位を限定して検査する場合があるが、2つ以上の部位にわたって当該検査を同時に実施した場合においても、本区分の所定点数のみを算定する。

D 2 6 1 屈折検査

- (1) 屈折検査は、検眼レンズ等による自覚的屈折検定法又は検影法、レフラクトメーターによる他覚的屈折検定法をいい、両眼若しくは片眼又は検査方法の種類にかかわらず、所定点数により算定し、裸眼視力検査のみでは算定できない。
- (2) 散瞳剤又は調節麻痺剤を使用してその前後の屈折の変化を検査した場合には、前後各1回を限度として所定点数を算定する。
- (3) 屈折検査と区分番号「D 2 6 3」矯正視力検査を併施した場合は、屈折異常の疑いがあるとして初めて検査を行った場合又は眼鏡処方せんを交付した場合に限り併せて算定できる。ただし、「1」については、弱視又は不同視等が疑われる場合に限り、3月に1回

(散瞳剤又は調節麻痺剤を使用してその前後の屈折の変化を検査した場合には、前後各1回)に限り併せて算定できる。

D 2 6 2 調節検査

- (1) 調節検査は、近点計等による調節力の測定をいうものであり、両眼若しくは片眼又は検査方法(調節力検査及び調節時間検査等を含む。)の種類にかかわらず、所定点数により算定する。
- (2) 負荷調節検査を行った場合であって、負荷の前後に調節検査を行った場合には、所定点数の100分の200の点数を限度として算定する。

D 2 6 3 矯正視力検査

眼鏡を処方する前後のレンズメーターによる眼鏡検査は、矯正視力検査に含むものとする。

D 2 6 4 精密眼圧測定

- (1) 精密眼圧測定は、ノンコンタクトトノメーター若しくはアプラネーショントノメーターを使用する場合又はディファレンシャル・トノメトリーにより眼内圧を測定する場合(眼球壁の硬性測定検査を行った場合を含む。)をいい、検査の種類にかかわらず、所定点数により算定する。
- (2) 網膜中心血管圧測定に際しての精密眼圧測定は、別に算定できない。
- (3) 「注」の加算は、水分を多量に摂取させたり、薬剤の注射、点眼若しくは暗室試験等の負荷により眼圧の変化をみた場合又は眼圧計等を使用して前房水の流出率、産出量を測定した場合に、検査の種類、負荷回数にかかわらず、1回のみ所定点数により算定する。

D 2 6 5-2 角膜形状解析検査

- (1) 角膜形状解析検査は、初期円錐角膜などの角膜変形患者、角膜移植後の患者又は高度角膜乱視(2ジオプトリー以上)を伴う白内障患者の手術前後に行われた場合に限り算定する。
- (2) 角膜移植後の患者については2か月に1回を限度として算定し、高度角膜乱視を伴う白内障患者については手術の前後各1回に限り算定する。
- (3) 角膜変形患者に対して行われる場合は、コンタクトレンズ処方に伴う場合を除く。

D 2 6 6 光覚検査

光覚検査とは、アダプトメーター等による光覚検査をいう。

D 2 6 7 色覚検査

「2」の場合には、ランタンテスト及び定量的色盲表検査が含まれるが、色覚検査表による単なるスクリーニング検査は算定しない。

D 2 6 8 眼筋機能精密検査及び輻輳検査

眼筋機能精密検査及び輻輳検査とは、マドックスによる複像検査、正切スカラによる眼位の検査、プリズムを用いた遮閉試験(交代遮閉試験)、H E S S 赤緑試験、輻輳近点検査、及び視診での眼球運動検査(遮閉-遮閉除去試験、9方向眼位検査、固視検査、Bielschowsky頭部傾斜試験及びParksの3ステップテスト)等をいう。

D 2 6 9-2 光学的眼軸長測定

光学的眼軸長測定は非接触型機器を用いて眼軸長を測定した場合に算定する。接触型Aモード法による場合は、区分番号「D 2 1 5」超音波検査の「1」のAモード法により算定する。

D 2 7 0-2 ロービジョン検査判断料

- (1) 身体障害者福祉法別表に定める障害程度の視覚障害を有するもの（ただし身体障害者手帳の所持の有無を問わない。）に対して、眼科学的検査（D282-3を除く。）を行い、その結果を踏まえ、患者の保有視機能を評価し、それに応じた適切な視覚的補助具（補装具を含む。）の選定と、生活訓練・職業訓練を行っている施設等との連携を含め、療養上の指導管理を行った場合に限り算定する。
- (2) 当該判断料は、厚生労働省主催視覚障害者用補装具適合判定医師研修会（眼鏡等適合判定医師研修会）を修了した医師が、眼科学的検査（D282-3を除く。）を行い、その結果を判断した際に、月に1回に限り算定する。

D272 両眼視機能精密検査

両眼視機能精密検査とは、Worth4灯法、赤フィルター法等による両眼単視検査をいう。

D273 細隙燈顕微鏡検査（前眼部）

- (1) 細隙燈顕微鏡検査（前眼部）とは、細隙燈顕微鏡を用いて行う前眼部及び透光体の検査をいうものであり、区分番号「D257」細隙燈顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）と併せて算定できない。
- (2) 細隙燈を用いた場合であって、写真診断を必要として撮影を行った場合は、使用したフィルム代等については、眼底カメラ撮影の例により算定する。
- (3) 細隙燈顕微鏡検査（前眼部）を行った後、更に必要があつて生体染色を施して再検査を行った場合は、再検査1回に限り算定する。

D274 前房隅角検査

前房隅角検査とは、隅角鏡を用いて行う前房隅角検査であり、緑内障等の場合に行う。

D276 網膜中心血管圧測定

- (1) 「1」の簡単なものとは、オプタルモ・ダイナモメーターによる網膜中心血管圧測定検査である。
- (2) 「2」の複雑なものとは、キャップメーターによる網膜中心血管圧測定検査をいう。

D277 涙液分泌機能検査、涙管通水・通色素検査

涙液分泌機能検査とは、シルメル法等による涙液分泌機能検査をいう。

D278 眼球電位図（EOG）

区分番号「D250」平衡機能検査の「4」電気眼振図と併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみを算定する。

D279 角膜内皮細胞顕微鏡検査

眼内手術、角膜手術における手術の適応の決定及び術後の経過観察若しくは円錐角膜又は水疱性角膜症の患者に対する角膜状態の評価の際に算定する。

D280 レーザー前房蛋白細胞数検査

レーザー前房蛋白細胞測定装置を用いて、前眼部炎症の程度を診断するために、前房内のタンパク濃度及び細胞数を測定するものである。

D281 瞳孔機能検査（電子瞳孔計使用）

視神経炎、視神経症等の求心性疾患や動眼神経麻痺、ホルネル症候群、アディー症候群、糖尿病による自律神経障害等の遠心性疾患又は変性疾患及び中毒による疾患の診断を目的として行った場合に算定できる。

D282 中心フリッカー試験

視神経疾患の診断のために行った場合に算定する。

D 2 8 2 - 2 行動観察による視力検査

(1) P L (Preferential Looking) 法

ア P L 法は 4 歳未満の乳幼児又は通常の視力検査で視力測定ができない患者に対し、粟屋-Mohindra方式等の測定装置を用いて視力測定を行った場合に算定する。

イ テラーカード等による簡易測定は本検査には含まれない。

ウ 診療録に検査結果の要点を記載する。

(2) 乳幼児視力測定 (テラーカード等によるもの)

乳幼児視力測定は、4 歳未満の乳幼児又は通常の視力検査で視力測定できない患者に対し、テラーカード等による簡易視力測定を行った場合に算定し、診療録に検査結果の要点を記載する。

また、D 2 8 2 - 2 の 1 と併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

D 2 8 2 - 3 コンタクトレンズ検査料

(1) コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者 (既装用者の場合を含む。以下同じ。)

に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料「1」~~又は~~、「2」~~、~~「3」又は「4」により算定する。

(2) 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない保険医療機関において、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料「1」~~又は~~、「2」~~、~~「3」又は「4」の他、区分番号「D 2 5 5」から区分番号「D 2 8 2 - 2」までに掲げる眼科学的検査についても算定できない。

(3) コンタクトレンズ検査料を算定する場合には、区分番号「A 0 0 0」初診料の注 9 及び区分番号「A 0 0 1」再診料の注 7 に規定する夜間・早朝等加算は算定できない。

(4) 当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズ検査料を算定した患者に対してコンタクトレンズ検査料を算定する場合は、区分番号「A 0 0 0」に掲げる初診料は算定せず、区分番号「A 0 0 1」に掲げる再診料又は区分番号「A 0 0 2」に掲げる外来診療料を算定する。

(5) コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、「1」~~又は~~、「2」~~、~~「3」又は「4」の所定点数を算定し、別に区分番号「D 2 5 5」から区分番号「D 2 8 2 - 2」までに掲げる眼科学的検査は別に算定できない。ただし、新たな疾患の発生 (屈折異常以外の疾患の急性増悪を含む。) によりコンタクトレンズの装用を中止しコンタクトレンズの処方を行わない場合、円錐角膜、角膜変形若しくは高度不正乱視の治療を目的としてハードコンタクトレンズの処方を行った場合、9 歳未満の小児に対して弱視、斜視若しくは不同視の治療を目的としてコンタクトレンズの処方を行った場合、緑内障又は高眼圧症の患者 (治療計画を作成し診療録に記載するとともに、アプラーネーショントノメーターによる精密眼圧測定及び精密眼底検査を実施し、視神経乳頭の所見を詳細に診療録に記載した場合に限る。)、網膜硝子体疾患若しくは視神経疾患の患者 (治療計画を作成し診療録に記載するとともに、散瞳剤を使用し、汎網膜硝子体検査又は精密眼底検査、細隙燈顕微鏡検査 (前眼部及び後眼部) 並びに眼底カメラ撮影を実施し、網膜硝子体又は視神経乳頭の所見を図示して詳細に診療録に記載した場合に限る。)、度数のない治療用コンタクトレンズを装用する患者又は眼内の手術 (角膜移植術を含む。)

前後の患者等にあつては、当該点数を算定せず、区分番号「D255」から区分番号「D282-2」までに掲げる眼科学的検査により算定する。なお、この場合においても、区分番号「A000」に掲げる初診料は算定せず、区分番号「A001」に掲げる再診料又は区分番号「A002」に掲げる外来診療料を算定する。

- (6) コンタクトレンズ検査料~~を~~3又は4を算定する医療機関のうち、コンタクトレンズに係る診療の割合が、7.5割を超える医療機関においては、病態により個別の検査を実施する必要がある場合には、適切な治療が提供されるよう、速やかにより専門的な医療機関へ転医させるよう努めること。

D282-4 ダーモスコピー

ダーモスコピーは、悪性黒色腫、基底細胞癌、ボーエン病、色素性母斑、老人性色素斑、脂漏性角化症、エクリン汗孔腫、血管腫等の色素性皮膚病変の診断の目的で行った場合に、初回の診断日に限り算定する。

D283 発達及び知能検査

D284 人格検査

D285 認知機能検査その他の心理検査

- (1) 検査を行うに当たっては、個人検査用として標準化され、かつ、確立された検査方法により行う。

- (2) 各区分のうち「1」の「操作が容易なもの」とは、検査及び結果処理に概ね40分以上を要するもの、「2」の「操作が複雑なもの」とは、検査及び結果処理に概ね1時間以上を要するもの、「3」の「操作と処理が極めて複雑なもの」とは、検査及び結果処理に1時間30分以上要するものをいう。

なお、臨床心理・神経心理検査は、医師が自ら、又は医師の指示により他の従事者が自施設において検査及び結果処理を行い、かつ、その結果に基づき医師が自ら結果を分析した場合にのみ算定する。

- (3) 医師は診療録に分析結果を記載する。

- (4) 区分番号「D283」発達及び知能検査の「1」とは、津守式乳幼児精神発達検査、牛島乳幼児簡易検査、日本版ミラー幼児発達スクリーニング検査、遠城寺式乳幼児分析的発達検査、デンバー式発達スクリーニング、DAMグッドイナフ人物画知能検査、フロステイグ視知覚発達検査、脳研式知能検査、コース立方体組み合わせテスト、レーヴン色彩マトリックス及びJARTのことをいう。

- (5) 区分番号「D283」発達及び知能検査の「2」とは、MCCベビーテスト、PBTピクチュア・ブロック知能検査、新版K式発達検査、WPPSI知能診断検査、全訂版田中ビネー知能検査、田中ビネー知能検査V、鈴木ビネー式知能検査、WISC-R知能検査、WAIS-R成人知能検査(WAISを含む。)、大脇式盲人用知能検査及びベイリー発達検査のことをいう。

- (6) 区分番号「D283」発達及び知能検査の「3」とは、WISC-III知能検査、WISC-IV知能検査及びWAIS-III成人知能検査のことをいう。

- (7) 区分番号「D284」人格検査の「1」とは、パーソナリティイベントリー、モーズレイ性格検査、Y-G矢田部ギルフォード性格検査、TEG-II東大式エゴグラム及び新版TEGのことをいう。

- (8) 区分番号「D284」人格検査の「2」とは、バウムテスト、SCT、P-Fスタディ、MMP I、TPI、EPPS性格検査、16P-F人格検査、描画テスト、ゾンディーテスト及びPILテストのことをいう。
- (9) 区分番号「D284」人格検査の「3」とは、ロールシャッハテスト、CAPS、TAT 絵画統覚検査及びCAT 幼児児童用絵画統覚検査のことをいう。
- (10) 区分番号「D285」認知機能検査その他の心理検査の「1」とは、CAS不安測定検査、SDSうつ性自己評価尺度、CES-Dうつ病（抑うつ状態）自己評価尺度、HDRSハミルトンうつ病症状評価尺度、STAI状態・特性不安検査、POMS、IES-R、PDS、TK式診断的新親子関係検査、CMI健康調査票、GHQ精神健康評価票、MAS不安尺度、ブルドン抹消検査、MEDE多面的初期認知症判定検査、WHO QOL26、COGNISTAT、SIB、C o g h e a l t h（医師、看護師又は臨床心理技術者が検査に立ち会った場合に限る。）、NPI、BEHAVE-AD、音読検査（特異的読字障害を対象にしたものに限る。）、AQ日本語版、WURS、MCMII-II、MOCI邦訳版、日本語版LSAS-J（6月に1回に限る。）、DES-II及びEAT-26のことをいう。
- (11) 区分番号「D285」認知機能検査その他の心理検査の「2」とは、ベントン視覚記銘検査、内田クレペリン精神検査、三宅式記銘力検査、標準言語性対連合学習検査（S-PA）、ベンダーゲシュタルトテスト、WCSTウイスコンシン・カード分類検査、SCID構造化面接法、~~CLAC-II~~、遂行機能障害症候群の行動評価（BADS）、リバーミード行動記憶検査及びRay-Osterrieth Complex Figure Test（ROCF T）のことをいう。
- (12) 区分番号「D285」認知機能検査その他の心理検査の「3」とは、ITPA、~~CLAC-III~~、標準失語症検査、標準失語症検査補助テスト、標準高次動作性検査、標準高次視知覚検査、標準注意検査法・標準意欲評価法、WAB失語症検査、老研版失語症検査、K-ABC、K-ABC II、WMS-R、ADAS、DN-CAS認知評価システム 及び、小児自閉症評定尺度、発達障害の要支援度評価尺度（MSPA）及び親面接式自閉スペクトラム症評定尺度改訂版（PARS-TR）のことをいう。
- (13) 改訂長谷川式簡易知能評価スケールを用いた検査及び国立精研式認知症スクリーニングテストの費用は、基本診療料に含まれているものであり、別に算定できない。

D286 肝及び腎のクリアランステスト

- (1) 肝及び腎のクリアランステストとは、負荷後に検体採取及び検体分析を経時的若しくは連続的に行う検査である。
- (2) 肝クリアランステストに該当するものは、ICG等を用いた検査であり、腎クリアランステストに該当するものは、PSP、チオ硫酸等を負荷して行うクリアランステスト、腎血漿流量測定、糸球体濾過値測定である。
- (3) 肝及び腎のクリアランステストは、肝クリアランステスト又は腎クリアランステストのいずれかを実施した場合に算定できる。
- (4) 「注2」の注射とは、第6部第1節第1款の注射実施料をいい、施用した薬剤の費用は、別途算定する。

D286-2 イヌリンクリアランス測定

- (1) 検査に伴って行った注射、採血及び検体測定のコストは、所定点数に含まれるが、使用した薬剤は別途算定できる。
- (2) 6月に1回に限り算定する。
- (3) 区分番号「D286」肝及び腎のクリアランステストのうち、腎のクリアランステストと、本検査を併せて行った場合には、いずれか主たるもののみ算定する。

D287 内分泌負荷試験

- (1) 各負荷試験については、測定回数及び負荷する薬剤の種類にかかわらず、一連のものとして月1回に限り所定点数を算定する。ただし、「1」の「イ」の成長ホルモンに限り、月2回まで所定点数を算定できる。
 なお、「1」の下垂体前葉負荷試験及び「5」の副腎皮質負荷試験以外のものについては、測定するホルモンの種類にかかわらず、一連のものとして算定する。
- (2) 内分泌負荷試験において、負荷の前後に係る血中又は尿中のホルモン等測定に際しては、測定回数、測定間隔等にかかわらず、一連のものとして扱い、当該負荷試験の項により算定するものであり、検体検査実施料における生化学的検査(I)又は生化学的検査(II)の項では算定できない。
- (3) 「1」の下垂体前葉負荷試験に含まれるものとしては、下記のものがある。
 - ア 成長ホルモン（GH）については、インスリン負荷、アルギニン負荷、L-DOPA負荷、クロニジン負荷、グルカゴン負荷、プロプラノロール負荷、プロモクリプチン負荷、睡眠負荷等
 - イ ゴナドトロピン（LH及びFSH）については、LH-RH負荷、クロミフェン負荷等
 - ウ 甲状腺刺激ホルモン（TSH）については、TRH負荷等
 - エ プロラクチン（PRL）については、TRH負荷、プロモクリプチン負荷等
 - オ 副腎皮質刺激ホルモン（ACTH）については、インスリン負荷、メトピロン負荷、デキサメサゾン負荷、CRH負荷等
- (4) 「2」の下垂体後葉負荷試験の抗利尿ホルモン（ADH）については、水制限、高張食塩水負荷（カーター・ロビンステスト）等が含まれる。
- (5) 「3」の甲状腺負荷試験の甲状腺ホルモンについては、T₃抑制等が含まれる。
- (6) 「4」の副甲状腺負荷試験の副甲状腺ホルモン（PTH）については、カルシウム負荷、PTH負荷（エルスワース・Howardテスト）、EDTA負荷等が含まれる。
- (7) 「5」の副腎皮質負荷試験に含まれるものとしては、下記のものがある。
 - ア 鉱質コルチコイド（レニン、アルドステロン）については、フロセマイド負荷、アンギオテンシン負荷等
 - イ 糖質コルチコイド（コルチゾール、DHEA及びDHEAS）については、ACTH負荷、デキサメサゾン負荷、メトピロン負荷等
- (8) 「6」の性腺負荷試験に含まれるものとしては、下記のものがある。
 - ア テストステロンについては、HCG負荷等
 - イ エストラジオールについては、HMG負荷等
- (9) 「注2」の注射とは、第6部第1節第1款の注射実施料をいい、施用した薬剤のコストは、別途算定する。

- (10) 本試験に伴って区分番号「D419」その他の検体採取の「5」副腎静脈サンプリングにより採血を行った場合、その費用は別に算定できる。

D288 糖負荷試験

- (1) 負荷の前後に係る血中又は尿中のホルモン等測定に際しては、測定回数、測定間隔等にかかわらず、一連のものとして扱い、当該負荷試験の項により算定するものであり、検体検査実施料における生化学的検査(I)又は生化学的検査(II)の項では算定できない。
- (2) 「2」の耐糖能精密検査（常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中C-ペプチド測定を行った場合）は、常用負荷試験及び負荷前後の血中インスリン測定又は血中C-ペプチド測定を行った場合に算定する。
- (3) 乳糖を服用させて行う耐糖試験は、糖負荷試験により算定する。また、使用した薬剤は、区分番号「D500」薬剤により算定する。
- (4) ブドウ糖等を1回負荷し、負荷前後の血糖値等の変動を把握する検査は、糖負荷試験の所定点数により算定する。
- (5) 「注」の注射とは、第6部第1節第1款の注射実施料をいい、施用した薬剤の費用は、別途算定する。

D289 その他の機能テスト

(1) 胃液分泌刺激テスト

ア 「3」の胃液分泌刺激テストは、生体に分泌刺激物質を投与し、胃液若しくは血液を採取、分析することにより胃液分泌機能を検査するものであり、胃液分泌刺激テストに該当するものは、ガストリン刺激テスト、ヒスタログ刺激試験、Katsch-Kalk法、ヒスタミン法等である。

イ 検査に伴って行った注射、検体採取、検体測定及びエックス線透視の費用は、別に算定できない。

- (2) 「3」の胆道機能テストは、十二指腸ゾンデを十二指腸乳頭部まで挿入し、胆道刺激物を投与して十二指腸液を分画採取した場合に算定する。
- (3) 「4」のセクレチン試験は、十二指腸液採取用二重管を十二指腸まで挿入し、膵外分泌刺激ホルモンであるセクレチンを静脈注射し、刺激後の膵液量、重炭酸濃度及びアミラーゼ排出量を測定した場合に算定する。
- ただし、セクレチン注射の手技料、測定に要する費用、血清酵素逸脱誘発試験の費用等は所定点数に含まれる。
- (4) 「注」の注射とは、第6部第1節第1款の注射実施料をいい、施用した薬剤の費用は、別途算定する。

D290 卵管通気・通水・通色素検査、ルビンテスト

卵管通気・通水・通色素検査、ルビンテストの所定点数は、それぞれ両側についての点数であり、検査の種類及び回数にかかわらず、所定点数のみを算定する。

D290-2 尿失禁定量テスト（パッドテスト）

尿失禁定量テスト（パッドテスト）は、尿失禁患者において、体動時の失禁尿をパッドにより採取し、定量的な尿失禁の評価を行うものであり、1月につき1回に限り算定できる。ただし、使用されるパッドの費用は、所定点数に含まれる。

D291 皮内反応検査、ヒナルゴンテスト、鼻アレルギー誘発試験、過敏性転嫁検査、薬物光

線貼布試験、最小紅斑量（MED）測定

- (1) 皮内反応検査とは、ツベルクリン反応、各種アレルギーの皮膚貼布試験（皮内テスト、スクラッチテストを含む。）等であり、ツベルクリン、アレルギー等検査に使用した薬剤に係る費用は、区分番号「D500」薬剤により算定する。
- (2) 数種のアレルギー又は濃度の異なったアレルギーを用いて皮内反応検査を行った場合は、それぞれにつき1箇所として所定点数を算定するものである。
- (3) 薬物投与に当たり、あらかじめ皮内反応、注射等による過敏性検査を行った場合にあっては、皮内反応検査の所定点数は算定できない。
- (4) 薬物光線貼布試験、最小紅斑量（MED）測定は、1照射につき1箇所として算定する。

D291-2 小児食物アレルギー負荷検査

- (1) 問診及び血液検査等から、食物アレルギーが強く疑われる9歳未満の小児に対し、原因抗原の特定、耐性獲得の確認のために、食物負荷検査を実施した場合に、12月に2回を限度として算定する。
- (2) 検査を行うに当たっては、食物アレルギー負荷検査の危険性、必要性、検査方法及びその他の留意事項について、患者又はその家族等に対して文書により説明の上交付するとともに、その文書の写しを診療録に添付すること。
- (3) 負荷試験食の費用は所定点数に含まれる。
- (4) 小児食物アレルギーの診療に当たっては、「厚生労働科学研究班による食物アレルギーの診療の手引き2011（平成21～23年度厚生労働科学研究）」を参考とすること。
- (5) 「注2」の注射とは、第6部第1節第1款の注射実施料をいい、施用した薬剤の費用は、別途算定する。

D291-3 内服・点滴誘発試験

- (1) 貼付試験、皮内反応、リンパ球幼若化検査等で診断がつかない蕁麻疹の診断を目的とした場合であって、入院中の患者に対して被疑薬を内服若しくは点滴・静注した場合に限り算定できる。
- (2) 検査を行うに当たっては、内服・点滴誘発試験の危険性、必要性、検査方法及びその他の留意事項について、患者又はその家族等に対して文書により説明の上交付するとともに、その文書の写しを診療録に添付すること。

[内視鏡検査に係る共通事項（区分番号「D295」から区分番号「D325」まで）]

- (1) 本節の通則による新生児加算又は乳幼児加算を行う場合には、超音波内視鏡検査実施加算は、所定点数に含まないものとする。
- (2) 内視鏡検査の「通則2」による算定において、区分番号「D313」大腸内視鏡検査の「1」イ、ロ及びハについては、同一の検査として扱う。また、準用が通知されている検査については、当該検査が準ずることとされている検査と同一の検査として扱う。
- (3) 「通則5」の入院中の患者以外の患者に対する内視鏡検査（区分番号「D324」及び「D325」を除く。以下、「通則5」に係る留意事項において、「内視鏡検査」という。）の休日加算、時間外加算又は深夜加算は、次の場合に算定できる。ただし、内視鏡検査が保険医療機関又は保険医の都合により休日、時間外又は深夜に行われた場合には算定できない。

(ア) 休日加算、時間外加算又は深夜加算が算定できる初診又は再診に引き続き行われ

た緊急内視鏡検査の場合

- (イ) 初診又は再診に引き続いて、内視鏡検査に必要な不可欠な検査等を行った後速やかに内視鏡検査（休日に行うもの又はその開始時間（患者に対し直接施療した時をいう。）が診療時間以外の時間若しくは深夜であるものに限る。）を開始した場合であって、当該初診又は再診から内視鏡検査の開始時間までの間が8時間以内である場合（当該内視鏡検査の開始時間が入院手続きの後の場合を含む。）
- (4) 通則5の入院中の患者に対する内視鏡検査の休日加算又は深夜加算は、病状の急変により、休日に緊急内視鏡検査を行った場合又は開始時間が深夜である緊急内視鏡検査を行った場合に算定できる。
- ただし、内視鏡検査が保険医療機関又は保険医の都合により休日又は深夜に行われた場合には算定できない。
- (5) 通則5の休日加算、時間外加算又は深夜加算の対象となる時間の取扱いは初診料と同様であり、区分番号「A000」初診料の注9又は区分番号「A001」再診料の注7に規定する夜間・早朝等加算を算定する場合にあつては、通則5の休日加算、時間外加算又は深夜加算は算定しない。
- (6) 通則5の休日加算、時間外加算又は深夜加算に係る「所定点数」とは、区分番号「D295」から「D323」までに掲げられた点数及び各注による加算を合計した点数であり、内視鏡検査の通則における費用は含まない。ただし、同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の検査である場合「所定点数」は、区分番号「D295」から「D323」までに掲げられた点数及び各注による加算を合計した点数の100分の90に相当する点数とする。
- (7) 内視鏡検査に際して第2章第11部に掲げる麻酔を行った場合は、麻酔の費用を別に算定する。
- (8) 内視鏡検査で麻酔手技料を別に算定できない麻酔を行った場合の薬剤料は、区分番号「D500」薬剤により算定する。
- (9) 処置又は手術と同時に行った内視鏡検査は、別に算定できない。
- (10) 内視鏡検査当日に、検査に関連して行う第6部第1節第1款の注射実施料は別に算定できない。
- (11) 区分番号「D295」関節鏡検査から区分番号「D325」肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法までに掲げる内視鏡検査は、次により算定する。
- ア 生検用ファイバースコープを使用して組織の採取を行った場合は、採取した組織の個数にかかわらず、1回の内視鏡検査について区分番号「D414」内視鏡下生検法に掲げる所定点数を別に算定する。
- イ 互いに近接する部位の2以上のファイバースコープ検査を連続的に行った場合には、主たる検査の所定点数のみにより算定する。
- ウ 内視鏡検査をエックス線透視下において行った場合にあつても、区分番号「E000」透視診断は算定しない。
- エ 写真診断を行った場合は、使用フィルム代（現像料及び郵送料を含むが、書留代等は除く。）を10円で除して得た点数を加算して算定するが、区分番号「E002」撮影及び区分番号「E001」写真診断は算定しない。

オ 当該保険医療機関以外の医療機関で撮影した内視鏡写真について診断のみを行った場合は、診断料として1回につき所定点数を算定できるが、患者が当該傷病につき当該医療機関で受診していない場合は算定できない。

(12) 区分番号「D306」食道ファイバースコープ、「D308」胃・十二指腸ファイバースコープ、「D310」小腸内視鏡検査、「D312」直腸ファイバースコープ又は「D313」大腸内視鏡検査を行う際に、インジゴカルミン、メチレンブルー、トリジンブルー、コンゴレッド等による色素内視鏡法を行った場合は、粘膜点墨法に準じて算定する。ただし、使用される色素の費用は所定点数に含まれる。

(13) 内視鏡検査を行うに~~当~~あたっては、関係学会のガイドライン等に基づき、必要な消毒及び洗浄を適切に行うこと。

(14) 鎮静下に内視鏡検査を実施する場合には、モニター等で患者の全身状態の把握を行うこと。

D296-2 鼻咽腔直達鏡検査

鼻咽腔直達鏡検査は、区分番号「D298」嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコープと同時にを行った場合は算定できない。

D298 嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコープ

嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコープについては、嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部の全域にわたっての一連の検査として算定する。

D298-2 内視鏡下嚥下機能検査

(1) 内視鏡下嚥下機能検査は、嚥下機能が低下した患者に対して、喉頭内視鏡等を用いて直接観察下に着色水を嚥下させ、嚥下反射惹起のタイミング、着色水の咽頭残留及び誤嚥の程度を指標に嚥下機能を評価した場合に算定する。

(2) 内視鏡下嚥下機能検査、区分番号「D298」嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコープ及び区分番号「D299」喉頭ファイバースコープを2つ以上行った場合は、主たるもののみ算定する。

D302 気管支ファイバースコープ

「注」の気管支肺胞洗浄法検査加算は、肺胞蛋白症、サルコイドーシス等の診断のために気管支肺胞洗浄を行い、洗浄液を採取した場合に算定する。

D304 縦隔鏡検査

縦隔鏡検査は、主に胸部（肺及び縦隔）の疾病の鑑別、肺癌の転移の有無、手術適応の決定のために用いられるものをいう。

D306 食道ファイバースコープ

(1) 「注」の粘膜点墨法とは、治療範囲の決定、治療後の部位の追跡等を目的として、内視鏡直視下に無菌の墨汁を消化管壁に極少量注射して点状の目印を入れるものである。

(2) 表在性食道がんの診断のための食道ヨード染色法は、粘膜点墨法に準ずる。ただし、染色に使用されるヨードの費用は、所定点数に含まれる。

(3) 「注2」の狭帯域光強調加算は、拡大内視鏡を用いた場合であって、狭い波長帯による画像を利用した観察を行った場合に算定できる。

(4) 関連する学会の消化器内視鏡に関するガイドラインを参考に消化器内視鏡の洗浄消毒を実施していることが望ましい。

~~D 3 0 7 胃鏡検査、ガストロカメラ~~

~~胃鏡検査とガストロカメラは併せて算定できない。~~

D 3 0 8 胃・十二指腸ファイバースコープ

関連する学会の消化器内視鏡に関するガイドラインを参考に消化器内視鏡の洗浄消毒を実施していることが望ましい。

D 3 0 9 胆道ファイバースコープ

関連する学会の消化器内視鏡に関するガイドラインを参考に消化器内視鏡の洗浄消毒を実施していることが望ましい。

D 3 1 0 小腸内視鏡検査

(1) 「3」のカプセル型内視鏡によるものは、次の場合に算定する。

ア カプセル型内視鏡によるものは、消化器系の内科又は外科の経験を5年以上有する常勤の医師が1人以上配置されている場合に限り算定する。なお、カプセル型内視鏡の滞留に適切に対処できる体制が整っている保険医療機関において実施すること。

イ カプセル型内視鏡の適用対象（患者）については、薬事法承認の内容に従うこと。~~承認認められた適用対象（患者）に対して使用すること。~~

ウ カプセル型内視鏡を使用した患者については、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に症状詳記を添付する。

(2) 小腸内視鏡検査は、2種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。ただし、「3」のカプセル型内視鏡によるものを行った後に、診断の確定又は治療を目的として「1」のダブルバルーン内視鏡によるもの又は「2」のシングルバルーン内視鏡によるものを行った場合においては、いずれの点数も算定する。 —

(3) 関連する学会の消化器内視鏡に関するガイドラインを参考に消化器内視鏡の洗浄消毒を実施していることが望ましい。

D 3 1 0 - 2 消化管通過性検査

消化管通過性検査は、消化管の狭窄又は狭小化を有する又は疑われる患者に対して、区分番号「D 3 1 0」小腸内視鏡検査の「3」カプセル型内視鏡によるものを実施する前に、カプセル型内視鏡と形・大きさが同一の造影剤入りカプセルを患者に内服させ、消化管の狭窄や狭小化を評価した場合に、一連の検査につき1回に限り算定する。また、区分番号「E 0 0 1」の写真診断及び区分番号「E 0 0 2」の撮影は別に算定できる。

D 3 1 1 直腸鏡検査

(1) 直腸鏡検査を、区分番号「D 3 1 1 - 2」肛門鏡検査と同時に行った場合は主たるもののみ算定する。

(2) 肛門部の観察のみを行った場合は、直腸鏡検査ではなく、区分番号「D 3 1 1 - 2」肛門鏡検査を算定する。

(3) コロンブラッシュ法は、直腸鏡検査の所定点数に、検鏡診断料として沈渣塗抹染色による細胞診断の場合は、区分番号「N 0 0 4」細胞診（1部位につき）の所定点数を、また、包埋し組織切片標本作製し検鏡する場合は、区分番号「N 0 0 0」病理組織標本作製（1臓器につき）の所定点数を併せて算定する。

D 3 1 1 - 2 肛門鏡検査

肛門鏡検査を、区分番号「D 3 1 1」直腸鏡検査と同時に行った場合は主たるもののみ算定

する。

D 3 1 2 直腸ファイバースコープ

関連する学会の消化器内視鏡に関するガイドラインを参考に消化器内視鏡の洗浄消毒を実施していることが望ましい。

D 3 1 3 大腸内視鏡検査

(1) 「1」のファイバースコープによるものについては、関連する学会の消化器内視鏡に関するガイドラインを参考に消化器内視鏡の洗浄消毒を実施していることが望ましい。

~~(2)~~ 「2」のカプセル型内視鏡によるものは以下のいずれかに該当する場合に限り算定する。

イ 大腸内視鏡検査が必要であり、大腸ファイバースコープを実施したが、腹腔内の癒着等により回盲部まで到達できなかった患者に用いた場合

ロ 大腸内視鏡検査が必要であるが、腹部手術歴があり癒着が想定される場合等、器質的異常により大腸ファイバースコープが実施困難であると判断された患者に用いた場合

~~(3)~~ 同一の患者につき、「1」のファイバースコープによるものと「2」のカプセル型内視鏡によるものを併せて2回以上行った場合には、主たるもののみ算定する。ただし、~~(2)~~のイに掲げる場合は、併せて2回に限り算定する。

~~(4)~~ 「2」のカプセル型内視鏡によるものは、消化器系の内科又は外科の経験を5年以上有する常勤の医師が1人以上配置されている場合に限り算定する。なお、カプセル型内視鏡の滞留に適切に対処できる体制が整っている保険医療機関において実施すること。

~~(5)~~ 「2」のカプセル型内視鏡により大腸内視鏡検査を実施した場合は、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に症状詳記を添付すること。さらに、~~(2)~~のイの場合は大腸ファイバースコープを実施した日付を明記し、~~(2)~~のロの場合は大腸ファイバースコープが実施困難な理由を明記すること。

D 3 1 4 腹腔鏡検査

(1) 人工気腹術は、腹腔鏡検査に伴って行われる場合にあっては、別に算定できない。

(2) 腹腔鏡検査を、区分番号「D 3 1 5」腹腔ファイバースコープと同時に行った場合は主たるものの所定点数を算定する。

D 3 1 7 膀胱尿道ファイバースコープ

(1) 膀胱尿道ファイバースコープは軟性膀胱鏡を用いた場合に算定する。

(2) 膀胱尿道ファイバースコープを必要とする場合において、膀胱結石等により疼痛が甚しいとき、あるいは著しく患者の知覚過敏なとき等にキシロカインゼリーを使用した場合における薬剤料は、区分番号「D 5 0 0」薬剤により算定する。

(3) 膀胱尿道ファイバースコープにインジゴカルミンを使用した場合は、区分番号「D 2 8 9」その他の機能テストの「2」の所定点数を併せて算定する。

(4) 膀胱尿道ファイバースコープについては、前部尿道から膀胱までの一連の検査を含むものとする。

(5) 「注」の狭帯域光強調加算は、上皮内癌(CIS)と診断された患者に対し、治療方針の決定を目的に実施した場合に限り算定する。

D 3 1 7-2 膀胱尿道鏡検査

(1) 膀胱尿道鏡検査は硬性膀胱鏡を用いた場合に算定する。

- (2) 膀胱尿道鏡検査を必要とする場合において、膀胱結石等により疼痛が甚しいとき、あるいは著しく患者の知覚過敏なとき等にキシロカインゼリーを使用した場合における薬剤料は、区分番号「D500」薬剤により算定する。
- (3) 膀胱尿道鏡検査にインジゴカルミンを使用した場合は、区分番号「D289」その他の機能テストの「2」の所定点数を併せて算定する。
- (4) 膀胱尿道鏡検査については、前部尿道から膀胱までの一連の検査を含むものとする。
なお、膀胱のみ又は尿道のみの観察では所定点数は算定できない。
- (5) 「注」の狭帯域光強調加算は、上皮内癌（CIS）と診断された患者に対し、治療方針の決定を目的に実施した場合に限り算定する。

D318 尿管カテーテル法（両側）

尿管カテーテル法は、ファイバースコープを用いて尿管の通過障害、結石、腫瘍等の検索を行った場合に算定できるもので、同時に行う区分番号「D317」膀胱尿道ファイバースコープ及び区分番号「D317-2」膀胱尿道鏡検査を含む。

なお、ファイバースコープ以外の膀胱鏡による場合には算定できない。

D319 腎盂尿管ファイバースコープ（片側）

腎盂尿管ファイバースコープの所定点数には、ファイバースコープを用いた前部尿道から腎盂までの一連の検査を含む。

D320 ヒステロスコピー

ヒステロスコピーに際して、子宮腔内の出血により子宮鏡検査が困難なため、子宮鏡検査時の腔内灌流液を使用した場合における薬剤料は、区分番号「D500」薬剤により算定する。
ただし、注入手技料は算定しない。

D324 血管内視鏡検査

区分番号「D220」呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープの費用は、所定点数に含まれる。

D325 肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法

- (1) 造影剤を使用した場合においても、血管造影等のエックス線診断の費用は、別に算定しない。
- (2) 検査を実施した後の縫合に要する費用は、所定点数に含まれる。

第4節 診断穿刺・検体採取料

- 各部位の穿刺・針生検においては、同一部位において2か所以上行った場合にも、所定点数のみの算定とする。
- 診断穿刺・検体採取後の創傷処置については、区分番号「J000」創傷処置における手術後の患者に対するものとして翌日より算定できる。
- 同一日に実施された下記に掲げる穿刺と同一の処置としての穿刺については、いずれか一方のみ算定する。
 - 脳室穿刺
 - 後頭下穿刺
 - 腰椎穿刺、胸椎穿刺又は頸椎穿刺
 - 骨髄穿刺

- (5) 関節穿刺
- (6) 上顎洞穿刺並びに扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺
- (7) 腎嚢胞又は水腎症穿刺
- (8) ダグラス窩穿刺
- (9) リンパ節等穿刺
- (10) 乳腺穿刺
- (11) 甲状腺穿刺

4 区分番号「D409」リンパ節等穿刺又は針生検から区分番号「D413」前立腺針生検法までに掲げるものをCT透視下に行った場合は、区分番号「E200」コンピューター断層撮影（CT撮影）の所定点数を別途算定する。ただし、第2章第4部第3節コンピューター断層撮影診断料の通則2に規定する場合にあっては、通則2に掲げる点数を算定する。

D400 血液採取

血液採取に係る乳幼児加算は、「1」の静脈及び「2」のその他のそれぞれについて加算するものである。

D404-2 骨髓生検

骨髓生検は、骨髓生検針を用いて採取した場合にのみ算定できる。骨髓穿刺針を用いた場合は区分番号「D404」骨髓穿刺の所定点数により算定する。

D409-2 センチネルリンパ節生検

- (1) 触診及び画像診断の結果、腋窩リンパ節への転移が認められない乳がんに係る手術を予定している場合のみ算定する。
- (2) センチネルリンパ節生検を乳房悪性腫瘍手術と同日に行う場合は、区分番号「K476」乳腺悪性腫瘍手術の注1又は注2で算定する。
- (3) センチネルリンパ節生検に伴う放射性同位元素の薬剤料は、区分番号「D500」薬剤として算定する。
- (4) 放射性同位元素の検出に要する費用は、区分番号「E100」シンチグラム（画像を伴うもの）の「1」部分（静態）（一連につき）により算定する。
- (5) 摘出したセンチネルリンパ節の病理診断に係る費用は、第13部病理診断の所定点数を算定する。

D412 経皮的針生検法

経皮的針生検法とは、区分番号「D404-2」、区分番号「D409」、区分番号「D410」、区分番号「D411」及び区分番号「D413」に掲げる針生検以外の臓器に係る経皮的針生検をいう。

なお、所定点数には透視（CT透視を除く。）、心電図及び超音波検査が含まれており、別途算定できない。

D414 内視鏡下生検法

「1臓器」の取扱いについては、区分番号「N000」病理組織標本作製（1臓器につき）に準ずる。

D414-2 超音波内視鏡下穿刺吸引生検法（EUS-FNA）

- (1) 超音波内視鏡下穿刺吸引生検法（EUS-FNA）はコンベックス走査型超音波内視鏡を用いて、経消化管的に生検を行った場合に算定できる。

- (2) 採取部位に応じて、内視鏡検査のうち主たるものの所定点数を併せて算定する。ただし、内視鏡検査通則「1」に掲げる超音波内視鏡加算は所定点数に含まれ、算定できない。

D 4 1 5 経気管肺生検法

- (1) 経気管肺生検法と同時に行われるエックス線透視に係る費用は、当該検査料に含まれる。また、写真診断を行った場合は、フィルム代のみ算定できるが、撮影料、診断料は算定できない。
- (2) 経気管肺生検法は、採取部位の数にかかわらず、所定点数のみ算定する。
- (3) 区分番号「D 3 0 2」に掲げる気管支ファイバースコープの点数は別に算定できない。
- (4) C T透視下とは、気管支鏡を用いた肺生検を行う場合に、C Tを連続的に撮影することをいう。またこの場合、C Tに係る費用は別に算定できる。

D 4 1 5 - 2 超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法 (E B U S - T B N A)

- (1) 超音波気管支鏡 (コンベックス走査方式に限る。) を用いて行う検査をいい、気管支鏡検査及び超音波に係る費用は別に算定できない。
- (2) 採取部位の数にかかわらず、所定点数のみ算定する。
- (3) 当該検査と同時に行われるエックス線透視に係る費用は、当該検査料に含まれる。また、写真診断を行った場合は、フィルム代のみ算定できるが、撮影料、診断料は算定できない。

D 4 1 6 臓器穿刺、組織採取

「2」の開腹による臓器穿刺、組織採取については、穿刺回数、採取臓器数又は採取した組織の数にかかわらず、1回として算定する。

D 4 1 9 その他の検体採取

- (1) 「1」の胃液・十二指腸液採取については、1回採取、分割採取にかかわらず、この項の所定点数により算定するものとし、ゾンデ挿入に伴いエックス線透視を行った場合においても、エックス線透視料は、別に算定しない。
- (2) 「2」の胸水・腹水採取の所定点数には、採取及び簡単な液検査 (肉眼的性状観察、リバルタ反応、顕微鏡による細胞の数及び種類の検査) の費用が含まれる。
なお、塗抹染色顕微鏡検査を行った場合は、区分番号「D 0 1 7」排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査により、血液化学検査を行った場合は、区分番号「D 0 0 4」穿刺液・採取液検査の「~~18~~18」その他により、細胞診検査を行った場合は、区分番号「N 0 0 4」細胞診により算定する。
- (3) 「4」の前房水採取については、内眼炎等の診断を目的に前房水を採取した場合に算定する。
- (4) 人工腎臓、人工心肺等の回路から動脈血採取を行った場合の採血料は算定できない。
- (5) 副腎静脈サンプリング (一連につき)
ア 原発性アルドステロン症及び原発性アルドステロン症合併クッシング症候群の患者に対して、副腎静脈までカテーテルを進め、左右副腎静脈から採血を行った場合に算定する。
イ 副腎静脈サンプリング実施時に副腎静脈造影を行った場合においては、血管造影等のエックス線診断の費用は、別に算定しない。
ウ 副腎静脈サンプリングで実施する血液採取以外の血液採取は、別に算定できない。